

令和2年9月1日（火曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	久 保 田 洋 子	病 院 事 業 管 理 者
設 楽 伸 子	総 務 課 長 (併) 選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	武 田 新 二	防 災 危 機 管 理 長 課
大 沼 利 子	財 政 課 長	伊 藤 孝	上 下 水 道 課 長
高 林 清 美	市 民 生 活 課 長	後 藤 芳 和	商 工 推 進 課 長
土 田 理 一	建 設 管 理 課 長	今 野 育 男	高 齢 者 支 援 課 長
門 口 隆 太	農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	眞 木 立 子	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
小 林 弘 之	病 院 事 務 長	佐 藤 肇	学 校 教 育 課 長
船 田 孝 夫	監 査 委 員	木 村 幸 一	監 査 委 員 長 事 務 局 長

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦	事 務 局 長	東 海 林 茂 美	局 長 補 佐
兼 子 拓 也	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第1号 第3回定例会
令和2年9月1日(火) 午前9時30分開議

開 会

- 日程第 1 会議録署名議員指名
" 2 会期決定
" 3 諸般の報告
 (1) 定例監査結果等報告について
" 4 行政報告
 (1) 市政の概況について
" 5 質疑
" 6 人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについて
" 7 議第52号 表彰について
" 8 議案説明
" 9 委員会付託
" 10 質疑・討論・採決
" 11 報告第3号 令和元年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について
" 12 報告第4号 令和元年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について
" 13 質疑
" 14 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第9号))
" 15 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第10号))
" 16 議案説明
" 17 委員会付託
" 18 質疑・討論・採決
" 19 認第 1号 令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
" 20 認第 2号 令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 21 認第 3号 令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
" 22 認第 4号 令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 23 認第 5号 令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
" 24 認第 6号 令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
" 25 認第 7号 令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
" 26 認第 8号 令和元年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
" 27 認第 9号 令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
" 28 議第53号 令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

- 日程第 2 9 議第 5 4 号 令和 2 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 〃 3 0 議第 5 5 号 令和 2 年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 3 1 議第 5 6 号 令和 2 年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第 1 号）
- 〃 3 2 議第 5 7 号 寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正について
- 〃 3 3 議第 5 8 号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 3 4 議第 5 9 号 史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設展示制作請負契約の締結について
- 〃 3 5 議第 6 0 号 （仮称）陵南アパート整備等事業契約の締結について
- 〃 3 6 議第 6 1 号 財産（小型除雪車）の取得について
- 〃 3 7 議第 6 2 号 財産（消防ポンプ自動車）の取得について
- 〃 3 8 議第 6 3 号 寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について
- 〃 3 9 請願第 2 号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度 2 分の 1 復元をはかるための、2 0 2 1 年度政府予算に係る意見書採択要請の請願
- 〃 4 0 議案説明
- 〃 4 1 監査委員報告
- 散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 号に同じ

開 会 午前 9 時 3 0 分

○**柏倉信一議長** おはようございます。

ただいまから令和 2 年第 3 回寒河江市議会定例会を開会いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、報道機関より本定例会における写真撮影及び録音の申出があり、議長においてこれを許可しております。

本日の会議は議事日程第 1 号によって進めてまいります。

なお、本定例会においても新型コロナウイルス対策として、パーティションを設置しております。議員各位におかれましては、質疑の際は質問席で、また執行部におかれましては、発言の際は全て演壇で行っていただきますようお願いいたします。

会議録署名議員指名

○**柏倉信一議長** 日程第 1、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 87 条の規定により議長において、3 番鈴木みゆき議員、16 番阿部 清議員を指名いたします。

会 期 決 定

○柏倉信一議長 日程第2、会期決定を議題といたします。

本定例会の会期など議事日程につきましては、議会運営委員会で協議を願っておりますので、その結果について委員長の報告を求めます。木村議会運営委員長。

〔木村寿太郎議会運営委員長 登壇〕

○木村寿太郎議会運営委員長 おはようございます。

議会運営委員会における協議の結果について御報告申し上げます。

本日招集になりました令和2年第3回寒河江市議会定例会の運営につきましては、去る8月

27日、委員6名全員出席並びに関係者出席のもと議会運営委員会を開催し、協議いたしました。

会期につきましては、提案されます議案数や一般質問通告数などを勘案し、本日から9月24日までの24日間と決定いたしました。その間の会議等につきましては、お示ししております第3回定例会日程表のとおり決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、報告といたします。

○柏倉信一議長 お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月24日までの24日間と決定いたしました。

第3回定例会日程

令和2年9月1日（火）開会

月 日	時 間	会 議		場 所
9月 1日(火)	午前9時30分	本 会 議	開会、会議録署名議員指名、会期決定、諸般の報告、行政報告、質疑、人権擁護委員候補者推薦、表彰議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、報告、質疑、承認議案上程、同説明、委員会付託、質疑・討論・採決、議案・請願上程、同説明、監査委員報告	議 場
9月 2日(水)		休 会 (議 案 調 査)		
9月 3日(木)		休 会 (議 案 調 査)		
9月 4日(金)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月 5日(土)		休 会		
9月 6日(日)		休 会		
9月 7日(月)		休 会 (議 案 調 査)		
9月 8日(火)		休 会 (議 案 調 査)		

9月9日(水)	午前9時30分	本 会 議	一 般 質 問	議 場
9月10日(木)	午前9時30分	本 会 議	質疑、決算特別委員会設置、予算特別委員会設置、委員会付託	議 場
	本会議終了後	決算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	決算特別委員会終了後	予算特別委員会	開会、議案説明、質疑、分科会分担付託	議 場
	予算特別委員会終了後	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
9月11日(金)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
9月12日(土)	休 会			
9月13日(日)	休 会			
9月14日(月)	午前9時30分	総務産業常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
	総務産業常任委員会分科会終了後	厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
9月15日(火)	午前9時30分	厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
9月16日(水)	午前9時30分	厚生文教常任委員会分科会	付託案件審査	議 場
9月17日(木)	休 会 (事 務 処 理)			
9月18日(金)	休 会 (事 務 処 理)			
9月19日(土)	休 会			
9月20日(日)	休 会			
9月21日(月)	休 会			
9月22日(火)	休 会			
9月23日(水)	休 会 (事 務 処 理)			
9月24日(木)	午前9時30分	決算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	決算特別委員会終了後	予算特別委員会	分科会委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場
	予算特別委員会終了後	本 会 議	議案・請願上程、委員長報告、質疑・討論・採決、閉会	議 場

す。

諸 般 の 報 告

(1) 定例監査結果等報告については、お示ししております文書によって御了承願います。

○柏倉信一議長 日程第3、諸般の報告であります。

行政報告

○柏倉信一議長 日程第4、行政報告であります。

(1) 市政の概況について市長から報告を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

令和2年第3回定例会の開会に当たり、市政の概況に先立ちまして、まず、このたびの自立支援医療事務等における不適切な事務処理事案について、御報告とおわびを申し上げます。

内容につきましては、自立支援医療の更生医療における自己負担上限額の算定において、本来の額より低く算定をしたこと、また、特別障害者手当等の給付事業において、有期認定者の再認定手続がないまま支給を継続したもの等でございます。

このたびの件により、市民の皆様をはじめ関係者の方々に対しまして、多大なる御迷惑をおかけし、市政への信頼を著しく損なうことになりましたことを心から深くおわび申し上げる次第であります。関係職員に対しては、厳正な処分をいたしました。これまでも再三にわたり、職員に注意喚起を行ってきたにもかかわらず、このような事案が発生したことは誠に遺憾であり、今後チェック体制の強化などさらなる再発防止を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいり所存であります。

誠に申し訳ございませんでした。

それでは、6月定例会以降、今定例会までの主な市政の概況について御報告を申し上げます。

初めに、令和2年7月豪雨による本市の被害状況等について申し上げます。

停滞する梅雨前線と低気圧の影響により7月27日から県内の広い範囲で降り続いた雨は、山形地方气象台によると1日当たりの降水量が7月の観測史上最大を記録する大雨となり、県内全域にわたって浸水や土砂災害などの被害をも

たらしました。本市に最も近いアメダス観測地点である大江町では、1日当たりの降水量が175.5ミリメートルに達し、本市においては、人的被害、ライフラインへの被害はなかったものの、家屋倒壊、床上・床下浸水、道路・農地等の土砂崩れ、農作物の冠水などの被害をもたらしました。

市におきましては、7月28日午前4時53分に土砂災害大雨警報が発令されたために、同日午前6時に災害対策本部を設置し、寒河江市消防団による巡視警戒を実施し、島地内の最上川堤防において土のう積みによる洪水防止対策や河川の水位状況の確認、土砂災害危険区域の巡回による状況確認を実施し、市内の被害状況、河川水位の情報収集などを行いました。また、今後の降水状況も考慮し、午前9時に市内9か所に自主避難所を開設し、早期避難の呼びかけを行い、午後2時には土砂災害発生危険箇所である市内11か所に対し避難勧告を発令し、午後6時には最上川の洪水災害に対し発生危険箇所である市内12地区に対し、避難指示を発令しております。これらに伴い、市内小中学校9校及び寒河江高等学校、福祉避難所2か所など指定避難所17か所を開設し、避難を呼びかけたところでございます。

避難に当たっては市民の皆様の防災意識の高まりや町会、自主防災組織の活動等により迅速に避難行動が行われたこともあり、延べ1,182名の方が避難をされました。

避難所においては、新型コロナウイルス感染防止対策として、手指消毒やマスクの着用、ソーシャルディスタンスの確保など避難者の方々から御協力をいただいたところでございます。

一方、市道に関する土砂崩れや道路の冠水については、白岩地区、醍醐地区、柴橋地区を中心に発生し、現時点で被害箇所は土砂崩れ等21か所、道路の冠水が7か所、河川の土砂崩れが7か所、合計39か所で発生し、被害額は1億

4,400万円となっております。市道陣ヶ峯線で起きた土砂崩れについては、浸透防止工を行い、応急処置を実施しており、市道の土砂については、8月7日に撤去を完了し11日に交通止めを解除したところでございます。今後測量設計を実施した後、国の災害査定を受けて、のり面等の復旧工事を行ってまいります。

また、河川の増水による浸水や護岸の欠損等の被害につきましては、最上川をはじめ、鶯沢川、湯沢川等の中小河川で発生しており、被害箇所は11か所となっております。特に、最上川寒河江緑地（グリバーさがえ）においては、過去にない水位を記録しており、多目的水面広場の水没、流木の流入、護岸の欠損等が発生し、甚大な被害となっておりますが、被害額については現在精査中でございます。河川敷公園の被害額は、最上川寒河江緑地の復旧工事費を除き、チェリーランド河川敷公園等で2,151万円となっております。今後測量設計を行い、国の災害査定を受けた後に、原状を回復すべく復旧工事を進めてまいります。

これらの被害箇所につきましては、早期復旧に向け取り組んでいくとともに、住家の被害に見舞われた方などに対し、災害見舞金を支給し支援するとともに、国や県と連携しながら災害救助法などの支援策を活用し、応急対策をはじめ、災害復旧に全力を尽くしてまいります。

また、直後の8月4日には、市といたしまして国土交通省山形河川国道事務所長に対し、被害の状況報告と島地区最上川左岸の安全対策の実施等を要望するとともに、併せて「道の駅寒河江」の重点道の駅への認定及び寒河江地区かわまちづくりの事業推進について支援をお願いしたところでございます。

次に、農作物、農地等の被害状況について申し上げます。

農作物の被害につきましては、現時点で野

菜・豆・果樹等の作物の被害面積は191.5ヘクタール、被害額は4,682万円、パイプハウスなどの園芸施設の被害については、面積として0.3ヘクタール、被害額は170万円となっております。今後、国、県による補助金等を活用し、被害に見舞われた農業者への支援を、農協をはじめとする関係機関と連携しながら行ってまいります。

また、農地の被害については、現時点で被害面積5.2ヘクタール、被害額2億4,091万円、農業用施設の被害については、被害箇所61か所、被害額2億6,390万円、林道の被害については、被害箇所5か所、被害額80万円となっております。合計の被害額については5億561万円となっております。

農道などの被害については、国、県による補助金等を活用しながら被害に見舞われた農業者の負担をできるだけ小さくできるよう支援を行い、早期の復旧に取り組んでまいります。

このたびの豪雨において被害に遭われました市民の皆様に対しまして改めてお見舞いを申し上げますとともに、市といたしましては8月28日付で激甚災害の指定を受けて、速やかに復旧につながることを期待しており、早期の生活再建、災害復旧に向け全力で取り組んでまいります。また、今後、このたびの災害対応を検証し、課題を洗い出して、次に備えるべく、ソフト・ハード両面において一層強力で防災・減災対策に取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について申し上げます。

新型コロナウイルスにつきましては、全国的に感染者が多い首都圏等の大都市部との往来が原因と思われる感染や若年者の感染が目立ち、クラスターの発生や家族内感染など身近な場所での感染が広がっており、重症化しやすい高齢者の感染も増加している状況にあります。

本市におきましては、これまで市民の感染者は確認されておりませんが、7月に市内の飲食

店に勤務する市外在住者の感染が確認されるなど、すぐ近くまで感染の危険性が迫っている状況であります。こうした状況を踏まえ、感染拡大のリスクを抑えていくために、地域での各種会合やイベントなどを開催する際の判断基準の一助としていただきたく、市独自の5段階の注意・警戒レベルを設定をいたしました。本市における現在の注意・警戒レベルについては、市のホームページに掲載し、情報提供を行っておりますので、ぜひ御確認をいただき、注意を払っていただきたいというふうに考えております。

次に、1人10万円の特別定額給付金事業の実施状況について申し上げます。

当初8月11日を期限として申請を受け付けてまいりましたが、令和2年7月豪雨に際し、災害救助法が本市に適用されたことに鑑み、8月31日まで期限を延長し対応してまいりました。

集計の結果、1万4,226世帯、4万805人分、40億8,050万円の給付となり、対象世帯の約99.9%、人口の約99.9%の給付となったところでございます。

次に、市独自対策の状況等について申し上げます。

市内事業者の経営継続を支援するため、5月15日から開始いたしました「市緊急経営継続支援金事業」については、8月31日時点で830件の事業者に対し約4億2,500万円を交付してございます。

一方、7月に市内の飲食店の従業員が新型コロナウイルスに感染している事例を受けて、飲食店や宿泊施設等を安心して御利用いただくために、去る8月6日に村山保健所から講師を迎えて感染症予防研修会を開催し、参加した事業者に対し「新型コロナ対策宣言店」のステッカーを183件交付しております。

また、市内の中小企業者などが、国が提唱する新しい生活様式に対応するための環境整備に必要な消耗品等の経費を支援することを目的に

8月17日から「新生活様式対応支援事業」を開始しているところでありますが、これについては、一層充実してまいりたいというふうに考えております。

次に、市内小中学校での対策について申し上げます。

小中学校においては、臨時休校に伴う授業の遅れを取り戻すべく、当初予定よりいずれの学校も夏休みを短縮して実施いたしました。最も早い学校では8月1日から、最も遅い学校でも8月6日から始まり、夏休み期間は13日から18日間となっております。

また、今年度は、県教育委員会の指導により、全小中学校で水泳の授業は中止とさせていただきます。これは更衣室等が「3密」になることや、学校の長期休校により児童生徒の体力低下が予想されること、春先の健康診断が行われていないこと等から水泳の場合「命に関わる事故」の発生が懸念されたための措置であります。

一方、西村山中学校総合体育大会や、全日本吹奏楽コンクール村山地区大会については、中止の決定がされておりますが、これまで懸命に部活動に取り組んできた中学3年生のために代替試合や代替演奏会が行われたところであります。市といたしましては、これらの大会の参加に対し、バス等の輸送費の補助を行ったところでございます。

新型コロナウイルス感染症対策については、今後も関係機関と連携を図り、市民の皆様、事業者の方々の御協力を賜りながら緊張感を持って感染防止に万全を期すとともに、経済状況の回復に向けた施策も推進してまいります。

次に、寒河江市の国・県に対する重要事業要望について申し上げます。

去る7月13日、柏倉市議会議長と共に、吉村県知事に対し、令和3年度寒河江市重要事業要望書を提出いたしました。

要望項目は全45件となっているわけでありま

すが、当日は、知事より次の3項目について回答をいただきました。

1つ目は、「市民が安心して暮らせる医療体制の確保」についてであります。昨年9月に厚生労働省から再編統合について特に検討が必要な医療機関として寒河江市立病院や県立河北病院などが公表されたことを受けて、西村山の医療体制の在り方については、両病院の統合を軸として議論を進めてほしいと提案をしたところでもあります。

県知事からは、西村山地域全体の医療提供体制を考える上では、両病院の中心的な利用者となる1市4町で議論に参画していくことが重要であり、これまでの地域医療構想調整会議を中心に県も積極的に関与しながら関係者間の議論を加速させてまいりたいとの回答をいただいたところでもあります。

次に、「冬期間の交流人口拡大のための継続したイベント開催」についてであります。

やまがた雪フェスティバルについては、雪を貴重な観光資源として捉え、山形の冬の魅力や雪の楽しさを体感し、満喫できる冬の総合イベントとして、また、県内各地で開催される個性豊かな雪まつりのオープニングイベントとして、これまで多くの皆様に御来場いただいているところではありますが、国の地方創生推進交付金を財源としており、この交付金が令和2年度で終了する予定であり、イベントの継続開催のためには財源の確保が課題となっておりますので、県としては「令和3年度政府の施策等に対する提案」の中で、地方創生推進交付金がより一層自由度の高いものとなるよう、また、十分な予算を確保するよう、引き続き政府に提案してまいりたいとの回答をいただいたところでございます。

3つ目は、「地域の活性化を促進する新平塩橋の整備」についてであります。引き続き、県と市による勉強会を通じて、周辺道路ネット

ワークを幅広く考えながら、整備主体を含めて総合的に考えていく必要があるとの回答をもらったところでもあります。

さらに、8月20日には1市4町の首長、議長、県議合合同により令和3年度西村山地方開発重要事業の要望書を県に対して提出するとともに、令和2年7月豪雨災害に関する緊急要望書を知事宛てに提出をしたところでもあります。

今後とも、各要望項目の実現に向けて積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでもあります。

次に、景気・雇用情勢について申し上げます。

7月31日に発表された日本銀行山形事務所の山形県金融経済概況では「山形県の景気は、新型コロナウイルス感染症の影響などから厳しい状況が続いている」としております。

山形労働局発表の6月の県内有効求人倍率は、原数値で1.04倍、ハローワークさがえ管内においては0.80倍、寒河江市内に限りますと1.03倍であります。

また、寒河江市内の正社員に係る有効求人倍率は0.87倍と全国平均の0.81倍、県平均の0.82倍を上回っている状況であります。

今後とも関係機関と連携を図りながら、社会経済情勢の変化に的確に対応した効果的な雇用対策を推進してまいる考えであります。

最後に、水稻の作柄概況について申し上げます。

8月28日に農林水産省より8月15日現在の作柄状況が発表され、村山地域においては、全もみ数が平年に比べやや多いことから「やや良」と見込まれているところでもあります。

今後の収穫に向け、農家の皆様の適切な栽培管理と併せて、台風による風水害など、天候の推移を注視してまいりたいと考えております。

以上、6月定例会以降の主な市政の概況を申しあげましたが、今後とも議員各位の御理解と御協力を賜りながら市政の運営に努めてまいり

ますので、よろしくお願いを申しあげる次第であります。

質 疑

○柏倉信一議長 日程第5、行政報告についての質疑であります。後日行われます一般質問の通告内容等と重複しないよう、議員において配慮されますようお願いいたします。

ただいまの行政報告について質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

人権擁護委員の候補者の推薦に 関し意見を求めることについて

○柏倉信一議長 日程第6、人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求めることについてを議題といたします。

本件については、お示ししております文書のとおり、委員候補者3名の推薦について、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市長より意見を求められております。

お諮りいたします。

これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、人権擁護委員の候補者の推薦については、市長の諮問のとおり同意することに決しました。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 次に、日程第7、議第52号表彰についてを議題といたします。

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第8、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 議第52号表彰についてを御説明申し上げます。

本市の交流、発展に寄与し、市政に功労のある方について表彰を行うため、本市表彰条例に基づき議会の同意を得ようとするものでございます。

お一人目、故大場正弘氏は、平成20年から令和2年1月に逝去されるまでの長きにわたり、町会長を務められ、長年にわたって地域活動の推進及び住民自治の発展に多大な貢献をされました。この間、平成22年から6年間にわたり、寒河江市町会長連合会会長を務められたのをはじめ、同連合会の副会長、理事などを歴任し、地域社会の発展と福祉増進のために精力的に活動し、自治組織の充実、強化に貢献されるなど、市勢発展に尽くされた功績は誠に大きなものがあります。

次に、アイジー工業株式会社でございます。アイジー工業株式会社は、昭和45年に創業され、本年4月に創業50周年を迎えられた記念事業として、産業教育等の振興のため、本市に1,000万円を寄附されました。このことは、公益のため私財を寄附された奇行な行為として他の模範となるものであり、市の教育環境の充実に多大な貢献をされ、市勢発展に尽くされた功績は誠に大きなものがございます。

それぞれの御功績、経歴等の詳細については別紙資料のとおりでございます。

なお、故大場正弘氏につきましては、追彰しようとするものでございます。

また、この件につきましては、去る8月17日開催の市表彰審査委員会において審査の結果、全会一致をもって表彰することが適当である旨、

御報告をいただきましたので、今回御提案申しあげるものでございます。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第9、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第10、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第52号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第52号表彰についてを採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第52号については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第52号についてはこれに同意する

ことに決しました。

報 告

○柏倉信一議長 日程第11、報告第3号令和元年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告について及び日程第12、報告第4号令和元年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についての2案件を一括議題といたします。

市長から報告を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

○佐藤洋樹市長 初めに、報告第3号令和元年度寒河江市財政の健全化判断比率の報告についてを御説明申し上げます。

財政健全化判断比率を各会計及び関係団体の決算等に基づき算定した結果、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は発生せず、実質公債費比率は7.7%、将来負担比率は19.7%となったものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御報告申し上げるものでございます。

次に、報告第4号令和元年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告についてを御説明申し上げます。

資金不足比率を4つの事業会計の決算等に基づき算定した結果、いずれの事業会計も資金不足比率は発生しないものでございます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により御報告申し上げます。

以上でございます。

質 疑

○柏倉信一議長 日程第13、これより質疑に入ります。

初めに、報告第3号令和元年度寒河江市財政

の健全化判断比率の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、報告第4号令和元年度寒河江市公営企業の資金不足比率の報告について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

議案上程

- 柏倉信一議長 日程第14、承認第7号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第9号))及び日程第15、承認第8号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第10号))の2案件を一括議題といたします。

議案説明

- 柏倉信一議長 日程第16、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

[佐藤洋樹市長 登壇]

- 佐藤洋樹市長 最初に、承認第7号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第9号))について御説明を申し上げます。

市内小中学校における新型コロナウイルス感染症対策に係る経費並びに子育て定住住宅建築事業の申込み増加に伴う補助金追加のため、令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第9号)について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

次に、承認第8号専決処分の承認を求めることについて(令和2年度寒河江市一般会計補正

予算(第10号))を御説明申しあげます。

令和2年7月28日に発生した豪雨災害に係る緊急的経費追加等のため、令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第10号)について、議会を招集する時間的余裕がなく急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。

委員会付託

- 柏倉信一議長 日程第17、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第7号及び承認第8号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

- 柏倉信一議長 日程第18、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、承認第7号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、承認第8号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより承認第7号専決処分の承認を求める

ことについて（令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第9号））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

起立多数であります。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第8号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第19、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第39、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択要請の請願までの21案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

- 柏倉信一議長 日程第40、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 まず、決算の認定について御説明を申し上げます。

令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算及び7件の特別会計歳入歳出決算について、地方自治法の定めるところにより、監査委員の意見

をつけて議会の認定に付するものでございます。

初めに、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は232億6,559万2,192円、歳出決算額は228億3,914万4,332円でございます。形式収支は4億2,644万7,860円で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が1,070万7,990円です。実質収支が4億1,573万9,870円の黒字決算であります。

剰余金の処分につきましては、地方自治法及び財政調整基金条例の規定に基づき、財政調整基金に2億800万円を積み立て、残る2億773万9,870円は翌年度に繰越しをしたところでございます。

次に、認第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は16億9,725万5,701円、歳出決算額は16億2,866万1,295円で、歳入歳出差引き残額6,859万4,406円で、繰越明許費に係る繰り越すべき一般財源が450万円です。実質収支が6,409万4,406円の黒字決算であります。剰余金につきましては、公営企業会計へ引き継ぐべき財源として全額を引継ぎをいたしました。

次に、認第3号令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は1億9,099万8,717円で、歳出決算額は1億9,091万6,753円、歳入歳出差引き残額8万1,964円は公営企業に引き継ぐべき財産として全額を引継ぎをいたしました。

次に、認第4号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申し上げます。

歳入決算額は40億3,989万9,981円、歳出決算額は39億9,107万106円で、歳入歳出差引き残額4,882万9,875円は翌年度に繰越しをいたしました。

た。

次に、認第5号令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は4億9,845万7,622円、歳出決算額は4億8,890万6,122円で、歳入歳出差引き残額955万1,500円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第6号令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は44億8,314万162円、歳出決算額は44億3,047万9,097円で、歳入歳出差引き残額は5,266万1,065円で、翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第7号令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は2,765万479円、歳出決算額は2,192万4,619円で、歳入歳出差引き残額572万5,860円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第8号令和元年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを御説明申しあげます。

歳入決算額は65万2,303円、歳出決算額は40万4,762円で、歳入歳出差引き残額24万7,541円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第9号令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを御説明申しあげます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の認定に付するものでございます。

初めに、収益的収入及び支出について申しあげます。

収入は19億1,904万2,594円、支出は19億1,178万7,049円でございます。その結果、純損失は707万1,297円となりました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげ

ます。

収入は1億3,379万4,000円で、支出は1億7,645万2,923円でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は4,265万8,923円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

欠損金については、剰余金計算書及び欠損金処理計算書に記載のとおり、当年度の未処理欠損金5,703万9,662円を翌年度に繰越しをしようとするものでございます。

その他の詳細については、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを御説明申しあげます。

地方公営企業法の定めるところにより、議会の議決を求めるとともに議会の認定に付するものでございます。

初めに、利益の処分について御説明を申しあげます。

令和元年度寒河江市水道事業会計において生じました未処分利益剰余金2億6,567万1,576円のうち、2,000万円を減債積立金、7,100万円を建設改良積立金に積み立て、1億1,800万円を資本金へ組入れしようとするものでございます。

続きまして、決算について申しあげます。

初めに、収益的収入及び支出から申しあげます。

収入は11億2,125万2,713円、支出は9億8,672万7,594円でございます。その結果、純利益は9,122万7,610円と相りました。

次に、資本的収入及び支出について申しあげます。

収入は1億3,309万5,856円、支出は6億4,920万7,178円でございます。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額は5億1,611万1,322円となりますが、これについては損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

利益処分後の剰余金については、剰余金処分計算書案に記載のとおり5,667万1,576円を翌年度に繰越しをしようとするものでございます。

その他の詳細については、別冊資料のとおりでございます。

次に、議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルスに係る感染症防止対策並びに緊急経済対策を実施するため、地域経済緊急対策事業費の追加等を行うものでございます。

その結果、13億6,900万1,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ296億7,848万9,000円とするものでございます。

次に、議第55号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、前年度決算等に伴う介護保険給付費準備基金積立金及び償還金を追加するものでございます。

その結果、5,522万8,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ48億6,064万7,000円とするものでございます。

次に、議第56号令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し、感染症拡大を防止するため、感染症対応従事者慰労金等を追加するものでございます。

その結果、1,720万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ20億3,230万円とするものでございます。

次に、議第57号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

地方税法等の一部改正に伴い、新型コロナウイルス感染症対策として、家屋等構築物が固定資産税の課税標準の特例の対象とされたことから、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第58号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

寒河江市中心市街地活性化センター内の403教養文化室のエアコン設置に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、議第59号史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設展示制作請負契約の締結について御説明申し上げます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

次に、議第60号（仮称）陵南アパート整備等事業契約の締結についてを御説明申し上げます。

本契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議第61号財産（小型除雪車）の取得について御説明申し上げます。

本物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議第62号財産（消防ポンプ自動車）の取得について御説明申し上げます。

本物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について御説明申し上げます。

公の施設に係る指定管理者の指定を行うため、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上20案件について御提案申しあげましたが、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

監 査 委 員 報 告

○柏倉信一議長 日程第41、監査委員報告であります。

監査委員から審査結果の報告を求めます。船田代表監査委員。

〔船田孝夫監査委員 登壇〕

○船田孝夫監査委員 監査委員を代表いたしまして私から、令和元年度寒河江市一般会計及び各特別会計並びに公営企業会計、合わせて10会計の歳入歳出決算審査結果の概要につきまして御報告を申しあげます。

初めに、一般会計及び各特別会計歳入歳出に係る決算審査結果について申しあげます。

お手元の一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要でございますが、1の審査の対象は、令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算、特別会計につきましては寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算から寒河江市財産区特別会計歳入歳出決算までの7特別会計で、審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

次に、第2、審査の結果であります。審査に付されました各会計の決算及び附属書類は関係法令に従って作成されており、また、計数的に正確であり、予算の執行についてもおおむね適正であると認められました。

なお、審査結果の概要につきましては、時間の関係もございまして、むすびの中の決算額、財政分析、市税等の収入状況などについて御説明を申しあげますので、48ページを御覧ください。

い。

初めに、(1)概況、①の一般会計及び特別会計歳入歳出決算の全般的事項につきまして御説明申しあげます。

令和元年度の一般会計及び各特別会計の純計決算の総額は、歳入325億9,407万7,000円、歳出319億8,193万7,000円で、差引き6億1,214万円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は5億9,693万2,000円となり、さらに前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は1億610万4,000円の赤字となっております。

このうち、一般会計の決算総額は、歳入232億6,559万2,000円、歳出228億3,914万4,000円で、差引き4億2,644万8,000円の黒字決算となっております。

この中から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた4億1,574万円が実質収支額となり、地方自治法の規定により、財政調整基金に2億800万円を編入し、残り2億774万円が翌年度へ繰り越されております。

一方、特別会計の決算総額は、歳入109億3,805万5,000円、歳出107億5,236万3,000円で、差引き1億8,569万2,000円の黒字決算となっております。

次に、49ページ、②一般会計に係る財源につきましては、自主財源が歳入全体の57.6%を占めており、金額ベースで前年度に比べ18.4%の増加となっております。このうち、市税は、財源全体の22.2%、寄附金は同19.0%を占めており、寄附金につきましては、ふるさと納税の増加などにより、前年度に比べ25.8%と大幅な増加となっております。

一方、依存財源につきましては、歳入の42.4%を占め、金額ベースでは前年度に比べ0.4%の増加となっております。依存財源のうち最も額が大きいものは地方交付税で、財源全

体の18.0%を占めております。

次に、50ページ、(2)の財政指標等に基づく財政分析であります。財政力指数は0.552で、前年度に比べ0.002上昇しており、また、経常収支比率は90.9%で、前年度に比べ1.1ポイント高くなっております。

さらに、実質公債費比率は7.7%で、前年度に比べ0.3ポイント低くなっており、この5年間では3.1ポイント低下しているなど、市の財政力が強化されているものと認められます。

なお、市債残高一般会計分は160億5,833万5,000円で、前年度に比べ5,679万8,000円減少しております。

次に、(3)市税等の収納状況であります。市税は95.4%で、前年度と同水準を維持しております。これは納税相談窓口の時間延長、夜間及び休日を含めた特別納税相談の実施、納税コールセンターを活用した電話納付案内事業の実施並びにコンビニエンスストアでの納付及びクレジット納付の実施など、多様な取組が功を奏していると考えられます。

また、市税以外の主な収納状況であります。下水道使用料は80.7%で、前年度に比べ14.0ポイント低くなっておりますが、これは公共下水道事業が令和2年度から公営企業会計に移行したことに伴い、令和2年2月及び3月分使用料を収入未済額として計上したことによるものであります。

国民健康保険税は72.6%で、前年度に比べ1.7ポイント、介護保険料は98.6%で、0.1ポイント、それぞれアップしております。

(4)の未収金対策につきましては、税務部門による高額滞納者への個別対応の強化や、下水道部門による滞納者への訪問指導の強化など、各種対策が講じられておりますが、公金の収入未済額解消は、公費負担の公平、公正の観点から一般財源確保の上でも重要であり、さらなる収納率の向上に向け、工夫と努力を講じられる

ことを期待するものです。

(5)今後の財政運営等につきましては、地域経済は新型コロナウイルスの影響等により厳しい状況にあります。一方、超高齢社会の進展や、核家族化、急激な人口減少社会の到来など、社会構造は大きな変革のときを迎えており、行政を取り巻く環境は大きく変化しようとしております。

こうした状況に行政として迅速かつ適切な対応が求められていることから、市行財政改革アクションプランに掲げる安定した自主財源の確保と健全で持続可能な財政運営に係る取組などにより、財政の健全化を図るとともに、第6次寒河江市振興計画で掲げる新たな将来都市像であります「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を実現するため、地域課題に積極的に取り組み、市勢の発展と市民福祉の一層の向上が図られるよう要望いたします。

次に、公営企業会計決算審査結果について申しあげます。お手元の寒河江市公営企業会計決算審査意見書の1ページを御覧ください。

第1、審査の概要であります。1の審査の対象は令和元年度寒河江市立病院事業会計決算並びに同寒河江市水道事業会計決算であります。審査の期間、審査の方法は記載のとおりでございます。

第2、審査の結果であります。審査に付されました決算報告書及び財務諸表は、地方公営企業関係法令及び各事業の会計規程等に準拠して作成され、経営成績及び財務状態を適正に表示しており、決算計数も誤りなく適正であると認められました。

なお、各事業の業務状況、予算の執行状況と経営成績及び財務状態を分析いたしました結果は意見書に記載のとおりであります。その概要について御説明申しあげます。

初めに、市立病院事業会計について御説明を申しあげます。

13ページ、4、むすびを御覧ください。

(2) 患者数の状況につきましては、外来患者の年間延べ人数は5万2,514人で、前年度に比べ1,052人、2.0%減少しております。入院患者は年間延べ3万815人で、前年度に比べ3,229人、9.5%減少しております。

(3) の経営状況につきましては、①病院事業収益のうち、医業収益は前年度に比べ5,405万2,000円、3.6%の減少となっております。

特に入院収益が入院患者数の減などにより5,443万2,000円減少しております。

次の14ページ、②の病院事業費用のうち、医業費用は前年度に比べ96万円、0.1%の微減となっております。

この結果、令和元年度の病院事業損益は経常収益19億1,638万8,000円に対し、経常費用19億2,345万9,000円で、差引き707万1,000円の経常損失となりましたが、特別利益及び特別損失いずれも生じておりませんので、純損失は同額の707万1,000円となっております。

当年度未処理欠損金は、前年度からの繰越欠損金4,996万8,000円にこれを加えて、5,704万円となっております。

次に、(4) の経営指標等につきましては、医業収支比率は78.0%で、先ほど申し述べましたとおり、入院収益の減少等により前年度に比べ2.9ポイント低下し、一方、病床利用率は85.9%で、前年度に比べ11.3ポイント上昇しております。この病床利用率のアップは、地域医療構想や市立病院新改革プラン等を踏まえ、急性期病床の削減など病床の適正化を図るとともに、回復期機能の充実を図り、効率的な病床管理を行ったことなどによるものであります。このほか、市立病院新改革プラン目標値と令和元年度実績との比較は15ページ中段の表のとおりでございます。この中で、特に紹介率、逆紹介率が大きくアップしており、開業医をはじめ、関係医療機関等との連携強化が着実に図られて

いるものと認められます。

16ページ、(6) 一般会計からの繰入金につきましては、収益的収入及び資本的収入合わせて5億9,000万円で、前年度と同額となっております。このうち基準外繰入れが2億1,200万円と多額となっていることから、安定的な病院経営や病院機能の充実に係る基準外繰入れの将来的な在り方について検討する必要があると考えております。

(7) 今後の病院運営等につきましては、令和元年度の経営状況や一般会計からの繰入れ状況等から、引き続き経営健全化に積極的に取り組んでいく必要があると考えております。そのためには、開業医等地域の医療機関との連携強化により、紹介、逆紹介を推進し、患者確保に努めるとともに、引き続き医療ニーズに対応する適切な病床管理及び運営をはじめ、地域医療構想や新改革プラン等を踏まえた病院機能の充実強化等を図っていくことが求められます。

寒河江市立病院につきましては、平成28年度から新たな経営体制となり、病院事業管理者が設置されております。病院では、病院事業管理者の下、部門ごとに組織目標を掲げ、職員が一人丸となって目標達成に取り組んでいるなど、新体制を生かした業務運営が行われてきていることから、これらの成果を生かし、今後さらに新改革プランの実現に向けた取組を推進するとともに、市民のニーズに応え、市民及び地域から信頼される地域医療の拠点病院としてその役割を持続的に果たしていくことを期待いたします。

次に、水道事業会計について申し上げます。

35ページの4、むすびを御覧ください。

(1) 概況につきましては、年間の総配水量は給水人口の減により、前年度に比べ11万1,110立方メートル、有収水量は1万8,903立方メートル、それぞれ減少しております。

一方、有収率につきましては、前年度に比べ1.4ポイント上昇し、88.6%となっております。

(2) 経営状況につきましては、①水道事業収益は、前年度に比べ532万8,000円、0.5%増加しており、②水道事業費用は、前年度に比べ782万9,000円、0.8%の減少となっております。

36ページ、3行目の令和元年度の水道事業損益につきましては、経常収益10億3,844万2,000円、経常費用9億4,560万5,000円で、差引き9,283万7,000円の経常利益となりますが、特別損失160万9,000円が生じておりますので、当年度純利益は9,122万8,000円で、前年度に比べ1,315万7,000円、16.9%の増となっております。

(3) 経営指標等に基づく経営分析につきましては、42ページ及び43ページの別表3にお示ししておりますが、支払い能力を示す流動比率や営業活動の能率を示す営業収支比率をはじめ、おおむね良好な数字となっております。

また、寒河江市水道ビジョン計画値と令和元年度実績との比較表を37ページにお示しておりますが、純利益や耐震化率など、同計画を上回っており、水道ビジョンに沿った水道事業運営が行われているものと認められます。

(5) 今後の水道事業運営等につきましては、今後の水需要の見通しは、市内における住宅着工やアパート新設等により給水戸数は増加しておりますが、人口の減少に伴う給水人口の減少や利用者の節水意識の高まり等により、水需要量は減少傾向にあることから、水道料金収入の伸びは期待できないと考えられます。

一方、水道水の安定的な供給のためには、基幹施設の更新整備や耐震管による老朽管の布設替えなどを計画的に進める必要があり、今後、そのための改修費用が見込まれることから、これらの財源を確保していくためには、安定的持続的な財政基盤及び財政運営が求められます。

38ページを御覧ください。

寒河江市水道ビジョンで示された水需要の見通しや施設整備等の課題などに的確かつ計画的に対応し、より一層効率的な経営に努め、市民

生活や社会経済活動の重要な基盤である安心・安全な水道水の安定供給に努められるよう要望いたします。

また、令和元年度から水道事業所と下水道課が統合され、上下水道課として業務を運営されておりますが、相談窓口の一元化や災害時の一体的対応など組織統合のメリットを十分生かした事業運営がさらに推進されることを期待いたします。

以上でございます。

散 会 午前10時44分

○柏倉信一議長 本日はこれにて散会いたします。
御苦労さまでした。

令和2年9月4日（金曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹	市 長	菅 野 英 行	副 市 長
軽 部 賢	教 育 長	設 楽 伸 子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局 局長
武 田 伸 一	企画創成課長	東海林 恒	企画創成課 政策調整主幹
大 沼 利 子	財 政 課 長	高 林 清 美	市民生活課長
武 田 新 二	防 災 危 機 管 理 課 長	土 田 理 一	建設管理課長
門 口 隆 太	農 林 課 長（併） 農 業 委 員 会 事 務 局 長	後 藤 芳 和	商工推進課長
鈴 木 隆	健 康 福 祉 課 長	佐 藤 肇	学校教育課長

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦	事 務 局 長	東海林 茂 美	局 長 補 佐
兼 子 拓 也	総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸	総 務 係 主 事

議事日程第2号 第3回定例会
令和2年9月4日(金) 午前9時30分開議

再開
日程第1 一般質問
散会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前9時30分

○柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
開催に当たりまして、一言御理解をいただきたい旨申しあげます。
9月1日の開催日の冒頭に、質問者は質問席、また、答弁者は演壇というようなことを事前をお願いをしておりますが、一般質問大変多うございますし、時間を有効に活用するという意味で、答弁者の側は自席のほうから答弁させていただくということで御理解のほどをお願いいたします。
なお、今朝代表者の方々には先に御連絡をい

ただき、御了解を得ておるということを申し添えさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

本日の会議は、議事日程第2号によって進めてまいります。

一般質問

○柏倉信一議長 日程第1、これより一般質問を行います。

通告順に質問を許します。質問時間は、1議員につき答弁時間を含め60分以内となっておりますので、要領よくかつ有効に進行されますようお願いいたします。

この際、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されるよう要望いたします。

一般質問通告書

令和2年9月4日(金)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
1	市政運営について	次期市長選挙への対応について (1) この3年間の自己評価について (2) 市長選挙4選出馬について	13番 國井輝明	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
2	寒河江市の経済状況と対策について	(1) 新型コロナウイルス感染症で受けた経済の影響について (2) 売上回復に向けた支援について (3) 予算編成の考えについて (4) 経済回復に向けた市民の協力について		市長
3	寒河江川の濁りによる影響について	(1) 濁りについて (2) 経済への影響について (3) 濁りを取り除く取り組みについて		市長
4	コロナ対策の財源と将来の見通しについて	(1) コロナ対策の全体像と構成について (2) 将来の見通しについて	3番 鈴木 みゆき	市長
5	グリバーさがえの復旧と今後について	(1) カヌー場開設までの経過について (2) 大雨災害の復旧について (3) 今後の対策について		市長
6	7月豪雨災害時の避難について	(1) 要配慮者の避難状況について (2) 要配慮者の個別計画の活用について (3) 個別計画の充実について	2番 太田 陽子	市長
7	コロナ禍の中で子どもたちの豊かな発達を保障する学校教育について	(1) 学校における新型コロナウイルス感染予防の取り組みについて (2) 長期休校や短い夏休み後の子どもの変化について (3) 豊かな子どもの発達を保障するため、少人数学級への転換について		教育長
8	災害時の避難所の運営について	(1) 避難所運営マニュアルについて (2) 避難所への職員の派遣について (3) ペット連れの避難者への対応について	5番 月光 裕晶	市長
9	男性の育児休業について	(1) 育児休業取得率向上のための取り組みについて (2) 企業への啓発や意識調査について		市長
10	感染症拡大防止対策で混乱と混迷が続き、深刻な影響を受けている地域	(1) ウィズコロナにおける災害時避難所運営の課題について (2) いわゆる「夜の街」感染防止とさらなる経済対策について	8番 渡邊 賢一	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
11	経済の再生、市民生活の再建に向けたさらなる緊急対策について 交通事故ゼロをめざし、自転車に乗る人も歩行者も安全で快適に生活できる環境整備について	(3) 今後の財政見通しとアフターコロナに向けた第6次振興計画後期行動計画策定について (1) 自転車保険加入義務化による加入推進について (2) 市民に対する自転車交通安全教育の充実とマナーアップについて (3) 自転車の盗難防止対策について		市長

国井輝明議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号1番から3番までについて、13番国井輝明議員。

○国井輝明議員 今年7月3日から7月31日にかけて、熊本を中心に九州や中部地方など日本各地で集中豪雨が発生いたしました。東北地方では、7月28日、梅雨前線や低気圧の影響で大雨となり、秋田県、山形県両県で記録的な豪雨を観測し、ここ山形県では、これまでにない甚大な被害を受けたところですが。令和2年豪雨でお亡くなりになった方々にお悔やみ申しあげますとともに、被害を受けた皆様方に心からお見舞い申しあげます。また、一日も早い復興・復旧を望むものであり、私どもも積極的に活動していかなければなりません。

私は寒政・公明クラブの一員として、このたびの質問に関心を持つ市民を代表し質問させていただきます。

通告番号1番、市政運営について。

佐藤洋樹市長におかれましては、平成20年の市長選挙において、「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」を基本目標に、13項目の公約を掲げ、初当選されました。

佐藤市長は、市民の皆様の声に真摯に耳を傾

け、市政課題の解決と公約の実現に取り組んでこられ、平成28年4月には、本市の新たな振興計画を市民の皆様と共に第6次振興計画として策定し、「さくらんぼと歴史が育む スマイルシティ 寒河江」を将来都市像と定め、その実現に向け働いてこられた姿を拝見してまいりました。

佐藤市長のスタンスは、市民の皆さんの生の声を幅広くお聞きし、市政に反映させるというものであり、分け隔てなくどなたにでも丁寧に接してこられたという印象を持っております。

3期目の公約としては、医療費無料化の拡大、保育所の計画的改築と放課後児童クラブの整備・充実、大型遊具施設・児童公園等遊び場の整備・充実、学ぶ環境の整備・充実としてICT授業、エアコン設置、トイレ洋式化、UIJターンの住宅取得支援等移住・定住策の拡充、旧田代小学校の利活用等、葉山振興、きめ細やかな除雪、ニーズに対応した高齢者介護施設の整備促進、認知症対策の強化、慈恩寺のガイドンス施設等観光拠点施設の早期整備、そしてふるさと納税制度を活用した情報発信では、東北一の寄附を集めるなど、数多くの実績を残してこられたと評価いたします。

まずは、佐藤市長御本人、3期目に取り組んでこられたことについての自己評価についてお

伺いたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

國井議員から3期目の公約に対する自己評価というお尋ねでありますけれども、國井議員からもありましたが、私は前市長の勇退を受けた平成20年12月の市長選挙において、「みんなの力で寒河江の未来を創ろう」というスローガンの下に当選をさせていただいて、これまで市政を担わせていただきました。

子供からお年寄りまで安心して元気に暮らせる確かな未来づくりを目指して、その都度市民の皆様にお約束、公約をお示しをして、当選をさせていただいて、当選の後は、そのお示しした公約について毎年達成状況を検証をして、実現に向けて努力をしております。

3期目につきましては、「住んでよし、来てよしのまちを創ろう」、「安全・安心のまちを築こう」、そして「宝を磨き、ブランド力を育もう」の3つの目標を掲げて取り組んできたところでもあります。

具体的に申しあげますと、先ほど御披露もありましたが、子育て支援関係では、高校3年生までの医療費の完全無料化、それから、保育所、放課後児童クラブの整備、さがえっこ冒険ファンタジーランドの整備、それから小中学校の給食の無償化に向けた助成、そしてICT授業のための各種機器の導入や小中学校教室へのエアコンの設置、トイレの洋式化なども実現をさせていただいて、また、移住・定住関係では、住宅取得支援や家賃補助、宅地開発支援などを行って、それから地域活性化では、先ほどありましたが、旧田代小学校イノベーションを行って、学びの里TASSHOを開設をさせていただきました。

さらに、商工関係では、創業支援や空き店舗対策、それから工業団地の分譲を進め、そして、寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例

の制定も実現をさせていただきました。

福祉・医療関係では、特養、それからグループホームの整備、それから市立病院の機能充実、経営健全化にも取り組んできたところであります。それから、高齢者の移動手段の確保については、市内循環バスの本格運行、それからデマンドタクシーのエリア拡大、それから、高齢者の方の運転免許自主返納に対する支援などを行ったところであります。

それから、交通ネットワーク関係では、都市計画道路山西米沢線の整備、そして落衣島線の着工、また、生活関連では、水道料金の改定、値下げなども取り組んだところであります。

農業関係では、つや姫、それから紅秀峰などのブランド化に向けて農産物の振興を図ってまいりましたし、歴史文化関係では、慈恩寺のガイダンス施設、そして、情報発信関係では、やまがた雪フェスティバルの継続実施によるにぎわい創造、そしてこれも御指摘ありましたが、ふるさと納税を活用したシティプロモーションなどに取り組んできたところであります。

そのほかのチェリーランド再整備については、ようやく軌道に乗りつつあります。また、市民浴場については、移転候補地の選定に時間を要したところでありますが、整備に向けて動き出すことができたのではないかというふうに思っております。

一方、これもお話しありましたが、地域座談会の開催、それから市民アンケートやパブリックコメントの実施、それから、子供さんたちからの市長への手紙や子ども議会の開催など、幅広く市民の皆様の声をお聞きして市政に反映するという姿勢を引き続き取って、行ってきたところであります。

現在、3期目の終盤戦、最終盤ということではありますが、公約がどの程度実現できたのか検証作業を行っている段階でございます。

これまで市民の皆様、そして議会各位の御理

解と御協力をいただきながら、先ほど申しあげましたとおり、様々な取組を進めることができたことに対し、改めて深く感謝申しあげる次第であります。

本来であれば、今年は市政運営のラストスパートの年になるわけですが、御案内のとおり、新型コロナウイルス感染症対策、そして先般の大雨による災害対策の実施などに日々忙殺されているという状況であります。

自己評価はどうかという御質問ですが、お示した公約については、おおむね達成できているのではないかとこのように認識しているところであります。

○**柏倉信一議長** 国井議員。

○**国井輝明議員** 答弁の中でおおむね達成しているということでありました。改めて答弁を聞きますと、数多くの実績を残してこられたなというふうに思いますし、一般質問を通じて我々16人の議員、15名が一般質問に立てるわけですが、我々の提案したのも積極的に市政に反映されておったなというような感じをしております。

私からは、特にふるさと納税ではかなりの実績を上げられたというふうに思いますし、これからの寒河江の発展に期待できる大きな貢献であったと評価するところであります。

佐藤市長におかれましては、先ほど述べさせていただいた公約以外に、今年に入ってから、新型コロナウイルス感染症対策、また、7月28日の豪雨災害等の対策でも的確な陣頭指揮を執られてこられました。

特に、今もなお闘い続けている新型コロナウイルス感染症対策では、打撃を受けた企業に対し、他市と比較してもとても手厚いと言える緊急支援を迅速に対応されたことに、多くの感謝の声が私の耳にも入ってきております。また、こうしたことを受け、佐藤市長の再選を望む声までも届いているところであります。

そこで、ずばりお尋ねをいたしますが、次期市長選挙4選出馬についてどのように考えておられるのかお尋ねをいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 国井議員から私の4選出馬についての御質問がありました。この件に関しては、多くの市民の皆さんから、またさらには、後援会の方々から、このような大変未曾有の危機的状況であるからこそ、継続して市政を担ってほしいなどという声もいただいているところであります。

御案内のように、市長選挙のスケジュールというのはもう既に決まっているわけでありまして。現職の身としては、やはり選挙の期日までの時間のあるしかるべきときに、その態度を明確にしていくというのは、そういう責任があるんだというふうに思っているところであります。このようなコロナ禍の中で、また大雨の被害があって、その復旧に取り組んでいる、こうした時期に表明することは、果たして適切なのかどうかということで、大変悩んだところであります。しかしながら、熟慮の結果、私としてはこの新型コロナウイルス感染症の収束を見届けていく必要があるというふうに思っておりますし、また、市民の皆さんが望む安全で、安心して暮らせるまちづくりを引き続き担わせていただきたいという思いから、来るべき市長選挙に立候補する決意を固めたところでございます。

さらに、御指摘のとおり、現在、第6次寒河江振興計画の中間見直し、それから後期行動計画の策定に鋭意取り組んでいるところであります。見直し後の振興計画並びに後期行動計画をしっかりと推進をしていく必要がある。そして、引き続きライフワークであります子育て支援をはじめ、先ほども申しあげましたが、チェリーランドの再整備でありますとか、慈恩寺ガイダンス施設を核とした観光振興などにも鋭意取り組んでいきたいというふうに思っているところ

であります。

市民の皆様、議員の皆様には格別の御理解を賜りたいというふうに思ったところでございます。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 市長の答弁では、大変悩み抜いた結果というようなところもありました。12月13日告示、12月20日投票である寒河江市長選に向けて強い決意も感じ取られたところでありました。

さらに質問させていただきますが、それでは、その再出馬されるに当たり、マニフェストについてはどのようなことを掲げるのかお伺いをさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほど申しあげましたけれども、現在、3期目の公約について鋭意検証作業をしている段階ということですので、新たな4期目のお約束、公約について、これからもう少し時間をいただいてお示しをしていくことになるのではないかとこのように考えております。

しかしながら、今の寒河江市の置かれている状況、そして将来のあるべき寒河江市の姿などを思い描いていきますときに、今年予定されている、これからですけれども、国勢調査については大変気になるといいますでしょうか、注目していかなければならないというふうに思っているところでもあります。

とりわけ人口がどうなっていくのかなどについて、そうした調査結果を十分踏まえながら、そうした上でいかに活力あるまちづくりを進めていくのかというのが大きなポイントになってくるのではないかとこのように思っております。

さらに、付け加えるならば、喫緊の課題であります人口問題、人口減少、それから子育て支援、そして当面の課題でありますコロナ対策、さらには経済対策、そして安全・安心の問題など、引き続き重要課題として向き合っていくこ

とが必要でありますし、寒河江市の基幹産業である農業の問題、それから先ほども申しましたが、観光の振興、そういったこと、それから福祉・医療の問題なども重要であります。

また、一方で、自然環境の問題、それから教育の問題など、将来を見据えた、展望した施策なども示していかなければならないというふうに思いますが、いずれにしても、市民の皆さんが明るく元気になるような、夢の持てる施策も織り込みながら、来るべき時期に公約としてお示しをしまいたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 幅広い、多分マニフェストになるんであろうというふうにお伺いをいたしました。しかし、やはり人口減少対策、これはどうしても避けて通れない課題であり、我々議会としても関心を持っているところでありますので、寒河江市の発展、それは人口を増やすこと、増やすのは難しいにしても、その対策をしっかりとこれからも議論していきたいなというふうに思っております。そのマニフェストにつきましては、どのようなものが出るか楽しみと申しますか、しっかりとどのようなものになるか見定めていきたいというふうに思っているところでございます。

再出馬されるということで、実は安心をして、これから約2問、質問できるということで、これからもよろしくお願ひしたいというふうに思います。

通告番号2番、寒河江市の経済状況について質問をさせていただきます。

私は、3月議会において、寒河江市民の安全・安心のために、確かな情報、対処の仕方、今後の対応について議会としても市民に対してしっかりと情報をお伝えしていきたいと考え、新型コロナウイルス感染症への対策について質問し、議論させていただきました。

私が質問に立った時点では、全国に向けて緊急事態宣言が発令されるなど予測もできませんでした。4月16日には、緊急事態宣言が全国を対象に拡大され、一度は収束を見たものの、全国では9月3日10時時点では、感染者数8,976人、新規感染者数は594人と、第2波と言われるピーク時より減少傾向にあるものの、予断を許さない状況下にあります。

ここ山形県で見ましても、これまで累計患者数が78人にも達しており、残念なことに本市内で勤務していた方が新型コロナウイルスに感染していることが判明するなど、市民に大きな不安を与えました。

まず初めに、緊急事態宣言が発令されたこれまで、本市経済に与えた影響についてお尋ねさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 國井議員から今御指摘がありました。4月16日、全国を対象に緊急事態宣言がされて、いろんなイベントをはじめ不要不急の外出は自粛するというので、経済活動も大幅にストップしてきたということでありまして、特に、とりわけ5月の連休などには、県のほうからも営業自粛要請などもあって、そういう意味では、市内の飲食業、それから宿泊業などの事業者の皆さんは大きな打撃を受けたところがあります。

5月14日には、県内の緊急事態宣言は解除されているわけでありまして、御案内のとおり、寒河江のほうでは観光さくらんぼ園の営業自粛でありますとか、様々なさくらんぼ狩りのイベント、さくらんぼ関係のイベントなども中止になっているということ、そういった影響は引き続き大きく出てきているところでありました。

そういった中で、我々も何とかしていかなければならないということで、商工会の皆さんとも相談させていただいて、まずさがえげんき応援券などを発売をさせていただきましたし、ま

た、温泉組合の皆さんとも御相談をさせていただいて、寒河江温泉「特×得」キャンペーンなどを対策を講じ、一定の経済効果というのは認められたということで、大変感謝されていたところではありますが、ただ、例年並みには至っていないというふうに見ているところでもあります。

また、そういった業態だけでなく、中国からの物流が滞ったということで、商品の部品などが入手が困難となるというところで、市内の製造業の関係の事業者の皆さんはじめ様々な業種において事業活動が停滞しておりますし、また、理美容業などにおいても、サービス業などにおいても、感染リスクを心配して利用者が減少したというようなどころであります。

その全体的なこれまでの新型コロナウイルス感染症の市内経済への影響ということではありますが、まだそういったことについては把握できていない状況ではありますが、御案内のとおり、我々としては市内の幅広い業種でそういった売上げが減少しているというふうに見ております。

そういったことで、市の緊急経営継続支援金制度というのを創設をしたわけでありまして、これは対前年比、同月比で売上げ減少率が15%以上の事業者の皆さんが申請できるという条件になっております。8月末現在で830件の事業者の方から申請をいただいて、約4億2,500万円の支援金を交付しているという状況であります。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ただいまの答弁で幅広く市内の業種にも影響が出ているなというふう感じたところでもあります。さらに、細かく質問させていただきますけれども、寒河江市内では、新型コロナウイルスで打撃を受けた業種に対し、他市と比較してもとても手厚いと言える緊急支援をされております。支援を受けた飲食店や小売業の方からは、「迅速かつ手厚い支援を受けられ、助けられた。何とかこれからも営業ができ

そうだ」との声を多く耳にしているところでありますが、まだまだ厳しい状況下にあるようです。

そこでお尋ねですが、本市の産業別で見た経済状況はどのようになっているのかお伺いさせていただきます。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど申しあげました市緊急経営継続支援金、850件の事業者の方に既に交付をしているわけでありますが、分母の対象事業者については、約1,270件程度が分母でありますので、そういったことからすると、約65.5%、約7割の事業者の方に少なくとも15%以上の影響が出ているということが推測されるというふうに思います。

そして、内訳を産業別に見てみますと、その交付を受けた事業所については、宿泊業、飲食・サービス業は、市内事業者の91%が交付を受けている状況でありますし、また、その他サービス業、これは例えば自動車整備業とか機械整備業などがありますが、その他サービスが78%、それから生活関連サービス業、娯楽業、これは例えば理美容業とか旅行業とか、パチンコ店なども入りますが、73%、それから卸売・小売、それから製造業、それぞれともに54%程度の割合になっております。それから運輸業については32%という割合が、交付を受けている全体のその業態の事業所の中での、交付を受けている事業所の割合がそういうパーセンテージになっているということでございます。

さっき申しあげましたパーセンテージが高いところには影響を受けている事業者の皆さんが多いというふうにも推測されるのではないかと、いうふうに思います。

○**柏倉信一議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** 宿泊業、飲食・サービス業91%と大変打撃を受けておったんだなというふうに認識を改めてさせていただいたところござい

ます。こうした影響を受けたところにもさらに支援ということも考えなければいけないというふうに考えるところでありますが、売上げ回復に向けた支援について質問させていただきたいと思っております。

新型コロナウイルスで打撃を受けた企業への支援のおかげもあり、本市内において倒産した企業はないと理解をしております。佐藤市長からは、本市経済を支える企業を守り抜くという大変強い気持ちを持っているという印象を受けますし、私も同じ気持ちであります。

全国に向けた緊急事態宣言以降、市内飲食店の多くは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため様々な対策を講じているようです。私は、こうした感染拡大防止策を取っている飲食店を積極的に利用させていただくという、小さなことかもしれませんが、応援をさせていただいております。

議会開会初日に、佐藤市長より市政の概況について報告がありました。その中で、飲食店や宿泊施設等を安心して利用いただくために、感染症予防研修会を開催したとの報告を受けており、お店だけでなく、お客様も安心して利用いただける新たな支援をされていることにうれしく思っているところであります。

地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として、本市では寒河江市中小企業及び小規模企業振興基本条例を制定し、事業に取り組み始めております。本市として新型コロナウイルスという脅威と闘いながら、今後どのように企業を支援していくお考えなのかお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** なかなか新型コロナウイルス感染症の先が見えない、収束時期が見通せないという状況でありますから、予防のための正しい知識を普及をして、必要以上に恐れることもないわけでありましてけれども、新たな生活様式を

取り入れながら感染予防、そして地域経済の振興を並行して取り組んでいく必要があるというふうに思います。

そういった意味で、1つは感染防止対策を強化するという意味では、新生活様式対策支援事業補助制度というのがあるわけでありましてけれども、これ感染予防のための必要な物資を購入する際、その購入に対して補助をしていくという制度であります。それを9月定例会にも補正予算として、さらに拡充をしていくという予算を計上させていただきましたが、そういう取組をしながら、市民の皆さんははじめられる方が安心して来ていただけるような環境を整えるということが1つでありますし、また、経済対策という面而言えば、これも今回の補正予算にも計上させていただいておりますけれども、寒河江市ではさがえげんき応援券というのは、5月に発行させていただきましたが、さらに、これからプレミアム商品券などについて実施をしていくということで予算を計上させていただいております。

そういったことも併せて何とかコロナによるいろんな影響を克服していく対策をしていければなというふうに思っているところであります。

やはり御指摘のとおり、市の中小企業及び小規模事業振興基本条例では、市や事業者、それから商工会、金融機関などが相互に連携をして、さらに市民の協力ももらっていただいて、いろんな取組をしていく、そういうことが大事だということをうたっているわけでありまして、そういった条例の目的に沿って、基本理念に沿って我々も難局を乗り越えていければというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 国井議員。

○**国井輝明議員** 今議会にも新たな支援策をいろいろと上げていただいているということで、大変ありがたいと思う次第でありますけれども、やはり先行きが見通せないということがなかなか

大変な状況だなというふうに思いますし、私自身もやはりウイルスに感染しないようにすることは必要なんですけれども、必要以上に恐れないといえますか、しっかりと対応していれば感染のリスクは下がるんだということをしっかりとちょっとお伝えしながら、市民からも経済支援に動いてほしいなということを思っているところであります。

これまでいろんな経済支援をされたということで、やはり気になるのが基金の状態でありますので、次の質問をさせていただきたいというふうに思います。

これまで答弁をいただいた内容で、かなり大きな影響を受けていることが分かりました。また、支援する強いお気持ちも伝わってまいりました。先ほどからの質問でも触れておりますように、寒河江市としましては、他の自治体から見ても手厚い支援をされております。

ここで質問したいのは、こうした有事の際に備えておいた財政調整基金を切り崩し、支援することは当然であります。私は新型コロナウイルスとの闘いはまだまだ先が見通せない感じであり、不安も感じているところであります。まずは、財政調整基金の残金も含めた現状と今後の見通しについてお尋ねさせていただきます。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 新型コロナウイルス感染症の市民生活への影響を最小限に食い止めていくためには、やっぱりスピーディーな対応が必要だということで判断をいたしまして、3月は令和元年の予算の予備費を充用して、令和2年度については4月以降、予備費の充用と補正予算で編成をして感染防止対策、それから経済対策などを進めてきたところであります。

その予算の財源としては、国や県の支援、それから御指摘のとおり、市の財政調整基金を活用してきたわけでありまして、この財政調整基金については、令和元年度末の残高は約13億

5,327万円ということでありましたが、これまでの補正予算で取り崩すこととしている額は約10億2,244万円ということになります。

それから、今上程をしておりますが、令和元年度の決算に基づく剰余金処分による編入積立金が2億800万円でありますので、現時点での残高というのは約5億3,883万円というふうになろうかと思えます。

一方、国においては、御案内のとおり、この新型コロナウイルス感染症の対応をするために、地方創生臨時交付金を全国の自治体に交付の予定になっております。寒河江市においてもこれまでの様々な対策に応じて交付されてくるものと考えているところであります。

そういうこともある程度我々も当てにさせていただいているというところがあるわけでありまして、また、今年度予算の時点では、コロナの影響というのはこれほどというふうには考えておりませんでしたので、様々なイベントなども予算化しているわけでありまして、実質的には多くのイベントが中止になっているわけでありまして、そういった事務事業の中止によって不用額が生じてくるというふうにも思っておりますので、そういった事業については精査をして減額をして補正をしていくということが必要であります。

そういったことから、総合的に今のところ勘案しますと、財政調整基金については大きく取崩しをして対策を実施しているわけでありまして、一定程度財政調整基金の残高を復元できるのではないかというふうに見込んでいるところでありますし、また、これからもコロナだけに限ってみても、まだまだ収束の見通しが立たないということで、さらなる対策の必要性というのが生じてくる場合も考えられるわけでありまして、それに対しても機動的に対応できるのではないかというふうには考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 国井議員。

○**国井輝明議員** 基金の残額が約5億円程度で、しかし、国からの臨時交付金や不用額の精査等で復元できる可能性があるということで、大変安心をしているところでありますが、やはり先ほどから申しあげており、コロナウイルスとの闘いというのはまだ先が見通せないというようなこともありますので、その辺も含めて来年度の予算編成についての考え方をお尋ねしたいと思います。本市経済の悪化から来る税収の落ち込み、また、財政調整基金の状況を鑑み、来年度予算についてどのような考えを持って予算編成に当たるお考えなのかお尋ねをさせていただきます。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 来年度の予算編成については、例年、次年度の予算編成については、大体11月頃、その編成方針というのをまとめていくことになっておりますし、今年度の場合も来年度の方針は11月頃を予定しているわけでありまして、来年度については、今年度の景気動向などを見ますと、個人市民税あるいは法人市民税の税収がかなり厳しいという予測もされているし、予想される。また、固定資産税については、令和3年度が3年に1回の評価替えの年でありまして、家屋の評価額の下落が見込まれる。さらには、コロナの影響で事業収入が減少した中小企業者を対象とした事業用家屋及び償却資産の軽減制度が、令和3年度限りで行われるというようところで、来年度の賦課額が減少するという見込みであります。

そういった意味では大変厳しい状況が予測されるわけでありまして、そして、財政調整基金についても一定程度復元する見込みでありますけれども、現時点で国や県の支援というのがどの程度であるかというのが不透明な状況であります。

そういった意味では、大変厳しい予算編成に

なってくるのではないかというふうに予想されるところであります。しかしながら、そういう先行き不透明な状況の中においても、市民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりというのは行政の務めでありますので、同時に、先ほど申しましたが、5年先、10年先、さらには20年先のこの寒河江市の行く末を見ながら、子供たちのためにも確かな未来づくりというものに対する布石も行わなければいけないというふうに思っております。

来年度の予算編成については、そういったことを踏まえながら、現在見直しを行っている振興計画を踏まえて、新しい生活様式に対応した未来志向の施策展開が大いに展開できればと思っています。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 危機意識を持ちながら編成に当たられるということで、しっかりとした予算編成になるのかなというふうに考えるところであります。

ただいま質問させていただいた財政面での質問につきましては、私の後に質問を控えております鈴木みゆき議員、また後藤健一郎議員が詳細について質問を予定されているようですので、私からはこの程度にとどめさせていただきます。

通告2番について最後の質問にさせていただきますけれども、経済回復に向けた市民の協力について質問させていただきます。

本市経済に大きく打撃を与えている新型コロナウイルス感染症とは、これからも不安を抱えながら生活をしていかなければならないのかと考えさせられます。しかし、何もしなければ企業へも活力を与えることはできません。私は新型コロナウイルスに感染しない、させないという安心感があれば、現状よりも本市経済へよい効果を与えることができると考えております。

市民の声として、私の耳には新型コロナウイルス感染防止策をしっかり行っている飲食店な

らば、利用しますとの声が多く聞かれます。

そこで質問ですが、市が積極的に発信することにより、多くの市民が寒河江市の経済活性化に向けた行動、活動の協力の支援ができないものかお尋ねをさせていただきます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今議会冒頭の市政報告の中でも申しあげましたが、何とか多くの市民の皆さん、市外の方も含めて、安心して寒河江の飲食店や温泉などにも来て御利用いただきたいということを思って、8月6日に、村山保健所の職員の方を講師にお迎えをして、飲食店、それから宿泊施設の関係者を対象にした感染症予防研修会というのを開催をさせていただきました。約180の事業所の皆さんから参加をしていただきました。

そして、この研修を受けて感染防止対策に取り組まれた事業所に対しては、コロナ対策宣言店のステッカー、これですね、これを交付をさせていただいて、このステッカーを店頭に掲示するなどして、安心して来ていただきたいということでお知らせをしていただくということになっています。

市民の皆さんには、市のホームページでこの宣言店のリストを紹介してございますので、ぜひこうした飲食店などについては大いに利用していただければなというふうに思います。

それから、先ほども何度も申しあげましたけれども、大体これから年末を目指して、今回の補正予算にも計上してありますが、プレミアム商品券なども実施をしているところであります。そういったことを一つ一つ積み重ねながら、寒河江市の経済の活性化のために市民の皆さんも大いに御協力をいただきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 國井議員。

○國井輝明議員 ただいま市長から示されたステッカー、私も何店かで拝見させていただきました。

た。市民にも幅広く周知していただき、安心なお店だ、安全なお店だということをPRを積極的にしていただきたいというふうに思っているところでもあります。多くの市民の協力を得て、寒河江市に活力が戻ることを期待するところでもあります。

それでは、通告番号3番、寒河江川の濁りについて質問させていただきます。

この件につきましては、農業従事者、また漁協関係者より私に心配の声が寄せられましたので、質問させていただきます。

令和2年7月豪雨により、母なる川最上川、そして寒河江市のシンボルである清流寒河江川の濁りが取れない状況が続いております。最上川の濁りは取れきている状況ですが、寒河江川の濁りは取れていない状況であります。

平成25年の豪雨災害のこともありますので、その影響を把握すべく、私は最上川第二漁業協同組合を訪問し、大場一昭代表理事組合長並びに小野光雄代表常務理事のお二方からお話を伺ってまいりました。

まず、濁りについてですが、大場組合長からは、8月18日に寒河江ダムを訪問した際に言われたことは、平成25年の豪雨災害時には11月まで濁っておったそうですが、それよりも濁りがひどい状況だとの見解を示されたとのこと。さらに、濁りを取る対応はできない。できてもダムの上水を取って早めに流すことしかないとの回答だったそうです。

そこで質問ですが、寒河江市としては、この濁りの現状についてどのように把握されているのかお尋ねいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 私もこの寒河江川の濁りは大変心配している状況であります。その濁りに関する指標として、浮遊物質量というのがあるわけですが、これ県の水大気環境課のほうに聞き取りを行ったところ、溝延橋付近で数値が

大変高くなっているという状況であります。

御指摘の平成25年7月の豪雨の際には、7月豪雨の後の8月、9月、11月の数値が過去の平均値の9倍を超えていたということでありました。

今回、どの程度そういう数値が続いていくのかまだ分かりませんが、現在も依然として濁っている状況に変わりはないというふうに認識をしておりますし、また、寒河江ダムについて、最上川ダム統管理事務所に聞き取りを行ったところ、今回の豪雨によるダムへの最大流入量が、ダム管理開始以来最大であった平成25年7月の降雨時を若干超える毎秒1,283立米であったと聞いております。

こうした状況で、火山灰性の細かな土粒子が流れ込んで、なかなか沈降せず、下がらず、濁りが続いているというところでもあります。

御案内のとおり、寒河江川の水質というのは、平成7年に国土交通省から清流日本一の認定をされた寒河江市の誇りでありますので、ぜひ今の状況を改善をしていかなければならない、影響を少なくするような方法を関係機関と共に知恵を絞っていかなければならないというふうに考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** 平成25年の豪雨のときも大分やはり濁っていたなど。今は数値をただ見ているという状況ですが、やはりひどい状況だなということでもあります。

第二漁協の話では、赤川と寒河江川が濁っているとの話でありましたけれども、赤川の濁りはかなり取れてきている状況で、現在は県内で濁りがひどいのは、ここ寒河江川だけであるということでもあります。一日も早く濁りが取れ、本来の清流に戻ってほしいと願うばかりであります。

新型コロナウイルスに加え、豪雨災害と被害を受けることによるさらなる経済の落ち込みが

懸念されますので、次に、本市経済への影響について質問させていただきます。

寒河江川の濁りの長期化は、農業や観光など、産業をはじめ地域の人々の暮らしや経済に大きく影響を与えるのではないかと心配をしているところでもあります。

最上川第二漁業協同組合が一番力を入れている河川、それが寒河江川であります。このたびの令和2年7月豪雨による濁りで、今シーズン釣りができなくなってしまった結果、これまで放流した鮎稚魚1,370キログラム、620万円相当、成魚170万円相当をはじめニジマス、イワナ、おとり鮎、釣りをするために必要となる遊漁証の販売を含め、関連する被害総額は1,400万円ほどになるという見通しであると伺いました。

さらに、今年は新型コロナウイルス感染症の影響でイベントなども中止になることから、被害額はさらに膨らむとのことでした。

そこでお尋ねですが、寒河江川の濁りによって本市産業、観光など経済への影響がないのかお尋ねいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 寒河江川が濁りが取れないということで、影響を受けている産業は、議員御指摘のとおり、漁業というのが一番大きいのかなというふうに思います。1,400万円というお話もありましたが、さらに、今年に入りまして、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、県外からそういう釣りを目的で来られる方200名ほど減っているなどという、減少したということも聞いておりますし、そういう方は市内に宿泊をしたり、あるいはいろんな観光をしたりということでもありますので、観光業のほうにも少なからず影響が出ているのではないかとこのように思います。

ただ、この濁りがどのくらい続くかによって、その影響はこれからどうなっていくのかということにもなりましようし、また寒河江川沿いの

チェリーランド、あるいは近くの慈恩寺の来訪者などにも、寒河江川濁っているということになると、大変イメージ的にはダウンしていくのではないかとこのように思います。

寒河江市のよさ、きれいな水と美しい山々、そして清流寒河江川というのが寒河江市の魅力の1つでもありますから、そういった中で寒河江川がなかなか清流になっていかないということは、大変影響が大きいのではないかとこのように思っているところでもあります。

また、農業についてどうかという、用水などについて影響はないかということで、心配されるわけでもありますけれども、県のほうにも意見を聞いたところ、現在の濁りによって大きな影響が出るということは想定されないというようにお話でありましたので、その点については安心をしているところでございます。

○**柏倉信一議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** 気になっておった農業には大きな影響はないということで大変安心しているところでもあります。

最後に濁りを取り除く取組について質問させていただきます。

寒河江市の産業、観光、経済回復のため、また、寒河江市のシンボルである寒河江川の濁りを取り除き、清流寒河江川を取り戻すための対策について質問させていただきます。

漁協の話を基に私なりに考えを整理しますと、寒河江川に濁りがあると石に泥がつき、鮎の餌となるコケが生えない、そのために鮎がすめない川になるということでもございました。

平成25年3月議会では、同僚の沖津一博議員から、寒河江川の鮎を観光資源として活用することの質問がされました。私以外にも鮎を大切にしてほしいという議員がいることを先に申し上げておきたいというふうに思います。

最上川第二漁業協同組合では、その改善のため、毎年のようにチェリーランド裏で独自に重

機を入れ、河床整正を行っております。このことで、河川の石をきれいにし、コケのつきやすい石にしている結果、鮎も多く集まり、釣り人も多く訪れるとのことでした。

こうした取組のほかにも、佐藤市長が会長を務める寒河江川鮎有効利用釣獲調査では、全国から430人を募集し、参加される約6割が県外から来られ、その県外参加者へは宿泊利用券を発券し、寒河江市や河北町に宿泊してもらっており、帰り際はチェリーランドでお買物、お土産を買っていかれるとのことでした。

今申しあげたように、寒河江川が清流となれば、多くの鮎も生息でき、釣り人も集まり、さらなる経済効果が期待できると思います。このたびの7月豪雨での濁りを取ることはもちろんですが、今後も清流寒河江川を維持していくことはとても重要なことですので、河川の維持管理を務める最上川第二漁業協同組合の協力をいただきながら、寒河江市や西川町、農協、土地改良区など、関係団体と連携を取り、寒河江川の水質を守るための活動を推進できないものか考えますが、いかがでしょうか。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 平成25年7月の豪雨による寒河江川の濁りが長期化した際には、寒河江川濁水の長期化などに関する連絡調整会議というものを設置をしていただきました。これ県のほうでは県土整備部と農林水産部、もちろん村山総合支庁、それから企業局も入って、それから寒河江市と河北町、西川町も入っております。それから漁協も入って、農協も入って、土地改良区も入ってということになります。それから、オブザーバーとして最上川ダム統管理事務所、それからダムがありますから東北電力なども入っていただいたところでもあります。

その際、その濁りの原因究明、対策などについて鋭意検討も行われたところではありますが、現在は休止状態ということになっているわけで

ありますので、これから濁りの状況を見ながら、再度その連絡調整会議の立ち上げなども提案をして、河川管理者との対応を協議していかねなければならないというふうに考えているところであります。

また、一方で、来年度の漁業活動に向けて、魚類が生息できるような環境を早期に取り戻すということが必要でありますので、河床整正などの対応についても同時並行的に実現に向けて調整を進めていきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 國井議員。

○**國井輝明議員** 事業を推進していただけるようなニュアンスで伺いました。大変ありがたいなというふうに思います。

かつて寒河江川は、鮎の聖地と呼ばれ、多くの釣り人が訪れたと伺います。その理由として、釣り具メーカー大手のシマノ、ダイワなど、鮎釣り日本一を決めるジャパンカップ、フィッシングトーナメントの東北地区予選を東北で唯一ここ寒河江川で開催しておったということです。このトーナメントが開催されることで、寒河江川の知名度も高くなり、全国各地から鮎釣りを目的にこの寒河江川に訪れていたのです。

先ほど質問でも申しあげましたように、河川をきれいにし、鮎が多く生息できる川を取り戻せば、またこうした大会も寒河江川で開催されると信じております。寒河江市のシンボルである清流寒河江川を維持し、寒河江市のさらなる発展につながる取組が実現されますよう御期待を申しあげ、質問を終わります。

このたびもありがとうございました。

鈴木みゆき議員の質問

○**柏倉信一議長** 通告番号4番、5番について、3番鈴木みゆき議員。

○**鈴木みゆき議員** 一般質問をさせていただきます

す。新屋会鈴木みゆきです。よろしくお願ひいたします。

通告番号4番、コロナ対策の財源と将来の見通しについて。

いまだ続く新型コロナウイルス感染症の影響、これまでに感染なされた方、お亡くなりになられた方々に心からお見舞ひ申しあげますとともに、御冥福をお祈りいたします。そして、7月の大雨による災害で被害に遭われた皆様にも心からお見舞ひ申しあげます。

今年の1月から始まった新型コロナは、3月、4月と流行が本格化し、特に重症化したのは高齢の方でありました。PCR検査が増えず、検査を受けたくても受けられない人が相次いだ3月、国の体制のもろさ、不備ではないかと思わざるを得ない状況でした。保健所の業務過多や検査機関の人員不足が理由であると専門家会議で分析されたようです。

政府は、4月7日から7都道府県に緊急事態宣言を出し、16日には全都道府県に拡大しました。期間は5月6日まででした。感染拡大を抑制するために最低7割、極力8割の接触削減を実現しなければならないと国民に呼びかけました。

ここで鍵になったのが3つの指数で、感染状況、行動変容、医療体制です。新規感染者数は、国や自治体が毎日発表する日々が続いています。東京の場合、6月下旬感染者数は増え始め、7月2日から100人を超え、最大のピーク時では8月1日472人まで達しました。全国の感染者数を見ても、今現在、第2波の大きな波が来たと言えるのではないかと思います。

このような状況が経済に及ぼした影響は大きいものでした。日本銀行が7月1日に発表した6月の全国企業短期経済観測調査で、新型コロナウイルス感染拡大で輸出や個人消費が急速に落ち込み、3か月先の見通しを示す先行き状況判断DIは、3月の調査から26ポイント悪化し、

マイナス34となり、リーマンショック後の2009年以来、11年ぶりの低水準となりました。

アメリカのGDPも32.9%の減となり、4月から6月の下げ幅が最大となりました。日本も8月17日に内閣府が発表した2020年4月から6月の国内総生産GDP前期比7.8%の減、このまま1年間続くと仮定した年率換算は、戦後最大の数値になるおそれがあるようです。

その中、本市では臨時会を開き、国の新型コロナウイルス感染症対策の補正予算に連動した事業費以外に、市単独で影響を受けた企業などを支援する事業を打ち出し、承認可決されました。その財源となったのが財政調整基金であります。

地方自治体は、国から地方交付税をはじめとする財政移転を受けつつ、財政運営を行っています。去る8月4日に、後藤議員主催の下、財政の研修会に出席させていただきました。そこで教えていただいたのは、自治体分配される交付税額は、一定の計算式により見積もられた基準財政需要額と税収見込みの75%、基準財政収入額の差額と定義されているものです。

その理由として、国民がどの地域に住んでも一定水準以上の住民サービスを享受できるようにするものであるとしています。同時に、各自治体の経済力、財政力の強弱に応じて財源を保障するものでもあります。

今回、新型コロナウイルス感染症の対策として使われた財源は、市の貯金とも言える財政調整基金でありました。財政調整基金は、決算剰余金の2分の1を積み立てると地方自治法で定められています。そして、地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金とあります。ですが、実際は要因としてその他将来の備えと考え、今回の緊急的な対応の資金となっているものと思います。

(1) コロナ対策の全体像と構成について伺います。

コロナ対策として、国や県の支援策、市単独の支援など、多数の事業がなされました。その全体像と市単独事業の数値、分野別ごとに御説明願います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 鈴木議員からコロナ対策における全体像の構成という御質問であります。先ほどの國井議員の御質問にもお答えしましたが、コロナウイルス感染症対策については、スピーディーな対応が必要だということでありましたので、国内で感染が発生してからは予備費充用と補正予算の編成をして様々な対策、さらには経済対策などを行ってきたところであります。

現在までの補正予算額と予備費の充用額を合わせた全体額、9月補正予算前まででありますけれども、57億1,402万円であります。内訳は、国の補助事業が45億6,660万円、これ1人10万円の給付金が入っていますから、45億円になりますが、それから県の補助事業が1億9,232万円、市の単独事業が9億5,510万円となっておりますが、国の補助事業、それから県の補助事業にも市の負担分というのがありますので、市の実際の負担額は全体で13億1,403万円というふうになっております。

57億円の分野別に見ますと、先ほど申しあげました定額給付金事業や公共施設のアクリルパーティション設備などの総務関係の経費が41億1,924万円、それから未就学児、妊婦、高齢者へのマスク配布や放課後児童クラブへの支援、子育て世帯や独り親家庭への緊急支援などの福祉分野が2億4,247万円、それから影響を受けている農畜産物を支援する農畜産物ブランド緊急応援事業などの農林分野が9,191万円、それから売上げが大幅に減少している事業者を支援する地域経済緊急対策事業などの商工観光分野が9億23万円です。それから、休校時においても児童生徒の学びを保障できる環境を整備する小中学校のICT活用支援事業や小中学

校の感染予防対策のための衛生用品等の購入など、教育分野では3億6,017万円というふうになっているところであります。

○**柏倉信一議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ありがとうございます。

特に、商工関係、約9億円の事業、こちらに関しましては、地域経済緊急対策事業ということで、ほかの市町村からも事例として教えてほしいという問合せが来るなど、大変スピーディーで評価の高かったものだと思います。そして、福祉分野、子育て環境支援においても手厚い支援をしていただいたものと思います。

続きまして、(2) 将来の見通しについてであります。

今後、また未知なる感染症が流行するなど、緊急的に財源の切り崩しが必要になる可能性もあります。また、昨年を引き続き起きた大雨による災害、毎年このような災害があるとすれば、財政を切り崩し、支援していても、いずれはマイナスになっていくことが予想されます。そして、将来、人口減少に伴う税収の減額、それらに備えるためにも、財政計画の見直しが重要になると思います。

これはただの一例としてですが、岐阜県飛騨市では、標準財政規模約109億円の50%超を財政調整基金に積立してしています。その基準は、大規模災害など予期せぬ事態が発生した場合、初期対応として被災者に1人当たり40万円の支援費用が必要と計算したものです。109億円の50%超、約60億円以上を積立てし、特定目的基金も60億円以上あるそうです。

本市としても国に要望を出されていますが、自立した考えを基に財政計画が必要ではないかと考えますが、御所見を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほど鈴木議員からもありましたが、この財政調整基金は、年度間の財政調整のために設置をされているわけです。歳

入は毎年大体同じ程度の歳入はありますが、歳出、災害があったりすれば年度によって大きな支出を余儀なくされるといふことで、そういう突発的な歳出増などにも備えていくためにこの基金があるというふうになっております。

今の全国市長会の会長というのは、相馬市長が全国市長会の会長になっているんですけども、その方がお話ししていたんですけども、大震災のときに、やっぱり財政調整基金があったからこそ何とか急場をしのげたというお話を前にされておられましたが、そういう意味で、災害などの緊急対応のためにこの財政調整基金というのは大変必要性があるというふうに思っていますし、そういったことから、このたびのコロナ関係の様々な対策、そして大雨、豪雨災害の対応においても財源の調達をできるような時間的余裕もまだない状況の中でありましたから、基金を大きく取り崩して対応させていただいたところであります。

御指摘のとおり、そういう緊急的な財源については、国や県に財政支援を要望しているわけでありまして、先ほども申しましたが、コロナ関係の対応の地方創生臨時交付金の創設が決まったり、また7月豪雨には激甚災害の指定措置が取られたということでもあります。

そういう意味から、ある程度の財源的な当てもあるわけでありまして、いずれにしても、今後も様々な災害に備えていくためには、財政調整基金を充実させる必要があるというふうに考えているところであります。

現在、見直しを進めております第6次振興計画、それから後期行動計画などに基づいて新たな財政計画というものを策定することにしておりますので、その中で財政調整基金の残高も含めた中長期的な財政の見通しをきちっと立てていかなければならないというふうに考えております。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 ぜひこの状況を見据えた上で、計画を進めていただきたいと思います。やはり国からの交付で乗り越えるだけの財力があるとしても、その国においても全国的な支援策を何兆円という規模で支出しており、逼迫していく可能性もあります。

そのような中、静岡市では、コロナショックのため、市役所清水庁舎など、移転新築など建設事業を当面停止すると5月に発表しました。本市も多数の公共事業を控えており、コロナ禍の影響で財政が厳しくなっていくと思われる中、現在、計画している公共事業をどうしていくのか。老朽化に伴う建て替えや移転、道路整備など、市民の生活維持等のための事業は必要です。

ところが、コロナの影響で生活様式が変わり、今までの常識を覆すような大変革期を迎えた今、先の状況が見えない状態で、せめて特効薬であるワクチンができるまで見直しをする公共事業もあるのではないかと思います。計画どおりにしていくのか、見直しをしていくのかお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 コロナ禍で公共事業などはどうしていくのかという御質問でありますけれども、我々としても、先ほど申しましたが、計画を見直しをしている中で、新しい生活様式というものを前提にして、これからの計画も含めた施策というものを進めていかなければならないというふうに認識をしているところでありますし、そういった意味で、今、寒河江市のほうで進めている公共施設の再整備、見直しなどにおいても、そういう新しい生活様式を踏まえた取組、再編などについても、検討の上でどうしていくのかということを含めていかなければならないというふうに思っているところであります。

一般的な道路とか、そういう公共事業などについては、ある程度財源的な要素もありますので、財源を確保していきながら、感染症の状況

などを踏まえて、逆に前倒しして実施していかなければならない事業も出てくるでしょうし、逆に少し時期を見直すなどという事業も出てくるのではないかとこのように考えているところでもあります。

来年度以降、どういふふうに取り組むかなどというのは、先ほど申しあげましたが、行動計画などできちっと検討をしながら、そういう計画に沿って進めていきたいというふうに思っているところでもあります。

いずれにしても、市民の皆さんが今望んでいる安全・安心なまちづくりということについては、やはり優先的に進めていかなければならない施策でありますので、そういった点を踏まえながら、公共事業などについても一つ一つ検討を加えながら進めていければというふうを考えております。

○**柏倉信一議長** 鈴木議員。

○**鈴木みゆき議員** ありがとうございます。ぜひ見直ししながら進めていただきたいと思っております。

今後、市民の皆様から見ても、コロナ禍を経ているのに以前の計画のまま進めたのかと疑問を持たれないような状況をきちっと判断していきながら、公共事業を進めていただきたいと思っております。

今回の新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、経済を低迷させるだけでなく、私たち市民や県民、国民の生活を大きく変えるものでした。昔の社会に完全に戻るかどうか、戻るには何年かかるのか予測ができません。

そして、それぞれの市町村でコロナ対策事業に差が出たというのも、市民の方々は気づいたことと思っております。国からの支援があるとはいえ、長い間コロナによる低迷が続けば、経済も市民の皆様のモチベーションもマイナスになっていくことは間違いありません。幸い山形県は感染者数が、お盆の後、少数出てしまいましたが、今のところ落ち着いています。まだまだ市民の

皆様の生活に目を配っていく必要があると思っております。

続きまして、通告番号5番、グリバーさがえの今後についてであります。

7月28日の大雨により最上川の水位が上昇し、大江町や大石田など県内各地に甚大な被害をもたらしました。島地区の堤防は、護岸の上の遊歩道まで濁流が上がってきました。昭和42年8月の羽越水害よりも水位が上に来たと南部地区の方が言っておられました。

(1) カヌー場開設までの経過について。

本市では、最上川寒河江緑地事業としてグリバーさがえがあります。今回の大雨で濁流が流れ込み、流木や土砂が蓄積しています。過去最大の水位でグリバーさがえは浸水しました。

山形県の母なる川の豊かな自然を生かし、市民の憩いと健全な心身を育む、人に優しい河川空間づくりや、地域のスポーツレクリエーション活動の振興を目的として建設されています。多目的水面広場、芝生広場など整備されていますが、特に多目的水面広場が大きな被害を受けています。まず、グリバーさがえのカヌー場開設までの経過を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 最上川の寒河江緑地、いわゆるグリバーさがえの開設に当たっては、河川敷地について、当時建設省でありましたが、昭和48年から平成3年にかけて用地買収の交渉を進めて、全体面積に対する約91%、24ヘクタールを取得したわけでありまして、残地、残る土地について交渉が難航して、一時中断した経緯があるというふうに聞いております。

昭和52年には南部地区の皆さんから河川敷の整備について要望がありまして、昭和57年に建設省から約2.1ヘクタールの占用許可を受けて南部総合グラウンドとして活用しておられたというところでもあります。南部地区の皆さんからは公園整備に対する要望が何回となくあって、

市の緑のマスタープランの中に皿沼緑地として盛り込んでいたところでもあります。

さらに、平成8年には、南部地区の皆さんから河川空間を利用した公園整備促進についての要望がなされ、平成9年度に策定した市の都市計画マスタープランの中に最上川緑地公園として位置づけをされているところでもあります。

その後、国土交通省の全面的な支援をいただきながら、全市的な観点からの検討を行って、平成13年度に基本計画を策定した経緯がございます。平成13年当時は、最上川につきましては、第1回の最上川フェスタが開催をされ、同時に、かわとぴあin寒河江といったイベントがチェリークア・パークでありますとか、中山町のせせらぎ公園を会場として開催をされたところでもありますし、平成13年度で11回を数える最上川カヌーマラソン、それからカヌー愛好者によるツーリング・カヌー、さらには学生カヌーの練習など、この河川空間の活用が活発に行われていた、そういう状況でありました。

その状況の中から、平成14年度に都市計画決定と事業認可を受けて整備が開始され、平成24年度に完成をし、翌平成25年度に供用を開始し、現在に至っているというのが大まかな経過でございます。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 ありがとうございます。平成14年から着工し、一時事情により工事が縮小されたりなどしたため、約7年くらいという長い年月をかけ完成したということに気づきます。

建設費用としては、総額約8億7,500万円くらいということで、最上川寒河江緑地は、昭和50年頃を中心にモーニング野球が盛んに行われており、南部、日田、本楯など、手作りのグラウンドが河川敷に住民によって造られ、特に南部地区では地区民運動会などで利用されてきました。

その後、河川の小道整備とともに、河川敷公

園を求める声があり、先ほど市長がおっしゃいましたように、河川地域の離農を進めるとともに、整地も実施していただいた経過があります。

その後、南部地区体協を中心にフラワーランド推進協議会を要請、地域一体となってグラウンドワークを実施し、桜の植育やコスモスの植花などに取り組んできました。その後、カヌー場の話が浮上し、その際、議会内で多くの議論がなされました。

(2) 大雨災害の復旧について、その議論がなされた点についてであります。

平成14年と15年頃、複数の議員が、グリバーさがえのカヌー場整備に関して反対の意見を持たれていたそうです。それは、最上川寒河江緑地はもともと河川敷であり、河川が造り上げた自然の造形であると同時に、川の水が上がってきても当然の場所であることです。そして、これからの異常気象により、洪水などの被害に遭いやすいのではないかという理由からでした。

18年前に議論していたことが現実となり、激甚災害の指定となった。自然の力は人間の想像力をはるかに超えてきたことが分かります。現在、グリバーさがえは、高校生のカヌーの練習や祭り、水上バイクの免許取得など、多種多様なイベントに対応しています。復旧を待ち望んでいる方々もおられると思いますが、いつ頃復旧するのか、費用はどれくらい見込まれるのか伺います。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時15分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の大雨、7月27日から降り続いたわけでありましてけれども、最上川については、過去に例のない高い水位を記録している

ところでありまして、長崎水位観測所によると、昭和42年の羽越水害のときは15.8メートルでありましたが、それを超える観測史上第1位の16.22メートルを記録したというふうに聞いております。

グリバーさがえについては、水没をして多くの流木と土砂が堆積をしたわけでありまして、カヌー場、多目的水面広場についても、流木が入り込んでゴール看板でありますとかフェンスなどが倒壊をし、また、一部の護岸が浸食されるなどの被害が確認をされているところであります。

その復旧いつ頃までできるのか、あるいは費用はどのぐらいかかるのかというような御質問であります。現在、国の災害査定を受けるために被害状況を把握するための測量作業、それから概算復旧費と工事発注のための設計作業を進めているところでございます。

御案内のとおり、公園面積は約19.7ヘクタールと広いわけでありまして、また、多目的水面広場のシートの損傷状況がまだ確認されておられませんので、具体的な復旧費用は算定を調査中ということでございます。

国の災害査定が9月下旬の予定とお聞きをしておりますので、早期に再開できるようにその作業を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 ありがとうございます。

国交省のほうから査定官に来ていただいて、被害状況を査定していただいて、そして作業に移るとのことだと思います。9月下旬に調査して、できればやはり一刻も早く復旧していただきたいなというふうに思います。

続けてお聞きしますが、災害復旧費用の市の負担額は何割ほど負担になると定められていますでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほどお答えをしましたが、まだ全体的な復旧経費、復旧費というのが積算できませんので、まだどの程度の負担額になるかというのは分からない状況でありますので、そういったところも含めて今ちょっと調査をしているという段階でございます。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 ありがとうございます。ぜひ市民の皆様が一刻も早く復旧していただきたいという声が届いておりますので、よろしく願いたいと思います。

(2) 今後の対策についてであります。

復旧は原則元の状態に戻すのが大前提だと思います。ただ、これから懸念されることは、異常気象により、大雨による災害や台風など、毎年最上川の災害が起きる可能性が高いのではないかと思います。

平成15年3月の一般質問で、洪水対策について質問したことに對し、前市長はこのように答えております。「最上川寒河江緑地は、冠水確率の非常に低い土地であると思っております。しかしながら、予想を超える大雨も確率としては考えられるわけでございますので、河川法の範囲内での川岸の盛土整備も国土交通省と協議してまいりたいと思っております」と答えております。河川敷ですので、堤防の設置は無理にしても、盛土整備など考えていかななくてはならないのではないのでしょうか。御所見を伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 グリバーさがえ、御案内のとおり、国の占用許可を受けている河川敷地に整備された公園なわけでありまして、河川敷地については、河川敷地の占用許可準則によると、「河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除去し、または軽減させるためのものであり、また、公共用物として河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な

利用に供すべきものである」と、こういうふうになっているところでもあります。

今回、昭和42年8月の羽越水害を超える水位を記録したわけでありますけれども、今後、御指摘のように、こういった災害が何回も、何回もというか、ないほうがいいわけでありますけれども、訪れないとも限らないという状況があるかというふうに思っています。

御指摘のとおり、災害を最小限に食い止める、あるいは災害に遭いにくいような対策、堤防の設置というのは、それもお話がありました、大変難しいわけでありますけれども、その他の方法、盛土するとか、その他いろんな方法ができるのではないかとということで、河川管理者の国交省のほうともその点について協議をしていく必要があるというふうに考えているところがあります。

ぜひ南部の皆さんのみならず、寒河江市民みんなの公園でありますし、グリバーさがえでありますから、ぜひそういった被害が少しでも少なくなるような手だてを我々も検討して、知恵を絞って対処してまいりたいというふうに考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 鈴木議員。

○鈴木みゆき議員 ぜひ国交省と協議を重ねていただいて、盛土整備でもよろしいかと思っておりますので、安心・安全のために対策を考えていただきたいと思っております。

グリバーさがえの堤防向かいに住まわれている方は、すぐ堤防の隣でグリバーさがえが浸水し、濁流が流れ込み、押し寄せる流木などに大変な恐怖心を抱かれていたようです。これが毎年大雨のときに起こる光景だとすれば、住民にとっては大変なストレスになることと思っております。

また、その下流では、今までなかったのに災害の後、中州ができておりました。これは川底に土砂が積もり、水面より高くなったということです。その分、河川の水が流れる容量が狭く

なってきたため、今まで以上に水が上がりやすくなるおそれもあります。ぜひ国と協議を進めていただき、浸水しにくい対策を考えていただきたいと思います。市民の安心・安全を守るためにも、取り急ぎよろしく願いいたします。

これにて一般質問を終わります。ありがとうございました。

太田陽子議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号6番、7番について、2番太田陽子議員。

○太田陽子議員 おはようございます。

日本共産党の太田陽子でございます。

7月豪雨災害は、災害の少ない寒河江市にも大きな爪痕を残しています。1967年にあった羽越水害以来の被害ということであります。ちょうど50年が経過しています。

今回は人的な被害がなかったことは幸いだったと思います。被害に遭った方が、生活やなりわいを一日も早く取り戻せるように支援の輪を広げていきたいと思っております。また、熊本など、被害に遭われた方にはお見舞いと、亡くなられた方の御冥福をお祈り申し上げます。

私は、日本共産党と通告してある質問内容に関心を寄せている市民を代表して質問いたします。

今回の補正のさがえっこスマイル事業については、乳児を持つ市民の方から感謝の声が届いております。

それでは、通告番号6、7月豪雨災害時の避難状況についてお伺いします。

避難者の数は、去年の台風19号のときは全市で39名ほどだったのですが、今回は1,182名、確認できた車中泊は62名、親戚に身を寄せられた方、避難所以外の駐車場に避難された方など多くあったようです。この避難行動については、

コロナ禍の中、市民の皆さんの避難への意識が向上している結果ではないかと思われます。

しかし、広範な避難区域になれば、避難行動要支援者の方が多く、町会長、民生委員、自主防災会会長などの方の御努力は想像を絶する御負担をかけたのではないかと推測されます。

ある町会の会長さんは、要支援者の方やひとり暮らしのお年寄りなどへ、あの豪雨の中訪問し、避難の希望などをお聞きし、その声を聞き避難所へ行き、状況を確認し、当事者の方の避難をどうするか家族と相談してくださったということでした。避難所での避難は無理と判断し、健康福祉課の方に家族から連絡していただいた。その結果、福祉避難所への避難がなかったということでした。当局にすぐに対応していただき、家族の方も大変感謝しておりました。

今回の福祉避難所の利用状況と要配慮者への避難の取組について、避難の経過や施設側の対応についてお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 7月豪雨災害時における要配慮者の避難状況についてお尋ねがありました。今回の豪雨災害時において、福祉避難所の設置に当たっては、災害対策本部及び各避難所などからの情報を基に福祉避難所を設置することにしたわけでありませけれども、災害時における福祉避難所指定等に関する協定というものをこれまで結んでおまして、市内13か所の介護保険関連施設と調整をして、5つの施設、長生園、グループホームあしたば、とこしえ陵南、とこしえ三泉、つつじの家の5施設に23名分の受入れを確保させていただきました。

その福祉避難所の確保と並行して、要支援者の状況なども加味しながら調整を行った結果、4名の方から避難をしていただくということになったわけでありませ。この4名の方については、特別養護老人ホーム長生園に3名の方、ケアセンターとこしえ三泉に1名の方が避難をさ

れたというところでございませ。

もちろん受入先のそれぞれの施設においては、新型コロナウイルス感染症についての十分な対策をしていただいで受入れをしていただいたというふうに聞いているところでございませ。

○**柏倉信一議長** 太田議員。

○**太田陽子議員** 福祉避難所については、当日の調整ということで、当事者の方は利用したことのない事業所の利用になることもあるということで、家族の方も初めての施設に預けるのが心配だったという声もあります。家族としてはいつも利用している事業所であればなおよかった、通常時も利用してほしいと、その長生園の方に勧められたなどという声もありませ。

送迎なんかもしていただいたということで、大変感謝されていたのですが、今度要配慮者に関しては家族も一緒にとということも考えられるということなのですが、その点なんかも今後、生かしていつていただきたいと思ひませ。

今回の避難所の開設に当たり、避難行動要支援者避難支援プランというのを作成しているということだったのですが、どのように生かされ、また足りないと感じた点など、また支援プランの問題点などをお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このたびの豪雨災害におきましては、避難勧告が出された時点で、民生児童委員の地区代表者の方々などに町会長さんや福祉推進員、自主防災会の方々とは連絡をして、避難支援プランに登録している方の安否確認と避難支援を行っていただくように電話でお願いをさせていただいたところでありませ。

避難支援プラン登録者名簿には、対象者の要介護の状態などが記載があるわけでありませ、自宅に不在だった方については、介護支援センターやケアマネジャーの方とは連携して、デイサービスなどの利用状況を確認するなどして、安否確認を行うことができたところでありませ、

支援のプランをうまく活用できたのではないかと
いうふうに思っているところでもあります。

課題として上がってきておりますのは、地域
によって要支援者の安否確認、それから避難所
への支援の連携度合いにばらつきがあって、う
まくスムーズにいったところ、あまりスムーズ
にいかなかった地域もあったというふうに聞いて
おります。

日頃から民生児童委員の方、あるいは町会長
の方、自主防災組織の方々などで話し合いを行
っている地区では、そういうことがうまくいっ
たというふうに聞いておりますが、そうでない
ところでは、情報がうまく伝わらず、少し混乱
をしたというふうにも聞いています。そういっ
たことから、今後、今回の対応で連携がうまく
いかなかった地域などについては、要支援者の
支援の在り方、あるいは伝達方法などについて
のアドバイスなどもさせていただきながら、今
後、こういうことがうまくいくように対応をし
ていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 連携がうまくいかなかったこと
が問題点だということでございました。それで、
今後、避難行動要支援者避難支援プランのほか
に、要配慮者というくりがありまして、その
配慮者に対する個別計画の作成が必要とされて
きます。本人、家族の希望などをどう取り入れ
ていくか、福祉避難所として公的な施設の利用
などが言われております。

要配慮者の中の妊産婦や乳幼児などを抱えて
いる方などなんですけれども、この28日の水害
のときに、寒河江高校が自主避難の場所になり
ましたが、5か月の乳児を抱えた家族が避難し
ておりました。敷物もなく、板の間に座れない
ような状態で子供を抱えてお母さんがおりました。

そういう状況を考えるに当たり、妊産婦や乳
幼児、そういう方を特化したところとしてハー

トフルセンターのゆめは一などの福祉避難所
の活用は考えられないでしょうか。

また、避難する場合、本人も家族も安心な場
所ということを考えれば、この避難計画の中に
避難所を、例えば水害のときはここ、地震のと
きはここなどと固定することはできないか。調
整が必要だというお話でございましたが、やっ
ぱりどこに逃げればよいかというのが分かれば、
すぐ家族だけでも逃げられる方もいらっしゃる
と思います。

町会長さんや民生委員さんの御苦勞を考えれ
ば、この固定するということは、民生委員さん
や町会長、自主防災会の会長さんなんかもすぐ
行動できるということにつながるのではないかと
思われます。

また、独り暮らしの高齢者には早めの避難な
どを考えるのであれば、日中の循環バスやデマ
ンドタクシーの利用なども考えられるのではない
かと思えます。いろいろな災害が襲ってくる
中、自立している独り暮らしの高齢者とか、2
人暮らしの高齢者など、要配慮は今後計画しな
ければならないと思われるとき、この高齢者
に関してもハートフルセンターとかそういうと
ころを活用できないか。1階は子供、2階は高
齢者、電気が供給されていればエレベーターも
使えるということで、2階のホール、廊下、3
階の廊下、ホールなど、独り暮らしの不安な御
老人の早めの避難の場所に使えないかと考えら
れます。

今後、個別の避難計画作成に当たり、ケアマ
ネジャーなどの協力を受けて作成するようにと
いうことなのですが、寒河江市としてはどのよ
うに進めていくか。また、障がい者など、私が
何回も申しあげておりますが、固定していただ
ければ、本当にこれからどんな水害、災害があ
ろうとも障がい児や乳児を抱えている方にとっ
てはとても安心につながるのではないかと思

ますが、どのようにお考えかお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 避難所支援プランの個別計画の策定に際して、いろいろ太田議員から個別具体的な今回の避難所対応における課題なども含めて御提案をいただきました。我々としてはそういった声を真摯に受け止めて、何とか実現に向かって努力をしたいというふうにまず考えているところでありますので、御理解をいただきたいと思えます。

個別計画については、まだ策定をしておりますでしたが、今回の災害では、幸いにもけが人なども生じなかったということで、ほっとしているところでございます。

しかし、先ほど申しあげましたとおり、要支援者の避難支援の連携がスムーズでなかった点などが課題として上がっておりますので、そういったことを踏まえて、個別計画の策定に当たっては、避難支援の充実を図るためにも、民生児童委員など地域の方々に加えて、ケアマネジャーなどの協力も得ながらその作成に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、障がい者の方、あるいは乳幼児などの避難、それを抱えた親御さんの避難などについて、いろんな御指摘をいただきましたが、今回の災害の際に、障がい者のグループホームの方が文化センターのほうに避難をしていただきましたが、障がい者のグループの方だけの専用の部屋などを準備させていただきましたが、そういったことで、一般の避難所とゾーンを分けて対応しているところがありますので、そういった点を参考にしながらこれからの計画をつくっていききたいというふうに思えます。

そもそも今回の災害で、南部地域の皆さんに対して避難指示なども出させていただきましたが、いろんなところに避難をしていただくということにしているんであります。御指摘のように、やっぱり地震の場合はこことか、大雨の

場合はここなどというふうに、できればそういう仕分け、あらかじめの分けも事前しておくということも大変大事なことなのではないかというふうに考えておりますので、その辺も踏まえて、これから福祉避難所の場合、個別計画の策定などについても検討していければというふうに思います。

ただ、福祉避難所については、御案内のとおり、現在のところ、その設置については、災害救助法で介護施設あるいはホテル、旅館などを想定しているということでありまして、食事などの提供ですとか、生活相談員の配置などが基準で定められているというところがありますので、ハートフルどうかという御意見でありますけれども、なかなか現実的には、今のところ難しいというふうに言われておりますので、そこら辺のところ、どの程度緩和して対応できるのかなどというのを国あるいは県あたりとも御相談をさせていただいて、決めていきたいというふうに思っています。

それから、先ほど申しましたけれども、避難所の固定化については、昨年も御提案があったわけでありましてけれども、知的障がいの方あるいは精神障がいの方、環境が変わるとなかなか大変だと、適応が難しいというようなことがありますので、できれば日頃お世話になっているような施設などに避難できれば、それはいいのかなというふうに思いますし、また、状況によってなかなかそれが大変だという場合なども想定されますので、そういったところを踏まえて少し事前に慣れていただくということで、定期的な避難訓練などもさせていただいて、スムーズに避難できるように対応を進めていければというふうに思っているところであります。

福祉避難所だけではなく、避難所全体についても、いろいろ市民の皆さんの声をお聞きした上で、検討、改善をしていくところがあるかというふうに思いますので、その辺のところは

我々、これからまだまだいつ襲ってくるか分からない災害でありますから、早急に対応を進めていきたいというふうに思います。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 早急に進めていただきたいと思います。昨年9月、10月は台風の時期で、何度も上陸し被害をもたらしておりますので、ぜひ早急に考えていただきたいと思います。

今後、いつ災害が襲ってくるか予測不能なのですが、近年、天気予報がとても正確で信頼できるものになっています。これを信じて空振りになってもよいので、いち早く避難所を設置するなど、対策をしていただきたいと思います。

たった一晩の避難だったんですけども、段ボールベッドの活用など、困難だったようです。畳の部屋に寝ていただいたということだったんですけども、体育館に避難した方は、一晩でも床に寝るというのでは大変でないかと思ひまして、私もいろいろ頭を悩ませていたので、エアベッドを購入してみました。

キャンプ用のエアベッドだったので、簡単にできるかなと思ってやってみましたところ、空気を手で入れるエアベッドなのですが、私の力でも4分で空気を入れることができ、一晩フローリングの上に引いて寝てみました。

私も体が大きいので安定感はいま一つだったんですけども、床よりはやっぱり快適に寝ることができました。今後、人命を守ること、避難しても安心していられる体制をつくっていくことが自治体の役割であると思います。一層の備えを希望して次の質問に入ります。

通告番号7、コロナ禍の中で子供の豊かな発達を保障する学校教育についてであります。

新型コロナウイルスの感染予防のため、3月当初より学校が休校になりました。5月25日頃より通常の学校が再開されました。休校時の時数を取り戻すため、行事を減らし、教職員の研修を減らし、夏休みを減らすなどして、6年生

と中学3年生は今年度で全ての単元を履修する予定とのことでした。

中学3年生は、部活の地区大会もなく、どんな思いで生活しているのでしょうか。短い夏休みを終え、子供たちの生活はどうなっているのか、学校での新しい生活様式の実践など、未来の寒河江を担う子供たちの現状などについてお伺いしたいと思います。

学校における新型コロナウイルス感染予防の取組についてでございます。机の配置など、教室の密や消毒、マスクなど、どのように配置しているのでしょうかお伺いいたします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 学校における新型コロナウイルス感染症予防の取組についての御質問でございますけれども、まず、消毒でございますが、これまでは児童生徒の下校時に、教室の机、トイレなど多くの児童生徒、教職員が触れる場所については、教職員が、子供たちが帰った後にアルコールによる消毒を行ってまいりました。

8月6日に文部科学省から学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、これバージョン3になるんですけども、が出されまして、その中で、机、椅子については特別な消毒作業は必要なく、衛生環境を良好に保つ観点から、通常の清掃活動で家庭用洗剤等を用いた拭き掃除を行うことも可能であるというふうな方針が示されております。

これを受けて、現在では、約3分の1の学校で放課後の机の消毒は取りやめているところがあります。今後、消毒を中止するかどうかを検討中の学校もございますが、児童生徒数が少なくて教職員の負担がさほど大きくない学校では、現在も消毒を続けているところがございます。

一方、全ての学校で大勢の子供たち、教職員が頻繁に手を触れる箇所であるドアノブ、手すり、スイッチなどは1日に1回水拭きをした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭いて

おりますし、トイレや洗面所は家庭用洗剤を用いての通常の清掃範囲の中で行っているところでございます。

次に、マスクでございますが、学校生活では児童生徒は原則常時着用としておりますが、体育の時間は十分な距離を取ることを心がけ外すことにしております。体育の授業以外にも、十分な距離を取ることができる場合は外してもよい。また、今般の熱中症、そういった予防の観点からも、教員が指示するだけではなくて、子供たちが自己判断で外す必要があるということも指導しているところでございます。

登下校時のマスクであります、人との距離を取ることでつけなくてもいいという指導を行っております。学校によってはソーシャルディスタンスをあえて確保するために傘を差して登下校させている学校もございます。

最後に教室の密に関わる机の配置でございますが、1学級当たりが少人数であったり、教室がオープンスペースになっている学校であれば、一定の間隔を取ることが可能なわけですが、そういった学校では、現在も机を市松模様の配置にしたり、教室内に広く机を分散して授業を実施しておりますけれども、1学級当たり多人数になっている、あるいはオープンスペースでない学校では、教室の広さを可能な限り使って机を配置しているというのが現状で、1メートル前後の距離を取るとというのが限度のようでございます。

このような現状とか課題を踏まえまして、本定例会初日に専決処分の承認をいただいております補正予算（第9号）においても、小中学校における感染症対策を徹底するための経費を計上しております。マスク、非接触型体温計、消毒液などの消耗品に加えまして、特別教室を普通教室として日常的に使えるように机や椅子、あるいは子供たちの間隔を空けても遠くからでも見える電子黒板、あるいは拡声器等の備品を

購入して児童生徒の感染防止に取り組んでいるところでございます。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 いろいろな工夫をなされていることが分かり少し安心しました。

私の学区の中学生は、二十数名で1クラスということでございますが、子供たちに聞くと、二十数名でもやはり密になる。やっぱり体が大きくなっている、どうしても机も近くなるということが子供からも寄せられております。学校の密を考える場合、やっぱり特別教室を活用とか、大きな教室でということも、今の密にならない生活のためには重要であると思います。

次の（2）であります、長期休業や短い夏休みの後の子供の変化についてであります。

国立成育医療研究センターのコロナ×こどもアンケートでは、「コロナのことを考えると嫌だ」、「最近集中できない」、「すぐにイライラする」などの声が寄せられていました。寒河江市の子供の状況はどうでしょうか。不登校や子供の変化に対しどのように対応しているのか。また、子供に寄り添う環境やスクールカウンセラーの活用などの状況などについてお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 例年より夏休みは短かったわけですが、終わった後の子供たちの様子でございますけれども、各小中学校から聞き取りを行ったところ、体調不良を訴える児童生徒が増えたと答えた学校は2校ございました。

また、夏季休業が13から18日間となったことに対して、休みが短いというふうな声は子供たちだけではなくて、保護者の方にも多かったようではありますが、休みより学校が楽しいという声があるというふうに回答した学校も半数でございました。

このことは授業態度にも表れているようで、意欲的に授業に向かう姿勢が増えたと回答した

学校が約4分の1であります。意欲的に授業に向かう姿勢が減ったと回答した学校はございませんでした。また、欠席の状況も、体調を崩す児童生徒が全くないわけではございませんが、夏休み明けに欠席者が急増しているというふうな状況ではなくて、逆に欠席者が例年より減っているというふうな報告を受けているところがあります。

これは、コロナ禍で家族で観光に出かけたり、外で自由に遊んだりできないといった環境にあったために、むしろ学校で多くの友達と会って語り合えるということに喜びを感じている表れではないのかなというふうに推測しているところがございます。

ただ、3月の一斉臨時休校終了時に、不登校ぎみだった児童生徒が登校できるようになったという報告も多くございましたが、夏休み終了後は、それらの子供たちも次第にまた休みがちになっているという残念な状況にあり、議員が御指摘のとおり、再度学校で支援体制を整えていく必要があるなというふうに思いますし、スクールカウンセラーも中学校に配置されておりますので、スクールカウンセラーなども有効に活用しながら、再度こういった子供たちに支援をしてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

太田議員。

○太田陽子議員 寒河江の子供たちは意欲的に学習に取り組んでいるということが話されました。しかし、中学校3年生の子供の話聞いたところ、休校中、インターネットなど活用し勉強したが、それが身についているか不安だ。友達は

塾に通ったりしていた。それ以外の子供は、自宅で学習したが、課題に取り組むが教科書では分からなかったなどという話がありました。

学校が始まり、テストとテストの間が短く、テスト範囲の学習が追いつかない。中学3年生は特に授業の速度が速くなっているのではないのでしょうか。子供たちは不安を抱えています。教育長が答弁されたように、それでも子供たちは意欲的に頑張っています。10月の修学旅行も楽しみにしていました。今後も子供たちが豊かな学びを得られるよう一層環境を整えていただくよう要望し、次の質問に移ります。

豊かな子供の発達を保障するため、少人数学級への転換についてであります。

私の子供は、ゆとり教育で義務教育を終えました。その後、何かとゆとり世代はと非難されることが多くあり、いつも当事者は憤慨しておりました。ゆとり教育は、本人たちが望んだわけではなく、国の方針としてゆとり教育を受けることになったわけです。まるで本人の人格を否定するような言動もあり、親としても一緒に憤慨してきました。

このコロナに関しても、子供たちには何の罪もなく、ある意味被害者であります。この世代に今何が必要か、コロナ後の学校の在り方など真剣に取り組んでいく必要があります。密にならない、新しい生活様式など取り入れる中で、少人数学級というのは一番効果的なのではないのでしょうか。

全国で教員の10万人の増員、20人学級の実現など、今すぐにでも子供たちにプレゼントしなければならないことなのではないのでしょうか。全国知事会、市長会、町村長会、校長会が少人数学級をと声を上げています。寒河江市としての見解をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 太田議員、今御指摘のとおり、今後のウイズコロナ時代の学校を考えた場合に、

少人数学級編制というのは、教室の密環境を改善する上では有効な手だてであるということは確かであるというふうに認識しております。

去る7月3日、これも議員からございましたけれども、全国知事会、全国市長会、全国町村長会の3団体から連名で緊急提言書ということで、新型コロナウイルス感染防止のために40人以下の少人数学級の早期導入と、こういったことを求めた緊急提言書が出されておりますけれども、これに対して、文部科学大臣が前向きな姿勢を示したということは報道されております。

法令では、1学級の児童生徒数は原則40人と、こういうふうに定められておりますけれども、本県では既に教育山形「さんさん」プランの導入をして、21人から33人の少人数学級編制を既に導入しております。こういったことで、学級の規模を小さくすることで、教員数も増えておりますし、児童生徒の学習指導あるいは生徒指導の充実、また教員の多忙化解消ということも図っているわけでありましてけれども、これは全国に先駆けた取組でございます。

これまでも山形県の市町村教育委員会協議会では、この教育山形「さんさん」プランの継続ということと、さらなる加配の教員を増やすというふうなことについて、県の教育委員会にも要望しております。県の教育委員会としてもこれを受けて、国に対して教職員定数改善についても強く要望しているところであります。

本市といたしましても、今後も県教育委員会あるいは県内の他市町村教育委員会と連携しながら、教職員の加配増に向けて要望を継続してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○柏倉信一議長 太田議員。

○太田陽子議員 さらなる働きかけを要望したいと思います。

この間、山形の地域教育文化学部の学生と話す機会がありました。4年生でありました。山

形県の教員採用試験を受けるため、帰省はせず頑張ると目を輝かせて話されておりました。人材の流出に歯止めをかけることや、教員の働き方改革の問題など、全て少人数学級が解決してくれると思います。

子供たちへの手厚い教育、柔軟な教育の実現のため、国に対して今後とも働きかけをしていきましょう。ぜひ子供たちにコロナ後に備えて少人数学級の実現のため、今後とも私も働きかけをしていきたいと思っております。

これで質問を終わります。

月光裕晶議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号8番、9番について、5番月光裕晶議員。

○月光裕晶議員 月光裕晶です。よろしくお願いたします。

通告番号8番、災害時の避難所の運営について質問をさせていただきたいと思っております。

7月の豪雨で、私が住む柴橋地区も、土砂崩れによって道路が崩落、農地へは土砂が流入し、ビニールハウスが倒壊、河川や水路の氾濫での建物の浸水被害、道路が冠水した場所も何か所もあり、被害は甚大でございました。

しかし、当日、水路があふれているところ、複数箇所に建設管理課の職員の方や地元の消防団員の皆様が駆けつけて土のうを手配し、危険なところはすぐに通行止めの手配をしてくださいました。翌日からは早速土砂崩れの状況などを農林課の職員の方が見に来てくださったりと、本当に真摯に対応していただき、住民の方々はとても感謝しているようでございました。それと、避難を促す広報車が細い路地の奥のほうまでわざわざ入ってきて、しっかりとお知らせしてくれたのが本当にうれしかったという声もございました。当局の迅速、丁寧な対応本当に感謝申し上げます。

そのとき、福祉避難所も含めて17か所と多方面に避難所を開設し、1,182人もの避難者を受け入れてくださり、市民の皆さんはとても安心できたと思います。その中で、寒河江市は今までからすると、そんなに頻繁に避難を必要とするような災害が起こるわけではないような印象ですので、避難所を運営していくに当たってスムーズにいかないこともあったかと思えます。

このたびお聞きしたいのは、避難所を運営していく上で重要となる避難所運営マニュアルのことでございます。とてもよくつくられておりますし、市民のことを考えたマニュアルになっているのかなというのが正直な印象でございました。

初動期、展開期、安定期、撤収期と分類されており、初動期は災害発生直後から24時間、展開期は2日目から3週間、安定期は災害発生から3週間目以降、撤収期は電気、ガス、水道等のライフライン回復以降と明確な期間とそれぞれに実施すべき業務が書かれており、避難所を運営する職員の方にもとても分かりやすいものかと思えます。しかし、東日本大震災がありましたので仕方ないと思うのですが、どうしても地震を想定した内容になっているような印象を受けました。

今回の豪雨災害での避難者はほとんどの方が次の日の朝には帰宅しておりましたし、去年の豪雨で避難した方もそうかと思えます。水が引いた後の片づけや、自分の農地の心配、おのおの仕事や学校もあることでしょう。豪雨災害の避難者は家が流されてなくなってしまったとかではない限り、長く避難所に滞在しなければならない人は少ないかと思えます。

このようなことから、今の避難所運営マニュアルはとてもすばらしいものですが、やはり豪雨災害寄りのものや、短期間の避難所運営マニュアルなどの作成も検討するべきではないかと考えますが、当局のお考えをお聞かせ願います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 月光議員から災害内容に応じた避難所運営マニュアルの作成を検討してはどうかという御質問をいただきましたが、現在、運用をしている避難所運営マニュアルについては、御指摘のとおり地震などを想定した内容になっております。

もちろん大雨時にも活用できる内容と我々は考えているわけでありますけれども、東日本大震災以降、主に大地震などを想定した避難所運営ということを考えておりましたけれども、近年、台風や大雨などの発生回数が増加している、また、洪水や土砂崩れなどの風水害が懸念されるということでもありますので、災害の発生のおそれなくなるまでの間、市民の皆さんが安全かつ適切に避難できるような、そういう避難所開設など、災害に応じた避難所運営体制について検討する必要があるというふうに思います。

地震というのは災害が起きてから避難をする。ところが、今回の大雨は災害が出る前に避難をするという基本的に大きな違いがあるので、そういう意味では、大雨とか、風水害のための被害が起きる前の避難ということについても、避難所の運営体制などについて検討していく必要があるかというふうに思います。

期間が短くなるか、長くなるかというのは、結果を見てもないと分からないということが基本的にあるわけなので、そこら辺を含めて、やっぱりいろいろ検討していく必要があるというふうに思います。

今回の大雨による避難所運営について検証させていただいて、課題なども踏まえて災害内容に応じた避難所運営マニュアルの策定などについて進めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。確かに今、市長がおっしゃったように、災害が起こる

前に避難するのと、災害が起こった後に避難するのというのは確かに全然違うことでございますので、豪雨に限らず、災害が起こる前の避難所のマニュアルなどとかも、そういったものも検討していただけるとありがたいなと思います。

次に、避難所への職員の派遣についてお聞きしたいと思います。

今回、各所に避難所を開設し、市の職員の方を派遣して下さって、避難所の運営に当たって下さいました。各所に避難所があることにより人の密度も薄まり、コロナウイルスの危険性も低くなり、とてもいい御判断だと思いました。

ただ、一方で、朝出勤したら、いきなり言われたのでしょうか、派遣されてきた市の職員の方がほぼ手ぶらでいらっしゃったりですか、その施設の方が何も持ってこなかったのか、お飲物をちょっと出してあげたりとか、そういったことがあったようです。

それと、避難所を運営されていた職員の方に直接お話をお聞きする機会があったのですが、いつまでの勤務かというのもちょっと分からない状態で、夕食の有無など何も知らない状態で派遣されておりまして、もしそれが例えば女性の職員の場合ですと、いろいろと必要なものもあることでしょうか。

こういった指示は各課の課長もしくはそれに準じた役職の方が出されるということですが、避難所に職員を派遣するに当たって、持ち物や勤務時間、食事の有無などを明確にすべきかと思えます。従事職員とはどのように情報を共有していたのか、またそういった従事職員向けのマニュアルも必要ではないかと考えますが、当局のお考えをお聞かせ願います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 7月27日からの大雨への対応については、27日に各課長に大雨に関する気象状況の情報提供を行って、早期警戒を職員に周知

をいたしました。28日、土砂災害の大雨警報が発令になったと同時に、地域防災計画に基づく市の災害対策本部を設置をして、災害対応を迅速に推進するため、職員の動員配備計画によって職員を参集し、各担当部及び各担当班を中心に災害対応を行って、担当課長が状況を把握して本部と情報共有を行ってきたところでありませぬ。

そして、避難所運営については、事前に各避難所の従事職員を選定しておりましたけれども、避難区域の拡大、それから避難所の増設などによって、追加して職員を派遣し、対応がなされたところでありませぬ。

従事した職員については、避難所開設マニュアル、それから山形県避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドラインによって、避難所の運営に努めたところでありませぬが、準備が十分できておらずに御迷惑をおかけしたところもあったのではないかというふうに思っております。

御指摘のとおり、業務に関する詳細のマニュアルというのは整備されていないわけでありませぬが、派遣する前に業務内容を指示し、対応したところでありませぬ。従事職員一人一人がどう行動するかを事前にマニュアルで具体的に示すことができているならば、さらに適切な判断の下に迅速かつ的確な対応ができるものというふうに思っております。

このたびの避難所運営について検証を重ねるとともに、避難所開設訓練なども実施をさせていただいて、さらには従事職員からの聞き取りなども踏まえて、マニュアルの整備について、いつ災害が次に襲ってくるか分からないということでありませぬから、早急に準備を整えていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。やはり避難所をさらに増設して下さったというのは

すごくありがたいことだと思いますので、そこでやはりなかなか行き届かなかったというのはもちろんあることかと思えます。その職員の方たちも、やはり自分のことや自分のお家、家族のことも心配な上で従事をしてくださっているものだと思いますので、何か基本となるようなものがあれば、迅速で的確な対応がしやすく、その重責も少し軽くなるのかなと思えますので、先ほどの運営マニュアルとともに御検討いただければと思います。

次に、ペット連れの避難者への対応についてお聞きします。

今回、避難してきた市民の中に、6名の方がペット同伴で受付をされたようです。その御家族はほぼ皆さんペットと共に車中で過ごしたと聞いております。現状ですと、ペットは避難スペースに入ることができませんので、所定の場所につないでおくことになっております。今回のことを考えても、所定の場所につなぐのであれば、車中ででも一緒に過ごしたいというのが飼い主の本音ではないでしょうか。

そこで、ペット同伴でも安心して避難できるような専用の部屋など設けるなどの対応が必要となってくるかと思いますが、どうお考えになっているのでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 災害時のペット同行避難については、問題となりますのは、やっぱりその避難所のスペースの確保というのが大きな課題であろうというふうに思えます。また、今、新型コロナウイルス感染防止対策ということで考えれば、3密回避の対応などもしていかなければならないということでもありますから、受入れについては、やっぱり御指摘のとおりなかなか難しい状況にあるのではないかとこのように思えます。

災害時においては、人命が最優先ということになりますけれども、避難所でペット受入れができないため避難しないなどという新たな課題

も懸念されるわけでありますので、ペット同行避難者を受け入れられる基本的な体制などについても、今後検討する必要があるというふうにも思えます。

しかしながら、避難対策として飼い主の方が、事前に災害に備えペットの受入先をあらかじめ決めて検討していくなどということも大事なのではないかとこのように思えます。そういう意味で、飼い主側の防災意識の向上を図っていくということも必要だというふうに思えますし、我々としてもそういった啓発活動などもしていかなければならないというふうに思いますが、いずれにしても、ほかの自治体の取組なども十分参考にさせていただいて、その対応について検討していきたいというふうに思えます。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。確かに飼い主の意識改革も必要だと、今回改めて思いました。ペットは家族と考える人が多い中、もちろんこういった対応も必要になってきますし、飼い主の意識も変えなければいけないと改めて感じました。

これから季節的にも台風などで再び水害などの危険性も高くなってまいります。今回の件でいろいろな問題が浮き彫りになったと思います。私が住む中郷地区、その隣の平塩地区は、寒河江市ではまれな地区で、避難所に行くまでに最上川を渡らなければいけません。住民の方からは、あの増水した川を渡るぐらいなら家にいるとの声も多く聞かれまして、こうした問題に対する市民の声も多くあるでしょう。

ぜひこれから、全てを一度にとはいかないでしようが、問題を一つ一つ解決し、対応いただき、より一層市民が安心して暮らせるまちづくりをお願いしたいと思います。

では、次に、通告番号9番、男性の育児休業について質問させていただきます。

依然として猛威を振るっている新型コロナウ

イルスですが、コロナウイルスが流行したことにより、テレワークやリモートワークという新たな労働形態が生まれました。こういった働き方のメリットは、会社に出社せずに、人と直接対峙せずに家で仕事ができるという点かと思えます。

しかし、家で仕事ができるということは、今まで会社に行っていた時間が家になるということ。そこで生まれた新しい言葉がコロナ離婚でございます。一時期メディアではこのコロナ離婚が注目され、外出自粛の影響で一緒にいる時間が増え、ストレスを解消する機会も減り、世の中の夫婦仲が悪くなったかのよう報道されていたこともありました。

しかし、そうとばかりは言えないようで、あるアンケート結果によれば、2020年2月以前とそれ以降で「夫婦仲がよくなった」と答えた方が30%、「夫婦仲が悪くなった」と答えたのは11%の方で、実に3倍もの夫婦が新型コロナウイルスをきっかけに夫婦仲の改善を見ているような結果がありました。私としてはとても安心できる結果かなと思います。

仲がよくなった御夫婦が言うには、「一緒にいる時間が長くなった分、話をする機会が増え、相互理解が深まった」、「3歳の娘と1歳の息子がいるため、在宅勤務のときには人手が増えることもあり、妻からの好感度や信頼度は上がっているように思えた」などの声があるようです。

反対に夫婦仲が悪くなった人の意見では、「思ったより家事分担や育児を伴侶がしてくれず、パートナーへの失望が蓄積した」ですとか、「家にいるようになった分、3食作らなければいけなくなって、家事の負担が増えた」と、やはり育児や家事の面での不満が多いようです。

今の時代は、女性が家事、育児をし、男性が外で働くといった意識は薄くなってきています。少し前にイクメンという言葉をよく聞いたと思いますが、この頃は男性の育児参加が当たり前

になってしまい、使われなくなってきました。それは女性の社会進出とともに、家事も育児も夫婦で分担してやるということの表れかと思えます。

さて、厚生労働省は、2019年度の男性の育児休業取得率は7.48%で、7年連続で増えたと発表しました。過去最高の数字のようですが、前年度の6.16%から小幅の上昇にとどまっております。男性の育休取得率は、2009年度は1.72%でした。しかし、10年たっても1割にも満たず、女性の取得率とは大きな開きがあるままで、目標としてきた20年に13%の達成にはほぼ遠い情勢ではないでしょうか。そして、政府はさらに25年に30%という目標を掲げたようです。どう考えても今の状況からは達成は難しいですが、この数字が本来あるべき姿なのではないかと私は思います。

ここ寒河江市役所の前年度の育児休業取得率は、女性は100%で、男性の取得率は37.5%であり、寒河江市特定事業主行動計画が着実に実行され、成果を上げていることの表れであり、とてもすばらしいことだと私は思います。

産後期の母子のケアは非常に重要で、家庭内で父親が果たすべき役割も大きく、男性の積極的な家事や育児への参加が求められているものと考えます。

かく言う私も5月に長男が生まれまして、そのときはステイホームが大々的に叫ばれていた時期でもあることから、ほぼ家にいまして、私の場合は、主に炊事や長女の子育て、育児でしたが、家事、育児に参加させていただいたところでございます。妻は感謝してくれていると勝手に思っております。

これからの時代は、職業や立場によらず、いつでも、どんなときでも全ての人が望んだときに安心して子供を産み、育てられることができ、誰もがその環境を応援していける社会へと変えていくことが必要であり、そうすることに

より、ワーク・ライフ・バランスに敏感な若い世代の移住希望者の好判断材料にもなり得ますし、定住率にも好影響を与えるのではないかと。さらには、男性が育休を取っているカップルは第2子出産率が高いというデータもあることから、少しでも人口減少にブレーキをかけてくれるのではないかと考えております。

寒河江市では、男女共同参画計画にもあるよう、育児休業制度の普及促進を掲げていますが、男性の育児休業取得のサポートを市が行うことも必要かと考えます。

そこで、まず育休取得率のアベレージが高い市役所内ではどういった取組がされているのかお示しいただいた上で、一般企業への普及促進のためにどのような対策をされているのかお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 男性職員の育児休業に対する寒河江市役所内の取組についてまず申しあげたいと思いますが、寒河江市におきましては、御指摘のとおり、寒河江市特定事業主行動計画というものを策定をして、出産、子育てに理解のある働きやすい職場をつくって、職員が仕事と家庭を両立させることができるよう、また、特に女性はその個性と能力を十分に発揮できるように、職場を挙げて支援する環境の整備に努めているところであります。

また、これに併せて出産から子育てまでの関連制度などをまとめた子育てパンフレットを作成しております。その中で、男性職員の子育てを応援する休暇制度など、休暇制度としてまとめたものを示しております。男性職員へも子育てに関する制度の周知を図っているところでございます。

また、職員、または職員の配偶者の方の出産予定について事前に把握をすることによって、所属内の職務分担などについて配慮をして、育児休業その他の休暇を取りやすくするために、

ワーク・ライフ・バランスのための出産に伴う申出書を取り入れて所属長と面談することによって、本人の意識、または職場の理解を深める取組をしているところであります。

今後も男性職員が育児に参加する時間をしっかりと確保できるよう、育児休業等の取得促進に向けた職場全体としての環境整備に積極的に取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。また、一般企業に対する男性の育児休業の普及促進のための具体的な対策についてお尋ねがありましたが、男性の育児休業取得の普及促進を図っていくためには、男女それぞれの個性や能力を発揮する男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動などと併せながら、育児休業取得に関する職場の理解を深め、休業に対する従業員の収入を支援することなど、育児休業を取得しやすいような環境づくりを整備していく必要があるというふうに考えております。

新聞報道によりますと、男性の育児休業取得を妨げている要因の1つである育児休業取得による収入の減少を改善していくために、厚生労働省は育休給付金の増額や申請手続の簡素化などについて検討を始めたというふうに聞いています。寒河江市としても国の動向を注視しているところであります。

また、寒河江市におきましては、育児休業制度について企業への周知を図っていくために、企業向けのメールマガジンを定期的に発信をして、各種補助制度の情報とともに、育児休業制度などの働き方改革に関する情報提供を行っているところであります。

そのほか、各種団体の総会などで企業の方々が集まる機会にパンフレットやチラシをお配りするなどして広報を行っているところでありますが、より有効な広報手段、あるいは育児休業制度の普及方法などについて、これもほかの自治体の例なども十分参考にしながら、今後とも

研究を重ねていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。寒河江市役所内でやっている取組のようなものが、全ての企業でできれば本当は理想なんですけど、なかなか難しいと思います。ぜひ今までどおり周知のほうをお願いしたいと思います。

次に、企業への調査アンケートなどについてお聞きします。

政府は、男性の育児休業活性化のために、両立支援等助成金など、とてもありがたい制度をつくり、その活用を促しております。しかし、こういった制度があっても、当事者が知らなければ利用に至ることはございません。

そして、最終的に判断するのは事業主でございますので、この制度を知ったからといってすぐに効果が上がるわけではないと思いますが、育児休業取得に当たって、会社や職場の理解をどう得るかは会社員にとっては大問題でございます。

特に、男性の育児休業取得にはまだまだ理解が足りないように感じております。やはり市民のためになる政策がせつかくあるのですから、ぜひ事業主に対してこれまでどおり啓発いただいて、少しでも1つの事業でもいいので、成果が上がっていくようにしていただきたいと思っておりますし、啓発することはもちろん大切でございますが、その啓発がしっかり届いているかどうかというのもなかなか判断しにくい部分があります。

それと、男性に対し育児休業を取得しているかどうかの実態調査や育児休業への意識調査など、またそれに準ずるアンケートの実施なども検討すべきかと思いますが、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市では、これまで男性の

育児休業に関する各企業への実態調査は実施しておりませんが、昨年、県が従業員数5人以上の企業1,500社を対象に実施して、約900社から回答があった山形県労働条件等実態調査の結果によりますと、育児休業制度を規定している企業の割合は87.5%、798社であって、従業員数が30人以上の企業では97%、617社、ほとんどのところで、30人以上では規定するという状況になっているようであります。

また、配偶者が出産した男性従業員884人のうち、育児休業を取得した方の割合、これは6.7%、59人ととどまっています。厚生労働省が発表した全国の数値7.48%を下回っている状況であります。

寒河江市といたしましては、市内の実態を調査するというのを今考えておりますけれども、市内200社の企業を対象に、9月に実施する雇用動向調査に合わせて育児休業に関する実施状況調査を行いたいという予定にしております。市内企業の状況把握に努めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 月光議員。

○月光裕晶議員 ありがとうございます。今後、調査の実施の予定があるとお聞きしまして、本当にありがたく思っております。本当に男性の育児休業というのは家庭の円満にもつながるかと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

そして、育休取得の問題として、男性職員のみならず、女性職員も含めてですが、休業明けの復帰後の問題が多くあるかと思っております。そして深刻であると思っております。

しかし、今は先ほども申しあげましたように、テレワークやリモートワークのように、家においても職場とコミュニケーションが取れる手段が幾らでもございます。管理者が異動となった場合や、育休期間を得たために職場復帰した時点で必要な知識が不足しないよう、育休中にもそ

ういったツールを利用してコミュニケーションを図るなどの対応も検討すべきであると感じます。

働き方改革にはボトムアップとトップダウンの両方が必要ですので、ぜひこれからも寒河江市役所が寒河江市の男性の育休取得の手本となり、率先して育児休業を取得し、そして、一般の事業主にも周知し、市民の育休を取得しやすい、働きやすい環境をつくっていただけますようよろしくお願いいたします。

これで私の一般質問は以上でございます。ありがとうございました。

渡邊賢一議員の質問

- 柏倉信一議長 通告番号10番、11番について、8番渡邊賢一議員。
- 渡邊賢一議員 無党派議員連合で、社会民主党・市民クラブの渡邊賢一でございます。市民を代表して御質問をさせていただきます。

まず初めに、このたびの記録的な7月豪雨により、市内外の広範にわたり最上川中流とその支流が氾濫し、未曾有の甚大な被害をもたらしました。今も多くの方々が不自由な生活を強いられておりますが、このたびの災害で被害に遭われました市民、県民の皆様にご心からお見舞いを申し上げます。

私も同僚議員と共に、社会福祉協議会の災害ボランティア活動に参加をいたしまして、河北町の押切というところと、あと大江町の左沢、百目木というところに泥上げ、泥出しや家屋の清掃活動など、微力ですが、行ってまいりました。

先進技術を駆使しても、いつ襲ってくるか、自分も被害に遭うか分からない、そのときのためにしっかりとした備えが必要だと痛感してきたところでございます。頻発する集中豪雨や年々勢力を増す台風、猛暑の異常気象は、海水

面の異常な上昇、温室効果ガスを原因とした地球温暖化、環境破壊が問題となっておりますが、防災・減災対策でこれからも本格的に取り組むことが喫緊の最重要課題となっております、この後でまた質問をさせていただきます。

次に、午前中は佐藤市長の4期目に向けた揺るぎない決意と立候補表明を拝聴いたしました。私からも一言エールをお送りしたいと思います。

市民からは「また無投票じゃないか」、「洋樹さんしかいない」、「でも、選挙ないと公約がはっきりしない、見えない」との声もございます。

市長が山形新聞に出て、私も緊急アンケート調査をやったわけじゃないんですけれども、市民の主な方々からいろいろなお声を拝聴してきましたけれども、皆さんやっぱり佐藤洋樹市長にぜひ頑張っていたきたいというふうな声でございました。

コロナなどの感染症対策や防災・減災対策、そして超高齢化社会の中で福祉、医療、介護対策、少子化対策は待ったなしでありまして、そのかじ取り役は困難を極めると推測されます。しかし、佐藤市長こそこの難局を乗り越えることができる唯一のリーダーであることを私は確信しております。ぜひ健康に御留意をいただきまして、これらの課題に当たっていただきますよう、なお一層の御活躍、御奮闘、御健闘を心からお祈りいたします。

一方で、国政ですが、政治不信が高まる中で、安倍首相は、先日、健康上の理由で辞意を表明されました。自民党総裁選挙も始まろうとしていますが、市民の多くの皆さんは、大変驚く一方で、森友学園、加計学園、桜を見る会、カジノ、そして河井前法務大臣夫妻の選挙違反や1億5,000万円もの選挙資金の流れなど、八方塞がりの末に、臨時国会も開けずに退陣とは無責任だとの声が上がっております。

立場は違いますが、私はこれまで佐藤市長のいいものはいい、また、駄目なものは駄目とは

つきり申しあげてきましたが、今後ともこの今議会の中でも是々非々できちんとソーシャルディスタンスを取って、それを保ちながら活動してまいりますので、どうかよろしく願いいたします。

それでは、通告した順に質問をさせていただきます。

通告番号10番、感染症拡大防止対策で混乱と混迷が続き、深刻な影響を受けている地域経済の再生、市民生活の再建に向けたさらなる緊急対策について、前回に引き続き御質問させていただきます。

1つ目は、このウイズコロナにおける災害時避難所運営の課題についてでございます。

これは午前中の太田陽子議員、そしてたまいま月光議員が既に質問したところでありますが、別な切り口から私は質問させていただきます。

先般の7月豪雨災害の避難勧告、避難指示に基づく避難所運営、その検証に基づく課題についてでございます。

私は、本部における避難勧告、避難指示決定の発表や議会メールやエリアメール等で受け、同僚議員と共に寒河江川や最上川の河川、また避難所となった寒河江高校、柴橋公民館等を視察し、その後、夕方から翌朝にかけて文化センター、青少年ホーム、市民体育館に同行し、微力ですが、お手伝いをさせていただきました。町会長の皆さんも自主的に同行避難し、地域の人たちの相談役となって不安な一夜を少しでも軽減できるようにと協力していらっしゃいました。本当に頭が下がる思いでした。

当日の駐車場誘導、あと受付の誘導補助、独り暮らしの高齢者、身体障がい者の方々の要配慮者の運転代行、避難所内での相談役など、私はこの常日頃の自主防災活動、ハザードマップに基づく浸水被害を想定した安全な避難場所確保などの重要性を痛感した次第でございます。

翌日、避難解除となり、避難した多くの市民

の皆さんからは、人的被害がなかったことに安堵した声を幾つも拝聴してまいりました。また、ほとんどの方が初めての避難だったこともあり、大変助かったと感謝しておられました。

しかし、必ずしも肯定的な意見ばかりではありません。限られた畳敷きスペース、専門の防災士の方が未配置だったり、保健師が不在、これは巡回だったということ、あと換気設備やトイレなどの衛生保持など、コロナ対策などにおいて中には厳しい意見もございました。

これまで経験したことのない未曾有の災害で避難所利用者は、午前中もありましたけれども、1,182名、車中泊が62名、それ以上という大がかりな避難となって、特に文化センター、青少年ホーム、市民体育館に約300人、陵南中学校に約400人と多くの市民が避難したところは、職員の皆さんも非常に苦勞されたのではないかというふうに御推察いたします。

私の質問ですが、市民からどのような声が届いているかということでございます。コロナ対策、熱中症対策の中で、人的・物的支援の検証、例えば太田議員もおっしゃっていましたが、簡易型ベッドがまだまだ不十分、間に合わなかったり、要は長期になれば炊き出し等の避難生活を想定した備蓄、こういったものを今後強化しなければならない。あと防災士ですか、危機管理課の職員の中にも資格取得した方はいらっしゃらない。あと多くの市民が集まる避難所での保健師とか看護師の専門職の常駐など、こうした今回の教訓に基づく丁寧な総括をぜひお願いしたいと思います。そして、それを今後どう生かしていくか。大所帯の避難所における運営の課題について、市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の大雨に際しましては、議員の皆さんそれぞれいろんな地域での活動などを通して、住民の皆さんからの声などいろいろ

ろお聞きをされたというふうにも思いますし、渡邊議員からもそういう御指摘がありました。そういう声をぜひ我々のほうもこれからは、今アンケートなどをさせていただいておりますから、そういう実態の声、実態をつぶさにお聞きをした上で、やっぱりこれからの災害などに改善をしていく、直すべきところは直していくことが早急に必要なのではないかというふうに思っております。

とりわけ昨年の台風19号のときの課題でありました早期避難ということ、それから自主避難所の増設、さらには避難情報の発信強化などについて、今回の大雨、初期の段階からそういう取組を鋭意させていただいたところでありまして、いろいろ御指摘はありましたが、総じて言えば大きなトラブルというものはなく、人的被害はもちろんなくて大変ほっとしているところでもあります。

しかしながら、今回の議会でもいろいろ御質問ありますが、避難者の方の負担軽減をどうしていくのか。それから、コロナウイルス感染防止対策のための避難所の環境整備でありますとか、今、お話ししましたが、避難所が集中をしたということがありますので、できれば分散避難をしていく、その必要性を、ただお願いをするだけでなく、先ほど太田議員の御質問にもありましたが、それぞれの世帯ごとに大雨のときにはどこに避難していただきたい、地震のときはどこだというふうなあらかじめ避難所などを指定しておくということなども、市民の皆さんが少しは安心するのではないかなどということもありますので、そういうことも考えていかなければなりませんし、また、月光議員からも御質問ありましたが、避難所の運営する職員が対応しておるわけでありまして、その従事体制などについてもマニュアルの作成なども大変これから早急に必要になってくるというふうに思います。そういったことも併せて課題

などが浮き彫りになっている状況でありますから、そういったことを踏まえて、その改善に向けて早急に対応していきたいというふうに思っているところであります。

それから、1,182名の方が避難されたことでありますけれども、お話もありましたが、その避難された方からは、体育館が避難所であったところでは、床に直に座るということで、大変体には負担が大きいなどということもありましたし、また、テレビやラジオもないというようなところで、さらに、夕方からということがありましたから、食事なども提供になるのかならないのか分からないなどということ、いろいろ御意見が寄せられているところであります。

そういった点も一つ一つ対応を検討していく必要があるというふうにも思いますし、コロナ関係の衛生面での対応、間仕切りの設置、活用などということも、やっぱり早急に整備していかなきゃならないというふうに思っているところであります。

学校の体育館が避難所であったところが結構あるわけでありまして、やっぱり学校は御案内のとおり、駐車場が必ずしも多いわけではないというところで、なかなか駐車スペースの問題というのがありますので、学校の敷地以外のところに駐車していくということを考えると、あらかじめやっぱりそういう災害の場合はお願いをして、ここにお借りをして駐車してもらうなどということも、これから十分検討して準備をしていかなきゃならないというふうに思っているところであります。

我々としてはできるところから早期に対応していくということで、今回の9月補正予算においても、避難所用の防災のマットなどについて必要物品を整備していくということで予算を計上させていただいているところでありますし、先ほども申しましたが、避難所はあらかじめ地域ごと、あるいは世帯ごとになるのか、地域ご

とに、あなたの地域はこちらというようなところを、もちろん地域の皆さんとも相談をさせていただきながら指定するなどということも検討していければというふうに思っているところがあります。

それから、避難所運営については、先ほど来申しあげておりますけれども、従事職員のマニュアルでありますとか、従事職員の配置体制なども検討していく必要がありますし、それから、御指摘のありましたように、自主防災組織の皆さん、それから防災士の皆さんから避難所運営などについても協力をしていただくなどについて、これから話をさせていただければなというふうに思っております。

そういう意味では、いつ災害がまた訪れてくるか分かりませんが、やっぱり訓練というのが必要でありますので、避難所の開設の訓練なども、これを実施をさせていただいて、その対応力をつけていく必要があるというふうに思っております。

そういう意味で、いろいろ御指摘の点を出していただくような、アンケート調査も含めて頂戴をしながら、課題の改善などについて検証をして、より実効性のある対策というものをつくっていききたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今、市長から御答弁いただきましたけれども、ぜひ職員の防災士の取得などもその検討の中に入れていただいて、あと危機管理課の職員の皆さんの質的な、今もすばらしい方ばかりなんですけれども、さらにパワーアップしていただいて、人的な補強などもしていただくと非常にありがたいなというふうに思います。

さて、次の質問になります。いわゆる「夜の街」感染防止とさらなる経済対策についてでございます。

一般会計補正予算の新生活様式対応支援事業

費補助金に1億200万円、さらなる地域経済緊急対策事業費として1億6,100万円の計上をされているわけですがけれども、先般の新型コロナウイルス感染による陽性患者が市内駅前の飲食店従業員から出たということもあって、当該飲食店は店名公表となりました。

県村山保健所による濃厚接触者のPCR検査が行われましたけれども、幸いにも2次感染者はいなかったということでありました。駅前の飲食店は、いつ自分の店がそうなるか、そうなくても本当に対応していけるのかどうか、現在も大きな不安におびえております。

今回の事例を踏まえ、今後の夜の街感染防止のためのコロナ対策を遵守し、お客様が安心して利用できるお店であるということで、先ほど来、研修を受けた事業者のステッカーシールの配付などもあるわけですがけれども、私は、それも大事ですが、PCR検査をいつでも、誰でも、何回でも受けられるような世田谷モデルなどを参考にさせていただきながら、これから実効性の高い取組をぜひ進めていくべきだというふうに思います。特効薬やワクチンは現在開発中ではありますが、何とかそれまでの可能な対策を見いだしていただきたいというふうに思います。

特に、この駅前飲食店の多くが営業自粛のため、長期閉店を余儀なくされたことにより、同僚議員の安孫子議員の情報によれば、7月14日から約2週間、約3分の2のお店が休業したとお聞きしました。経営者の皆さんは、せっかくお客さんが戻ってきて、これからというときにまた休業と。現在も客足は戻っていないということがあります。このままでは駅前からネオンが消えてしまう、何とかしていただきたいと阿鼻叫喚を極め、悲痛の叫び、悲鳴を上げているのが実態でございます。

そうしたことも含めて、市長にお伝えするとともに、今後の飲食店の活性化に向けて様々な

対策があると思いますけれども、緊急対策として市長の御所見をお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 今回の7月13日に飲食店で従業員の方がコロナの感染者として確認されたということによって、先ほどお話しありましたが、14日から2週間以上にわたって利用する方がほとんど少なくなって、どうしても休業状態に陥ったという状況も我々もいろんな方からそういう情報をいただいているところでありまして、幸いほかに感染が広がっていないという状況がありますので、我々としては何とか多くの皆さんに御利用いただく、元の活気のある飲食店に戻していければという意味で、いろんな対策を講じさせていただきたいというふうに、これからも思っていますし、1つは、先ほどありましたけれども、新生活様式のためのいろんな感染症予防の対応の設備等への支援をさらに9月議会に補正をさせていただいて拡充するというのも1つでありますし、先ほど来コロナ対策宣言店などももちろんそうではありますが、さらに何回も申しあげますが、この消費喚起というのが、渡邊議員、前回の議会でも御指摘ありましたが、げんき応援券だけでなく、次の消費喚起の対策をという声も、いろんな方からそういう話もお聞きをしておりますので、これは商工会の皆さんともいろいろ協議をしてきたところでもありますけれども、今回、補正予算としてプレミアム商品券の事業を予算化させていただきましたが、現在、いろんな形で商品券的なものは、市だけでなく県でも、また国の事業などもあって、あまりいろいろなところで同じような事業をやると大変混乱をするということもありますので、我々としては少し年末の商戦に向けてこの商品券を発売をできるように、今検討を加えているところでもありますし、げんき応援券が大変人気があったのは、やっぱり地元の飲食店はじめ事業者の皆さんにとって効果があ

ったということが一番大きい形でありましたから、今回、予定している商品券などについても、地元の皆さんにそういう効果があるような、もちろん利用者の皆様も効果はありますが、地元の事業者の皆さんに大いに景気回復につながっていくような商品券の販売方法、発売方法なども検討していければというふうに今考えております。

そして、今、飲食店組合の皆さんともいろいろ相談をさせていただいて、組合の皆さんからもいろんな、ほとんどイベントなども行われていない状況であるので、感染の状況を見ながらですけれども、少しやっぱり利用客の増加を図るための自主的なイベントなども企画をされるということであれば、我々としてもいろんな形で支援をさせていただいて、一緒になって盛り上げを図っていくことなどについても検討しているところでもあります。

そういう意味では、なかなかいつまでということとは分からないわけではありますけれども、できるだけ感染防止にも努めながら、地域経済を回していくことも取り組んでいって、飲食店、それから旅館業等々の事業者の皆さんの数多くを支援していきたいというふうに考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** 大変うれしく思います。私、前回、市長にも御質問させていただいて、市民の皆さんに行き渡るようにと、あるいは飲食店、宿泊業者含めて、観光業含めて、さらにそこも行き渡るようにということで強くお願いしたところでもありますけれども、今回のプレミアム商品券によって一定そこは実現できるというふうなことでありますので、ぜひ年末商戦に向けてということはあると思いますけれども、その準備期間もあるでしょうが、市民の皆さんのお手元に行き渡るようにお願いをしたいというふうに思います。

さて、続いて（３）の今後の財政見通しとアフターコロナに向けた第６次振興計画の後期行動計画策定について。

この質問については、既に午前中、國井議員と鈴木議員が同じような質問をして、市長から御答弁をいただきました。そのため、重複により、ここではあえて申しあげませんので、割愛をさせていただきます。

続いて、通告番号11番、交通事故ゼロを目指し自転車に乗る人も歩行者も安全で快適に生活できる環境整備について御質問をさせていただきます。

私も毎朝立哨させていただいて、交通安全の一助となるのか分かりませんが、小中学生、高校生に挨拶をし、そして信号の近く、交差点の近くでただ渡すだけなんですけれども、いよいよ５年と７か月を経過しました。小学校で言えばそろそろ卒業かなと思うんですが、これ交通事故をなくすためにこれからも頑張っていく決意でございます。

（１）の自転車に関する保険の加入義務化による加入促進について御質問をさせていただきます。

昨年３月に本市の自転車活用推進計画、これは自転車ネットワーク計画ということで策定されましたけれども、本市の将来計画では、市内の各拠点の交通ネットワーク化を進めるとともに、回遊性を高めることにより市民の利便性、快適性、それを向上させ、この目標を掲げ、各項目において取組を進めているわけでございます。

また、観光振興の面でも、レンタサイクルの活用やツール・ド・さくらんぼのイベント、トライアスロンの実施など、デュアスロンなどもありますけれども、こうしたスポーツツーリズムの振興、地域活性化のツールとしても自転車の活用を進めているわけでございます。

これらの状況を受け、2019年度から2025年度

までの7年間をスパンとして、安全で快適な自転車通行空間の整備を進めることが目的とされているのでございます。

一方、県では、県民が自転車を安全に利用し、事故のない社会を実現するために、昨年12月24日、山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定し、今年7月から自転車保険加入義務化ということになりました。

全国的には、自転車による交通事故で加害者となった場合、高額賠償請求を命じられる判例が多く発生しておりまして、自転車損害賠償責任保険等に参加しなければ解決できないというふうな実態でございます。

新聞情報によると、残念ながら本県の加入世帯の割合は、全国ワースト2位というようなことで、大変低い現状となっているのでございます。先ほど申しあげた判例の1つに、平成25年7月4日の神戸地裁判決、これは自転車に乗った男子小学生が歩行中の女性と衝突し、女性に重傷を負わせ、意識が戻らない後遺障がいとなり、9,521万円を支払えという親の監督責任を問われた母親に対する賠償命令、この賠償責任が未成年者といえども逃れることはできない、そうした厳しい状況になっているのが実態でございます。

今回は、この市民の加入促進に向けて、本市では県条例第12条に基づく加入義務化を踏まえて、今後、市として加入促進の取組をどのように進めていかれるのか、市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、山形県のほうでは、県民みんなが自転車を安全に利用し、事故のない社会を実現するため、令和元年12月に山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例というものを制定し、施行されているわけでありまして。

条例の主な内容については、交通ルールの遵

守、それから自転車の安全利用、それから自転車保険の加入義務化、それから自転車交通安全教育の充実、そして自転車の適正な管理などと、こうなっているのは御案内のとおりであります。

御質問の自転車保険の加入義務化については、今年の7月1日から施行されていることでもあります。こういう条例は、御指摘のとおり、全国的に自転車による交通事故で相手方をけがさせたり死傷させてしまって高額な賠償請求が命じられる事例が発生しているということなどから、事故によって損害賠償責任を負った場合の経済的負担軽減と被害者の保護のために保険などの加入への義務化が行われたということでございます。

この件に関しては、寒河江市といたしましても、その条例の周知ということで県と連携をして、これは今年の3月5日号の市報の配布と同時にこの本条例施行に関するチラシについて、こういう御案内かと思うんですが、チラシ回覧とこうなっていますが、全戸回覧を実施したところでございますが、ただ、なかなかこれまだ周知になっているかということと必ずしもなっていないのではないかとということで、その周知の確認ということになります。自転車保険についてのアンケートなどの実施をして、検討の必要があるというふうに今考えているところでございます。

寒河江市においては、御指摘のとおり、市の自転車活用推進計画ネットワーク計画を策定したり、また、ツール・ド・さくらんぼをはじめ自転車のイベント実施をしたり、自転車を通したまちづくりについて積極的に推し進めている観点からも、県と連動しまして自転車事故のない安全・安心な毎日を市民の皆さんに送っていただくためにも、この自転車保険、新たに自転車を購入した人だけでなく、既に自転車を保有している人もこの自転車保険に加入していただけるようにPRしていきたいというふうに思

います。単独でこういう保険に入る場合と、自動車保険などにも連動して入ることもできるというふうにもなっているようでもありますから、そういう意味で、いろんな形の加入の仕方があるようでもありますから、PRをして普及促進していきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 この質問については、2年前に柏倉議長のほうからも質問があつて、市長の御答弁があつたわけですがけれども、ぜひ、市民アンケートなどを実施予定だということですので、そこにいろんな情報を市民に届けていただきたいのと、あと保険にも様々な種類がありまして、示談交渉、弁護士費用が特約の中にきちんと含まれていないと、ただ単に自転車の対人の補償だけにとどまってしまって、せっかくの相手方との示談交渉などは進められないと、自分に任せられてしまうというふうなことが、保険の専門家より私聞いてまいりました。

せっかく入るのであれば、自動車保険の特約もそうだし、家族全員が、1人入れば対象になるという、そして値段もそんなに高くない、そういう保険だそうですので、ぜひ広げていただければというふうに思っているところです。交通事故ゼロに向けて、これも備えだというふうに思います。

さて、次に、市民に対する自転車交通安全教育の充実とマナーアップについて、これは大変ちょっと厳しい実態から申しあげなければなりません。本市の一般市民と高校生の通勤・通学の状況などは、非常に目に余るものもございませぬ。ヘルメットなしのノーヘルはもちろんですが、ワイヤレスイヤホンを聞きながらのながら運転、たまにスマートフォンを操作しながらの運転、交差点で減速しない危険運転、あと横断歩道で歩行者が横断しようとしても一時停止をしない。自転車自らがあおったりする。こうしたあおり、あと車道を走行せずに歩道を

猛スピードで走る、夜間ライトをつけない無灯火、こうしたことなど非常にモラル低下が散見されます。

さらに、免許返納高齢者の利用が多い駆動補助付自転車、いわゆるバッテリーの自転車と電動カート、シニアカーなどが今後も増えつつありまして、事故防止に関する広報や正しい利用に関する研修等が不可欠だというふうに思います。

非常に便利な乗り物が時として走る凶器になることを自覚すべきです。一般高校生は小中学生のよい見本になっていただきたいというふうに思うのでございます。

本市の第10次交通安全計画の中では、自転車利用環境の総合的整備の項目で、歩行者と自転車の事故等への対策を講じ、ルール、マナー啓発活動などのソフト施策を積極的に推進しますと規定しております。

あと様々詳細があるわけですがけれども、この計画の基本的な考えの中で、「人間に係る安全対策については、最も基本となる安全な運行を確保するため、運転する人間の知識・技能の向上及び交通安全モラルの向上を図ります。また、交通安全事故防止のためには、交通社会に参加している市民一人一人が自ら交通安全に関する意識を徹底していくことが極めて重要であることから、幼児から高齢者までの段階的、体系的な交通安全教育を推進します」とうたっているのでございます。

ここで質問ですけれども、交通ルール、自転車安全利用五則、これは、自転車は車道が原則、歩道は例外、車道は左側を通行、歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行、あと安全ルールを守る、飲酒運転は当然禁止、あと二人乗りは禁止、並進は禁止、夜間はライトを点灯、信号を守る、交差点での一時停止と安全確認、子供はもちろんヘルメットを着用するというふうになっているわけですがけれども、こうした自転車の安全利

用五則を遵守させ、交通事故防止のために自転車交通安全教育をさらに強化していくべきだと思っておりますが、今後の取組について市長の御所見をお伺いいたします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 自転車については、排ガス、騒音を出さない、環境負荷の低い交通手段として見直されておりますし、また、健康志向の高まり、それからライフスタイルの変化などを背景に、利用ニーズは高まっているのではないかとこのように思っております。

一方、御指摘のとおり、自転車は道路交通法上の軽車両ということになっておりますので、車道、左側端を通行することが原則だということになるわけでありまして。

ルールやマナーに対する意識が低いのではないかとこのように思っておりますが、御指摘のとおり、歩道を走行するなどというのが当たり前のようになっている状況もありますし、その無秩序な利用というのが数多く見られるわけでありまして、そういう意味で自転車対歩行者、あるいは自転車同士の事故などというのが懸念をされているし、実際起きているということでもあります。

寒河江市内におきましては、事故の件数、令和元年度は20件、令和2年度は8月末まで12件という件数になっております。全体としては少し減少傾向になっているところではありますが、ただ、マナーはなかなか改善されていないところでもありますので、自転車利用のルールの周知徹底、マナー向上に向けて当然警察、それから地域の交通安全関係者などと共に、様々な啓発活動を展開、これまでもしているところでもありますし、また、いろいろな交通安全の運動期間中、あるいはそういう事故防止の運動の中で街頭指導、それから啓発チラシの配布などもさせていただいております。

また、小中学校が行う参加体験・実践型の交

通安全教室などにおきましても、自転車の交通ルールや乗り方の指導、それから高齢者の方を対象にした交通安全教育などの啓発もこれまで実施をしてきているわけでありましたが、そういう意味で、全体としての交通事故、自転車に係る事故数が減ってきているのもそういう努力のたまものかなというふうに思いますが、なかなかおっしゃるとおり、まだまだルール、マナーが悪いということがありますので、これまでの啓発活動を継続するのはもちろんであります、市民の皆さんにより分かりやすい効果的な啓発活動というものをしていく必要がある。それから、自転車の安全利用のためのルール、マナーについて分かりやすく理解してもらうために努力をしていく、いろんな方法を考えていきたいというふうに思います。

警察関係、それから交通安全協会等々ともいろいろ相談をさせていただいて取組を進めていきたいというふうに思いますので、とりわけ高校生のみならず、おっしゃるような無謀な自転車利用、スマホ利用とか、イヤホンとか、無灯火などというのは著しいモラルの低下ということに見受けられますので、これは警察のほうとも十分相談をさせていただいて、適切な指導を進めていきたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 事故が起きてからは、もう取り返しがつかないわけでありまして、今、市長からも御答弁いただきましたけれども、マナー向上に向けては市民各層に対する分かりやすい交通安全教育を求めたいと思います。

とりわけ幼児であればもしかクラブとか、老人であれば老人クラブの、前はいろんな交通安全教室があったわけですが、今は残念ながら少なくなっていると聞いております。したがって、スマートフォンを利用した動画配信などで、ある程度チェリンなんかの力も借りて分かりやすいルール、マナーなどを配信す

るようなことも1つだと思います。ぜひ御検討をいただきたいというふうに思います。

さて、最後の質問になりますけれども、自転車の盗難防止対策についてであります。

私も自転車関連の質問が今回で3回目か4回目なんですけれども、この盗難防止については非常に心を痛めるものであります。というのも、私の家族も2度、3度盗まれて、寒河江駅に置いていたのが天童で見つかったとか、もう完全にぼんぼこにされたとか、いろいろございました。

寒河江駅の自転車置場が登録なしで無料化となりました。寒河江警察署の広報紙によりますと、昨年、本市内の自転車盗難の刑法上での窃盗届出が6件と報告されております。中学生の自転車は時価相場では安いもので1万何千円というものもありますけれども、何と何と、組立式のやつだと7万5,000円以上するというふうな高価な乗り物でございます。

したがって、この自転車の交通安全と同時に、防犯対策として自転車の盗難撲滅となるような取組を市を挙げて進めていくべきでございますが、市長の御所見をお伺いします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 自転車の盗難防止についての防犯対策を強化すべきではないのかという御質問であります、今、質問にもございましたが、県警の公表している統計によりますと、寒河江市内での自転車盗難件数、平成29年が12件、平成30年が12件、令和元年が6件ということになっております。

昨年は半減している状況であります、路上に放置をしたり、あるいは施錠せずに停めたままにしていると盗まれてしまうというケースが多々あるというふうに聞いておりますし、今まで使っていた自転車が急に盗難に遭うということになれば、非常に生活にも困るということになりますし、学生であれば通学にも困るなどと

いうことになるわけでありませぬ。

そういった意味では、本来的には各個人が管理というものをしていく必要があるわけでありませぬけれども、我々としては、自転車盗難の防犯対策として、1つには、短い時間でも自転車から離れるときは必ず鍵をかけるということ、それから2つには、鍵も常設の鍵のほかに防犯性の高い補助錠を使って二重ロックにする、そして3つ目は、必ず自転車防犯登録をするということ、この3つをぜひ守ってほしいということ、いろいろな関係機関などにも協力をいただきながら啓発に努めているところであります。

そういった意味では、市内各所の駐輪場などを中心に、これからも自転車盗難撲滅のために見回りを強化をさせていただくと同時に、先ほど申しました内容なども含めて、盗難防止のための啓発、広報活動をさらに強化をしていく必要があるというふうに考えているところであります。

防犯協会の皆さん、それから警察の皆さんとも相談をさせていただいて、より実効性のある、効果のある対策を進めてまいりたいというふうに考えております。

○柏倉信一議長 渡邊議員。

○渡邊賢一議員 ぜひ安全・安心なまちづくりの中に、こうした自転車盗難などが起こらないことも1項目置いていただいて、これから防犯強化ということもありますけれども、皆さんの意識がどんどん高まって、自己防衛もできるようにさらにお願ひしたいと思います。

あと、付け加えますけれども、駅の自転車置場が登録なしになったということにおいて、私は自転車盗難が増えたのかなと思ったんですけれども、実は減っているというふうなこともあります、安心したところです。これをさらに今後登録制にしてくださいということは決してありませんので、これはぜひ御承知おきいただ

きたいと思ひます。

さて、最後に市政、県政、そして国政に期待すること、こうしたものを申しあげて私の質問を終わります。

この間、安倍政権が進めてきた新自由主義的構造改革が、私たち市民社会自体の危機への対応の限界値を非常に低くさせたと言われていませぬ。国民が切実に望んでいるのは付度安倍政治自体の転換であって、国民の命、健康、暮らしを守るための政治の実現であるかと思ひます。

立憲主義、民主主義、平和主義の破壊を続けてきた安倍政治7年8か月のこの暴走の検証と総括が問われているというふうに思ひます。

そうした意味で、繰り返し行われている安倍政権中枢の当事者たちによる密室談合や権力の私物化を決して許すことはできません。

特に、安倍政権は、強行採決の連発など、議会制民主主義を破壊する暴挙を繰り返し、国会と憲法をないがしろにし、民主主義そのものを劣化させてきました。集团的自衛権行使容認を含む安保関連法、いわゆる戦争法の強行や、特定秘密保護法、共謀罪法を強行し、何度も基地建設反対の民意が示された沖縄に対し、辺野古新基地建設を強行して、民主主義と地方自治のじゅうりんを続けてきました。

森友学園や加計学園、桜を見る会などに見られる公文書の改ざん、虚偽答弁、データの捏造、偽装や隠蔽は日常茶飯事となり、うそとごまかしの政治が続くとともに、付度政治が横行し、行政と政治の私物化が進み、政治腐敗も深刻となりました。

しかし、安倍首相からは、政治は結果責任、任命責任は私にあると言いながら、一切何の責任も取らず、説明もせず、退陣に至るのは極めて遺憾と言わざるを得ませぬ。改めて私は地方からもっともっと声を上げ、市民と共に野党共闘を強化しながら、今後も政権交代に向けて取り組んでまいる決意でございます。

結びに、この言葉で締めくくりたいと思います。「私たちには今日も明日も困難が待ち受けている。We face the difficulties of today and tomorrow. それでも私には夢がある。I still have a dream.」これはキング牧師、アメリカの公民権運動の指導者の有名な言葉です。先ほどの市長の決意の中に夢という言葉があったので、これを引用させていただきました。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

散 会 午後2時35分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和2年9月9日（水曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
軽 部 賢 教 育 長	久保田 洋 子 病院事業管理者
武 田 伸 一 企画創成課長	大 沼 利 子 財 政 課 長
武 田 新 二 防災危機管理課長	土 田 理 一 建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝 上下水道課長	門 口 隆 太 農林課長（併） 農業委員会 事務局 長
猪 倉 秀 行 さくらんぼ観光課長	鈴 木 隆 健康福祉課長
小 林 弘 之 病院事務長	佐 藤 肇 学 校 教 育 課 長

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦 事 務 局 長	東海林 茂 美 局 長 補 佐
兼 子 拓 也 総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸 総 務 係 主 事

議事日程第3号 第3回定例会
 令和2年9月9日(水) 午前9時30分開議

再開
 日程第1 一般質問
 散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

○柏倉信一議長 おはようございます。

一般質問

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

○柏倉信一議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

令和2年9月9日(水)

(第3回定例会)

番号	質問事項	要 旨	質 問 者	答 弁 者
12	危機管理、主として避難所について	(1) 7月豪雨に際して避難者が多かった要因について (2) 避難所運営に当たって得られた教訓事項等について (3) 初動期のリーダーシップについて (4) 避難所での食料・水の対応について (5) 新型コロナ禍での避難者の収容可能人員について (6) 避難者受け入れに関する協定の締結について (7) 各避難所の新型コロナ対策について	7番 伊藤正彦	市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
13	寒河江市立病院について	<p>(8) 避難行動要支援者区画の設置について</p> <p>(1) 第1四半期の医業実績の前年度との比較について</p> <p>(2) 西村山郡の病院の統合・再編のイメージについて</p> <p>(3) 今後のタイムスケジュールについて</p>		市長 病院事業管理者
14	雨水排水整備計画について	<p>(1) 内川の雨水対策について</p> <p>ア 2年間の調査進捗状況について</p> <p>イ 整備計画の方向性と水害被害に対する効果について</p> <p>ウ 西根地区北側の大型商業施設予定地の雨水は内川や沼川に流れると思うがその対策について</p> <p>エ 排水ポンプホースについて</p> <p>オ 4トンクラスのポンプ車の配置について</p> <p>(2) 沼川の雨水対策について</p> <p>ア 7月28日の豪雨では、最上川が増水し避難指示が出されたが、判断基準について</p> <p>イ 内水氾濫防止策の進捗状況について</p> <p>ウ 沼川河川のり面の雑草及び後処理対策と川底に堆積した泥上対策について</p> <p>エ 排水機場の排水機の管理と常日頃の堆積物除去による万全の雨水対策について</p> <p>オ 最上川の雑木の伐採と抜根対策、川底掘削について</p>	16番 阿部 清	市長
15	寒河江公園の整備と維持管理について	<p>(1) 再整備計画の進捗状況について</p> <p>(2) 維持管理の今後の方針について</p>	6番 後藤 健一郎	市長
16	新型コロナウイルス	<p>(1) 財政面（財政調整基金・減額補</p>		市長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
	ス感染症の再感染 拡大に備えて	正) について (2) 教育面 (休校・オンライン教育) について		教 育 長
17	ふるさと納税の返 礼品について	(1) ふるさと納税返礼品の苦情件数と 内容及び処理策について (2) 来年度の対策について	14番 荒木春吉	市 長
18	農業問題について	(1) コロナ禍の観光さくらんぼ園対策 について (2) 来年度の運営について		市 長
19	河川敷公園等の管 理について	(1) 河川敷公園等の草刈り等の管理体 制について (2) 当局の調査と協議着手について		市 長
20	教育問題について	(1) 教育格差対策について (2) 教職員の働き方改革について		教 育 長

伊藤正彦議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号12番、13番について、
7番伊藤正彦議員。

○伊藤正彦議員 おはようございます。

寒政・公明クラブの伊藤正彦でございます。

新型コロナウイルス感染者数があつという間に7万人を超え、7月4日からの九州豪雨、7月28日の本県を襲った豪雨、さらには九州地方を中心に大きな爪痕を残した台風10号と大変な状況が続いております。被災された方々に心よりお見舞い申しあげ、一日も早い復旧をお祈り申しあげます。

これまで毎年のように大きな被害を受けている西日本や関東地方の状況を大変だなと見ていた方が多かったのではないかと思いますけれども、今回の豪雨に際して、これは他人事ではないかと認識を新たにされた方も多かったのではないのでしょうか。

昨年、今年と2年続けて避難所が開設されたことを踏まえ、通告番号12番、危機管理、主と

して避難所について質問させていただきます。

さて、この豪雨、本市にとって昨年10月に引き続き史上3回目の避難所を開設させ、しかもこれまでにない1,000人超えの避難者を生み出す結果となりました。さらには、コロナ禍の避難所開設という最も恐れていた状況となりました。

そこで、昨今、多くの同僚議員が危機管理について質問して当局の答弁をいただいている内容、また先日の4日に既に御答弁をいただいている内容を考慮して質問させていただきます。

平成25年7月28日には慈恩寺活性化センターに16名の方が避難し、昨年10月12日には柴橋地区公民館、老人福祉センター、醍醐小学校、中央公民館、なか保育所の5つの指定避難所に合計39名の方が避難されました。

そして、今回は市内の広範囲に指定避難所等17か所を開設し、避難勧告、避難指示を受けて陵南中学校の387人を筆頭に、車中泊された方を含めて合計1,182名の方が避難され、過去2回の開設とは全く違った避難規模となりました。

4日の市長の答弁によれば、総じて大きなト

ラブルもなくということでしたけれども、これは当局の努力のたまものだと思います。しかし、言い方を変えれば、幸いにしてということも言えるのかなと思いますし、多くの課題が見つかったのではないかと思います。

そこで、まず伺いますが、1,182名というこれまでにない多くの方が避難した要因は何だとお考えでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

伊藤議員から今回の大雨の危機管理、主として避難所についての御質問をいただいております。

今回の7月豪雨の避難状況については、まず土砂災害の危険性が高まったことによる避難勧告、これ対象者は759世帯2,160人でありました。また、最上川の水位上昇による避難勧告、避難指示の対象者4,401世帯1万2,528人でありました。合計いたしますと5,160世帯1万4,688人と広範囲の市民の皆さんに避難情報を発令して、1,182人の皆さんから避難をしていただいたということでもあります。

昨年の10月の台風19号以来、特に自然災害への関心が高まり、自らの命は自ら守る意識を持って、自らの判断で避難行動が取られたと思いますし、防災意識の表れだと考えております。言い方を変えれば、地域コミュニティーの共助による避難指示、支援等の地域防災力が向上した結果と捉えているところでございます。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 ありがとうございます。

自らの命は自ら守るという意識、あと防災意識の高揚、地域防災意識の高揚といったようなことでそういった避難につながったという御答弁ですけれども、まさに経験に勝るものはなくて、本当は経験しないとできないというのはいけないんでしょうけれども、そうやって何回か経験している中で、あるいは情報を得ていく中

で、そういう行動ができるようになっていくということだと思います。

最近、メディアの情報提供というのは非常に速くなっていますので、そういった効果も非常にあるのかなと思いますけれども、それに伴う行政側の迅速な対応ということも、まさにそういったことにつながっているのだと思っております。

今回は、親戚や知り合いの方に避難されたという方も多くいらっしゃるかと思いますので、実数はもっと多いのかなと思います。また、ふるさと総合公園の駐車場なんかは車でいっぱいだったという話も伺いました。

そういったことから実数としてはもっと多いのかなと思いますけれども、一方で、これ聞いた話ですけれども、南部地区に避難を呼びかける際に、駐車場がないので徒歩で中部小学校、陵南中学校に避難してくださいという広報車のアナウンスがあったと伺いました。答弁を求めることはいたしませんけれども、夕方ということで雨は上がっていたとはいえ、果たしてこれは現実的なのかなと、歩いて避難しなさいというのは、私個人的には思います。そういったことから、避難したくても避難できなかった方も多くおられたのではないかなと推察されます。

4日の渡邊議員の質問に対して、市長から、避難所となる学校は駐車スペースが限られているのが課題であるという答弁がありました。この点に関しては、車での避難が危険だというような状況であれば別ですけれども、やはり早急に検討、解決すべき課題であると思います。

一方、こういったことに慣れてはほしくないんですけれども、今年は2年続けて避難所の開設が経験できた、しかもコロナ禍という厳しい条件での開設が経験できたということで、得られた教訓事項、課題をしっかりと分析をして今後には生かすことが重要だと思います。

昨年10月は、土曜日であり仕事が休みの方も

おられて消防団等の協力も早めに得られたのではないかと思います。今回は、平日の日中の動きであり、大方の人は勤めに出ており、また学校も授業中であつたなどいろいろな動きにも制約があつたのではないかと考えられます。

今回、避難所運営に当たり得られた教訓事項等について伺いますが、4日の同僚議員の質問に対していろいろ御答弁をいただいておりますので、私からは平日であるがゆえの教訓事項、これまでにない多くの市民が避難されたことによる教訓事項に限定してお伺いをいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 災害は曜日を選ばないと思いませんから、いろいろな場合を想定して対応していくということが大事だと思います。今回の大雨については平日でありましたから、平日ならではの災害対応というのを改めて課題などが浮き彫りになってきたのではないかと考えております。

1点目については、何点かありますが、避難所設置について、地区公民館などの施設については問題はありませんけれども、小中学校については児童生徒が登校していたわけでありましたので、その中で体育館などを避難所として設置をするということについて、緊急に調整する必要があるらというような、そして開設していただいたということがあります。また、保育所についても保育業務が始まっていたので、遊戯室などを避難所に想定しておりましたが、避難所として開設できなかつたということがございました。

今後、こうした平日における避難所開設の対応については、あらかじめ施設管理者との事前の開設準備の調整が必要だと感じたところであります。

それから、2点目、これちょっと大きな課題かなと思いますが、平日の日中というのは若い方は勤めに行く、子供さんはいないということ

で、地域や家庭はどうしても高齢者の方が多いなっている、割合が高くなっているということになりますので、そうした状況の中で、要配慮者などの避難支援とか安否確認などの災害対応が大変難しい場合が生じるということが懸念されております。

また、平日の日中や平日の夜間、それから土日祭日で対応できる人が異なってくるという場合がありますので、それぞれの御家庭の事情に応じた様々なケースを考慮して、世帯ごとに避難の準備を想定しておく必要があるかと思えます。そうした場合、ぜひ避難行動時に主体となる町会の皆さん、それから自主防災組織の皆さん方の御協力をいただきたいと考えているところでございます。

いずれにしても、このたびの平日における災害への対応について、想定と違う点、改善すべき点などを洗い出しまして避難行動を検討する必要があります。町会の皆さん、自主防災組織の皆さんと連携して、より有効な対策を講じてまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** 市長が今言われたように、曜日とか時間帯によってのやっぱりいろいろな違いが出てくると思うんです。その辺は今後緊密な連携が取れるような方向で持っていただければと思います。

避難所について申し上げますと、運営マニュアルを見ますと、「避難所は、原則的に、市町村、施設管理者、避難者（住民）の三者が協力して開設運営するものとします。ただし、大規模かつ突発的な災害に際しては、避難者自らによるお互いの助け合いや協働の精神に基づく自主的な避難所運営を目指すものとし、行政や施設の担当者は後方支援的に協力するものとします」とあります。

確かに避難所運営のあるべき姿というのはそうだと思うんですけれども、実際、避難所で誰

がリーダーとなって動いてくれるのか、平日の場合は誰だ、土日の場合は誰だといったら状況が当然違ってくると思います。避難所の運営というものは、そういったことを考えると大変難しい、厳しいものがあると考えられます。そういったときは、やはり行政側がある程度イニシアチブを取って、できるだけ早い時期に避難所の運営を軌道に乗せてやるというような動きが重要ではないかなと思います。特に、初動期には行政側の強力なリーダーシップが必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 避難所の運営については、伊藤議員御指摘のとおり、マニュアル上では、市民が不安なく避難所生活を送れるように避難所の運営体制を迅速に確立し円滑に実施する必要がありますので、市の職員や施設管理者等との連携の下に自主防災組織などの避難所運営委員会による自主運営ということになっているわけですが、しかし、このたびの災害での避難所については、何よりも避難される市民の方に適切な避難所対応ができたのかどうかということが問題であります。マニュアル上はそういうふうになっておりますが、避難所運営委員会が有効に機能して運営が軌道に乗るまでの間、初期の段階ではやっぱり対応に当たった市の職員がリードをして運営に当たっていくということがやはり必要であると認識をしたところであります。

そういう意味で、今後、職員による避難所開設訓練などを実施して、しっかりとその役割を果たせるように努めていかなければならないと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 まさに、今、市長が言われたとおりではないかなと思います。軌道に乗れば、そういうマニュアルに書いてあるようなあれで一々細かいことに逆に口を出すとというような

ことになりますので、軌道に乗るまでというのはやっぱり行政が力を貸してやる必要があるのではないかなと思います。まして、いろいろな地域から避難者が一堂に会するといったような場合には、なおさら行政がある程度取りまとめしてやる必要があるんじゃないかなと思います。避難所によって状況は違うと思いますが、原則にとらわれることなく状況に応じた対応をお願いしたいと思います。

今、市長が言われたように、訓練を重ねていくということは、その地域、地域の有力者とその関係者との顔つなぎ、あるいは関係構築ができるという効果も生むと思いますので、こういった訓練を重ねていくということも必要なのかなと思いますので、ぜひ計画実行していただきたいと思います。

次に、避難者の食事について伺います。

今回は、避難者の方々は夕食時を避難所で迎えるということが明白な状況でありました。運営マニュアルによりますと、食事について初動期においては、「食料、水の配給は、公平性が確保できない場合には、全員に配給できるようになるまではしないことを原則とします」とあります。

公平性というのは重要な考慮要素だと思いますけれども、災害時に一番注意しなければいけない事項の1つに、家の状況を確認してくるか買物に行くとかそういう戻るといことは絶対してはいけないことなんです、最近の雨被害の例を見ると。そういったことから、やはり食事とか水というのは十分考慮すべき要素なんじゃないかなと思うんですけれども、4日の月光議員の質問では従事職員の食事ということについて質問ありましたけれども、私からは、今回の17か所の避難所に避難された避難者の食事や水はどのように対応したのか、避難所運営担当者の認識の統一とか住民への周知というのはしっかりできたのかということについて、お伺

いをしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今回の避難所における食料、飲料水の対応について、避難所の従事職員に対して備蓄食料品である飲料水、それから非常食のパン、ビスケットを提供するよう指示していたところではありますが、しかしながら、避難される方が多かった避難所では、全員に配付できる量を準備できず公平性が確保できなかったために提供しなかったところもございました。避難所運営の適切な対応について課題を残し、改善する必要があると思っていますところでございます。

避難所などに避難する場合ですけれども、基本的には災害の状況によって食事の提供や物資の支援の配給がすぐにはできない場合があるわけでありまして。地震になればできないですから、すぐは。多分、できないと思います。そういう状況が想定されますから、各自食事や飲物、身の回り品など、数日間生活できる物品を持参の上、避難していただくようお願いをしているわけでありまして。これはこういう防災マップの中にも、非常食品ということで持ち出しする場合の物品でありますけれども、記載してあるわけでありまして。

さらに、自主防災組織の訓練時などに防災専門員による説明なども行って周知を図っているところでございます。また、このほかにも自主避難所開設、それから避難勧告、避難指示の避難情報発令時には、市のホームページで市民の皆さんに周知をしているところであります。

なかなかそこら辺はまだまだ御理解をいただけないところがあるのではないかと思いますけれども、ぜひ市民の皆さんには、このたびの大雨での避難を教訓として、平常時から非常持ち出し品、それから備蓄品の準備をよろしく願いしたいと考えております。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 防災マップとかにはちゃんと書いてあるし、各地区での防災の講習とかでは伝えているということですが、何かあったときに、やっぱり住民の方も気が動転していたりしてなかなかそういう冷静に判断できないような状況にもなるのかなと思います。

防災無線が全域に行き渡らないという件については後ほど要望として申しあげたいと思っていますけれども、やっぱり広報車の巡回が一番効果的なんです、いろいろ聞いてみると。そういった巡回したときに、住民の方に食事については取りあえず、何食分と言えるかどうか分かりませんが、準備できるものは準備して避難してくださいとかというのをある程度アナウンスしてやる必要があるのかなというのを思っています。

今回、避難された方は、多分、どれだけの方が食事準備してこられたか分かりませんが、夕方近くになって避難者の食事はどうするんだらうねというようなあれでいろいろ、もめてはいないですけれども、はっきりしていないところもありましたので、その辺、いろいろな訓練を重ねていくことによって住民の方がそういうものだとして自然に意識するというふうに持っていくのも一つの手でしょうし、あとは防災無線なり広報車なりでそういったことについてもある程度触れるということも必要なのかなと思います。

寒河江市の場合は、これまで避難所を開設した3回とも1日で避難所閉鎖となりました。したがって、初動期しか経験していないということになります。避難所の展開期、安定期、そして撤収期から仮設住宅建設といったカテゴリーはまだ経験していないわけですが、今の世の中、こういった事態がいつ発生するか分からない状況です。いろいろな分析は現在している最中だと思いますので、細部については今回は質問いたしません、避難所のある程度長期

的な運営が必要になった場合を現実的に想定した運営マニュアルの改定、充実、そして関係者への勉強会や訓練を通じての周知徹底を図っていくことを要望したいと思います。

さて、先ほど申しあげましたとおり、コロナ禍の避難所開設という最も恐れていた事態になり、当局も相当苦労されたと思います。防災危機管理課をはじめ関係各課はコロナ対応で多忙な日々を送っていた最中の災害ということで、本当に御苦労されたことと思います。

7月4日の山形新聞で、東根市の避難所設営訓練について触れていました。そこでは、居住スペースの距離は1メートル以上、できれば2メートル、体調不良者の専用スペースの確保などの対策を取ると収容人員が減ってしまうことが課題であり、東根市民体育館は通常1人当たり2平米として616人収容のところ、1人当たり4平米必要として対策を施せば156人までしか収容できなくなるということでした。25.3%、約4分の1になってしまうという計算になります。

そこでお伺いしますが、昨年の答弁では、屋内避難者の収容可能人員は6,076人ということでしたが、コロナ禍でソーシャルディスタンス等の対策を施した場合、当然減少すると考えられます。それに対する対策は何かお考えなのか、お伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 避難所という密になりやすい空間の中で新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策というものを徹底するということは、極めて重要なことですので、そういう意味では、山形県でつくっている避難所における新型コロナウイルス感染予防ガイドラインというのがありますが、それを基にして感染予防に配慮した避難所運営を寒河江市でも行っております。

御質問の屋内避難所でソーシャルディスタンスを確保した場合の収容可能人員についてであ

りますが、前回お答えした数字については、既に寒河江市では1人4平米のスペースを確保していた上での収容人数となっているわけであり

ますが、しかしながら、避難所での感染拡大というものも大変心配されますので、できるだけ多くの避難所を開設して収容人員を増やしていく、そしてより広くソーシャルディスタンスを確保していくということはさらに必要だと思っておりますし、またそういう努力をしているところであります。

今後でありますけれども、今まで避難所として確保していた部屋というんですか、スペース以外のスペースを新たに利用できないかとか、例えば、学校でありますと体育館以外にも教室などをさらに活用できないかなどということ、新たに活用できるスペースの確保についても今調整しているところであります。そういう意味で、可能な限り多くの避難のスペースを確保して避難者の対応をできるように検討しているところでございます。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** できるだけ多くの避難場所の確保検討ということでぜひお願いしたいと思います。

今回の台風10号関連の新聞記事にもあったんですけれども、九州7県で約20万人が避難されたと、新型コロナウイルス対策で定員を減らした避難所で満員になるケースが出てきたと。避難先を変更したり、定員を超えて受け入れたりする事態も生じたというような記事がありました。鹿児島県知事のコメントでは、避難者の見込みと開設の状況にミスマッチがあった可能性があるというような県知事のコメントもありました。

そういった以前とは全く、新型コロナという要因が加わったことで避難所の状況も変わってきています。その辺をよく考慮していただいて、

今市長が言われたとおり、避難所の増設、拡大、避難者受入れの拡大といった方向で早急に検討していただきたいと思います。

その避難者受入れ減少をカバーするためということで、東根市では温泉協同組合と協定を結んで160名を16宿泊施設で受け入れる、米沢では高齢者や障がい者、妊婦ら配慮が必要な人たちの受入れに市旅館ホテル組合の9施設と協定を結んで476名分を確保したという記事がありました。

6月の古沢議員の質問に対して、市長は、避難所の増設や新たな避難施設として市内の宿泊施設、ホテルなどを含めて活用を検討していきたいと答弁されています。現状についてお伺いをいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 災害が発生してその対応をする場合、もちろん行政が中心的な対応に当たるわけでありすけれども、行政の力だけでは何とも対応し切れない部分も多々あるわけでありす。そういった場合は、おのおの各事業所さんなどの協力、連携をいただいて迅速に対応していくということが大変重要になっております。そういう意味で、災害時における協力協定などを積極的に結んで防災体制の強化を図っているところでございます。

御質問の宿泊施設などを活用してはどうかということですが、今回の大雨の場合も一部宿泊施設などに避難された方もいらっしゃることもお伺いをいたしました。そして、伊藤議員からも他の自治体の例などもありましたので、我々としてもより多くの避難者を受け入れていく施設の確保という意味で対策を講じなければいけないと思いますし、また高齢者の方とか妊産婦の方、それから障がい者の方など、避難所生活に特別な配慮を要する要配慮者の受入れのための施設というものを確保するという観点からも、災害時における宿泊施設の提供について、

現在、市内団体と協定を締結していくべく準備をしているところでございます。そういう対応をしながら避難生活の不安解消を図っていきたいと考えているところでございます。

○**柏倉信一議長** 伊藤議員。

○**伊藤正彦議員** ぜひ、早めの措置をお願いしたいと思います。

次に、コロナ禍の避難所開設ということで今回17か所開設されたわけですがけれども、それぞれコロナ対策というのは場所、場所で違ったのかなと思います。

ある小学校は、小学校にあった簡易パーティションを使わせてもらった、柔道場や体育館では卓球の防球ネットとか卓球台を立てて活用したといった話を伺いました。

各避難所で、まだ備品の取得というのは十分間に合っていない状況だとは思うんですけれども、今回、各避難所でどのようにコロナに対して対応したのか。また、今後についてはどうお考えかお伺いいたします。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 避難所における新型コロナウイルス対策ということで、まず先ほど来御答弁申しあげておりますけれども、避難所を増設するという取組をさせていただいたところであります。福祉避難所を含めて17か所ということで設置をさせていただきましたし、また受付時の検温、それから健康状態チェックカードの記入、それから手洗いや手指消毒、マスク着用といった基本的な感染防止対策の励行、それから物品の準備、さらには保健師の巡回による健康チェック、それから避難所の環境確認などを実施させていただいたところであります。

飛沫感染防止対策として段ボール間仕切りなどを使用し対応したわけでありすけれども、議員御指摘がありました、現在、段ボールの間仕切りなどの物品の調達というのは大変時間がかかっているということで、全ての避難所に

において利用できる状態にはなっておりませんでした。臨機応変に施設の備品を代用して間仕切りとして活用した避難所もあると聞いているところでもあります。

今後につきましては、これからも新型コロナウイルス感染のリスクなどがあるわけでありますので、そういうことを踏まえて、早急に間仕切りなどの必要物品を整備して避難者の安全・安心を確保して、対策の万全を期していきたいと考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 ぜひ、早急な対応をお願いしたいと思います。

次の質問の避難行動要支援者区画の設置につきましては、4日の太田議員の質問に対して市長が詳しく答弁されておりますので、改めて答弁は求めることなく、要望という形で申し述べたいと思います。

市長は、今回は文化センターに別室として準備したこと、民生児童委員、町会長、自主防災組織等との連携に地域差があるという課題の解消が必要だと、避難所でのゾーニング固定化の検討が必要だと、定期的な避難訓練の実施によるスムーズな避難、こういった必要性を4日に申し述べられておりました。まさに市長の言われるとおりでと思います。

避難行動要支援者といえども、最初に避難する場所というのは一般の避難所というのがほとんどだと思います。ただ、障がいを持つ方の親族としてはやっぱりいろいろ考えてしまうらしいんです。一般の人の中に入ってしまうと、突然大声出したりして迷惑をかけたら困るなといったようなことを考えてしまって、今回は思いとどまったというような話も伺いました。そういった声を聞いてみると、やっぱりある程度区画割りというかそういうのが必要なのかなど。

ある程度期間が長くなれば福祉避難所という流れになるんでしょうけれども、当初はそうい

うやっぱり不安を保護者の方は持っておられるということを考慮しつつ、今後検討していただきたいと思います。

この質問の最後として、私は3つ要望したいと思います。

1つは、12月定例会で鈴木議員が提言したんですけれども、ドローンというのが非常に有効なんじゃないかなど。今回、私は地元の人に案内されて結構山奥に行って道路が崩落しているのを見たんですけれども、こういうのは案内されないと分からない。普通は、そういった状況だからなおさら人は入っていかないという状況になりますので、人が入らないようなところをドローンで補完するというのは非常に有効な手だてじゃないかなと思います。

2つ目は、何回も申しあげてはいますが、防災無線の聞き取りにくさを補完する手段を考えていただきたい。県知事と西郡、北郡の首長、県会議員との意見交換会でも、佐藤市長はじめ何人かの首長が問題提起されたと載っていましたが、はっきり言えば広報車が回ってこないと分からないんです。そういった地域、不感地帯と言っていいのかどうか分かりませんが、ありますので、ぜひその辺は解消に向けて、12月に答弁されたテレホンサービスを有効に使ってくれというのであれば、やっぱりこういうものがあるんだというのを寒河江市民の方に周知する必要もあるでしょうし、防災ラジオというのは現実的にどうか分かりませんが、何かの補完的な手だてを講じないと、防災無線だけでは徹底できないというのは明らかですので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

3つ目は、今回のような災害の場合、早期復旧というのは当然のことだと思いますけれども、防災・減災という観点から、災害が発生した原因を究明して再発防止の対策を取り国土・県土強靱化を図って、市民の安全・安心の向上に努めていただきたいということです。

今回、被害を受けた方の話を聞いていると、複数の方の話で、7年前、24年4月のときと同じ状況だったと。川の向かい側の崖から木が落ちてきて川をせき止めたために自宅に水が流れ込んできたとか、急激に沢なり川がカーブするところに勢いよく水が流れて行って道路に冠水したとか、7年前と一緒にだったという話を複数伺いました。

こういったことから、防災・減災という観点からそういったことがないような工事をするということも必要ではないかなと思います。そうしないと、今後、同様の自然現象が発生すれば三たび同じ被害を受けかねないということになりますので、この3つを強く要望して、この質問は終わりたいと思います。

次に、通告番号13番、寒河江市立病院について質問いたします。

新型コロナウイルスにより、医療従事者にかかる負担は想像を絶するものがあり、本当に頭が下がります。一方、よく報道されているのが、民間の医院、病院の経営危機です。新型コロナウイルスの影響で受診患者が減少し収入が激減している医院、病院が多数あるとのことで、夏のボーナスは、減額はおろか支給しないというところもあったという報道が多くされております。私、以前東京いるときに受診したことがある東京女子医大、大きい病院ですけれども、ここですら大問題になりました。

市立病院はそういうことはなかったとは思いますが、新型コロナウイルスは医業収益にかなり影響を及ぼしたのではないかと思います。

病院事業管理者に伺いますが、入院患者数、受診者数、医業収益と医業実績について第1四半期の前年度との比較をお伺いします。

○柏倉信一議長 久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 初めに、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の動向に

ついてであります。当院におきましては、常に院内感染の予防対策を最重要課題と捉え、日々、外来患者の感染予防対策や入院患者の療養環境安全確保の徹底に努めているところであります。また、公立病院として新型コロナ患者を受け入れている病院の後方支援という役割から、新型コロナウイルス感染症以外の患者について、依頼に応じて多数受け入れているところであります。

さて、御質問にありますように、当院においても3月末の県内発生以来、外来患者の受診控えに加え、感染予防のため急を要しない手術や内視鏡検査の延期、リハビリテーションの制限等によって患者数の減少が著明となり、特に4、5月は極めて少ない状況になっております。

しかし、6月以降、整形外科の手術や内視鏡検査を徐々に再開したことや、新規のコロナ感染者が発生していないことで診療を控えていた患者が受診を再開したことなどが影響し、受診患者数は回復傾向にあります。

具体的に月ごとの外来患者数を前年同月と比較してみますと、4月が472人の減、5月が858人の減でしたが、6月には126人の増となり、3か月合計で1,204人、9.4%の減となっております。

また、入院患者数は、4月が84人の減、5月が371人の減となりましたが、6月は89人の増となっており、3か月合計で366人、4.8%の減となっております。

さらに、医業収益で見ますと、外来収益は4月が194万5,000円の減、5月が474万1,000円の減でしたが、6月は437万9,000円の増となり、3か月合計では230万7,000円、2.4%の減となっております。

また、入院収益は、4月が447万3,000円、5月が1,068万5,000円の減でしたが、6月は1,341万7,000円の増となり、3か月合計で174万1,000円、0.8%の減となりました。

外来収益と入院収益を合わせた診療収益の合計では、4月が641万8,000円、5月が1,542万6,000円の減でしたが、6月には1,779万6,000円の増となり、3か月合計で404万8,000円、1.3%の減となったところであります。

4月、5月と落ち込んでいた患者数でしたが、ようやくここ最近では前年同様の患者数に戻ってきたところではあります、まだまだ安心できるものではありません。

今後、さらに新型コロナの対応はもちろん、インフルエンザの流行時期を見据えながら発熱患者の診療継続体制を強化していかなければならないと考えているところであります。

○柏倉信一議長 伊藤議員。

○伊藤正彦議員 今のお話を伺いますと、4月、5月はやはりコロナの影響で落ち込み、6月から回復してきているという状況が分かりました。

まだ寒河江市あるいは西郡で感染者が出ていないということで、もしかしたらこの程度で収まっているとも言えるのかなと思います。一たび出てしまうと、またどういふ状況になるのかなという不安はありますけれども、ぜひ市立病院の方々には頑張ってくださいと思います。

これも新聞記事ですけれども、県内全67病院の2割近くで看護職に対する誹謗中傷や差別的な扱いが確認されたといったような記事もありました。いろいろここは医療従事者の方には、御苦労されていることと思いますけれども、ぜひ頑張ってくださいと思います。

最後に、西村山郡の病院の統合再編についてお伺いします。

厚労省の424病院のリストに、西郡の4つのうち3つが挙がったということで、寒河江市として県に検討を要望したということは皆さん御承知のことだと思いますけれども、これも結構いろいろなところでうわさになっているという気が私はします。どうなるんだろうと。

先日の上長の行政報告で、西村山の医療体制

の在り方については寒河江市立病院と県立河北病院との統合を軸として議論を進めてほしいと県に提案したこと、県知事からは、西村山地域全体の医療提供体制を考える上では両病院の中心的利用者となる1市4町で議論に参加していくことが重要である、これまでの地域医療構想調整会議を中心に県も積極的に関与しながら関係者間の議論を加速させていきたいという回答を得たという報告がありました。

昨年の読売新聞の調査なんかでは、全都道府県の7割が病床の転換・機能分化とか規模の縮小を含む再編統合が必要だと答えています。理由は、人口減少で近い将来患者が減る、高齢化で急性疾患から慢性疾患に変化するということになっています。

私も、時代の流れに即した検討を進めるべきであり、先送りしても状況が好転することはないんじゃないかなと思います。

その地域、地域の人にとって問題は、河北病院と市立寒河江病院のどちらを核にして再編統合するんだということなのかなと思います。西村山郡の住民の方は、西村山郡のリストに載った3つの病院は要らない病院リストに挙げられ、極端な話、いずれかの病院はなくなるんじゃないかといった目で見ている方も多いんじゃないでしょうか。

しかし、地域に根差した病院はそう簡単になくせるものではなく、違うんだよと、スリム化はするけれども機能別に整理をするということなんだということを、早い段階で県あるいは市が明確にして住民の方々に安心させてあげる必要もあるんじゃないかなと思います。

今年2月、寒政・公明クラブで行政視察に行つて総務省の方の話を聞いてきました。その資料によりますと、この載ったリストというのは、必ずしも医療機関そのものの統廃合を決めるものではない、また病院が将来担うべき役割やそれに必要なダウンサイジング、機能分化等の方

向性を機械的に決めるものでもないとなっております。

また、総務省担当者から幾つかの成功例というのをお聞きしましたがけれども、1つが自治体病院間の再編ネットワーク化ということで、基幹病院サテライト型ともう一つは統合型という2つで、その効果としては、広域連合内の医師数が増加し、中核病院の診療科の充実が図られたということです。

もう一つは県・市統合型の例ということで、これは庄内地方の日本海総合病院と酒田市酒田病院の再編ネットワーク化が例として挙げられていましたけれども、病床数はかなり日本海総合病院と酒田病院は500、400といった病床数で規模が違いますけれども、日本海総合病院は急性期担当として646床、酒田病院は酒田医療センターとして回復・慢性期担当の114床ということに再編統合して成功していると。30年からは酒田市運営の5診療所を同機構に統合して、地域医療連携推進法人制度を活用して、医師会、歯科医師会、薬剤師会等の参画を得て、地域包括ケアシステムのモデル構築等に取り組む日本海ヘルスケアネットを設立して、連携を強化していると。この結果、手術の増加、平均在院日数の短縮、2病院間の役割分担と人員配置の弾力化により、医師数は平成19年の105名から平成30年には157名に増えたという話がありました。

私はこの酒田の例を参考にして進めるのはどうかと思います。河北病院を軸にするのか、寒河江市立病院を軸にするのか、これは地理的アクセスの容易性とか、あと、両方とももう何年か後には建て替えの時期が来る病院ですのでその辺も考慮して決めればよいと思いますし、それに朝日、西川の町立病院を入れるかどうかということをやっぱり西郡の1市4町で検討したらどうかと思いますが、これは私の私見ですけれども、病院の統合再編について市長はど

のような統合再編のイメージ、どのようなタイムスケジュールを念頭に置いて県に要望されたのかお伺いたします。ただ、これは首長という立場でお答えが難しければ結構です。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市立病院含めた西村山管内のそれぞれの病院の経営というのは、御案内のとおり大変厳しい状況でありまして、これからの人口減少などを考えれば、このまま現状を維持していくことは大変難しいのではないかと考えております。

そんな中、昨年9月、御案内のとおり厚生労働省から市立病院、河北病院が再編統合についての具体的な方針の再検証を要請されているわけであります。

他方、現在は新型コロナウイルスの感染症対策に係る新たな課題も発生して医療ニーズも変化してきているわけでありまして、このような状況の中で、地域住民に将来にわたって安心して暮らしていただけるような良質で十分な医療を提供していくためには、西村山全体の医療提供体制の在り方についての議論を前に進めていくことが必要な時期と考えて、今般要望させていただいたところであります。

統合再編のイメージということではありますが、現段階では具体的なイメージやスケジュールなどは決まっておりません。我々としては、両病院の再編統合のみならず、地域全体の急性期医療の在り方や将来人口の推移、それに伴う医療需要を基にして、これから県を含めて1市4町で議論をしていくと考えているところであります。

しかしながら、御指摘のとおり、市立病院の機能を維持していく上で施設の老朽化というのは先送りできない課題でもありますので、現在、西村山の医療ニーズを調査しているところであります。この結果を基に、将来必要と考えられる病床数、診療科などの医療需要を分析すると

いうことになろうかと思えます。

その後、この分析結果などを基にして県と西村山全体の医療提供体制の在り方について議論を深めていくということにしているところであり、そういうことを進めながら、地域の実情に合った病院の姿が描かれていくものと考えております。

- 柏倉信一議長 伊藤議員。
- 伊藤正彦議員 病院の再編統合は避けて通れない問題であるとともに、西村山の1市4町にとっては大変大きな問題だと思います。ぜひ、慎重に県及び西村山郡4町と検討され、かつ結節、結節でやっぱり今こういう形で検討していますよということ地域住民の皆様にお伝えすることで不安を取り除くということも必要かと思えますので、そういったこともやりながら、最良の結論を出されることを要望して私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

阿部 清議員の質問

- 柏倉信一議長 通告番号14番について、16番阿部 清議員。
- 阿部 清議員 寒政・公明クラブの阿部 清です。14番、寒河江市雨水排水整備計画について質問をさせていただきます。御答弁よろしくお願いいいたします。

今年も暑い日が続き、台風10号が九州を直撃し、近年まれに見る勢力でまた九州に大きな被害が出ました。被災された皆様には心からお見舞いを申しあげ、一日も早い復興を願いたいと思えます。

県内でも、7月28日、記録的大雨による最上川の氾濫により、多くの自治体で住宅被害や農産物被害が起きました。本市におきましても、住宅被害、農作物、道路、土砂崩れなどの被害が報告されております。被災された皆様には心からお見舞いを申しあげるとともに、一日も早

い復興を願っているところであります。

議会でも、市内の被害状況について視察をさせていただきます。

近年、地球温暖化に起因する気象変動による大型台風や局地的豪雨が全国的に増発しており、局地的豪雨や土地開発による土地利用の変化により、住宅地はもとより農作地での内水氾濫が懸念されております。このため、内水氾濫を最小限に抑える効果的な雨水対策を進め、災害に強いまちづくりが求められております。

平成30年11月に、寒河江市雨水排水整備計画書が策定されました。

本市は、一級河川最上川が南の南端部を流れ、北北東に流れを変え、北側を流れる一級河川寒河江川と南を流れる一級河川最上川が合流して北流します。最上川の沿岸では扇状地が発達しており、氾濫原が形成されている状況下にあります。

本市の市街地から東地域の雨水排水は、通常、沼川、赤沼、内川の3か所の樋門から最上川に排出されます。最上川が増水すると、沼川、赤沼、内川の樋門ゲートは閉められます。沼川・赤沼関の雨水は、沼川樋門脇にある昭和55年に建設された沼川排水機場から毎秒10立方メートルが排出される排水機が3台稼働し、最上川に強制排水されます。

内川樋門の排水は独立しており、最上川が増水すると10台のポンプによる排水になります。うち2台は、内川の樋門横にあるポンプ庫に常時配備されており、増水が予想されると市内建設会社により残りの8台とともに早めのポンプ設置を行い、被害を最小限に抑えるように準備されます。

最上川から逆流が始まると、樋門ゲートは閉められ、ポンプによる強制排水が始まり、被害を最小限に抑えられるよう全力を尽くしております。関係者の皆様には、大変御苦勞をかけており感謝を申しあげます。

私も、平成23年12月、平成25年12月に、内川の排水機設置について質問をさせていただきました。市長からは、既存の制度あるいは仕組みではなかなか実現できないのを解決していくのが政治の力だと突きつけられているような気がしてなりません、頑張らせていただきますとの回答をいただきました。

また、30年3月、9月議会で地域内の浸水問題について質問をさせていただきました。市長からは、副市長を委員長として県の関係課と土地改良区市関係課による寒河江市雨水対策検討委員会を立ち上げており、日田地区の整備計画の策定を進めているとのコメントをいただきました。

町会長連合会から、地域内の氾濫対策についての要望書の提出もされました。

平成30年11月に、寒河江市雨水排水整備計画が作成されております。

7月の豪雨でもありましたので、内川、沼川の雨水排水整備計画について質問をさせていただきます。

(1) 内川の雨水対策について質問させていただきます。

近年、台風や豪雨により大きな被害が報道されております。本県も例外ではありません。最上川の増水により、内川の樋門が閉められる回数が増えてきました。

そんな中、平成30年、寒河江市雨水排水整備計画が策定され、内川整備に伴い、2年間の調査が行われております。内川樋門が閉められた場合の調査について進捗状況をお伺いしたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 阿部議員から内川の調査の進捗状況ということで御質問がありましたが、御指摘のとおり平成30年に寒河江市雨水排水整備計画というものを策定して、内水氾濫を最小限に抑えるための取組を進めているところでありま

す。

一方、7月の豪雨災害で改めて危機感というもの強く抱いたわけでありますけれども、寒河江市の最終的な排水先というのは最上川のみでございます。最上川の水位が上昇していけば、逆流防止のため流入する河川の排水樋門を閉鎖せざるを得なくなるということで、自然排水ができなくなってしまうということであります。

そうした状況の下でどのような対応が効果的かというものを検証して方向性を見いだすというために、昨年度から2か年で内川におけるこれまでの被害状況の整理と対策の検討を行っているところであります。今年度中に方向性を取りまとめ、来年度は対策の実施に向けた関係者の同意を取り付け、そして再来年度から事業に着手できるよう進めていきたいと今考えているところであります。

内川周辺地域の皆さんには、豪雨のたびに大変な御心配をおかけしておりますので、一刻も早く不安の解消につながるよう努力してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 阿部議員。

○**阿部 清議員** 市長からは来年度までの調査であるということでありましたが、やはり最終的な排水対策というのは最上川でしかないという大きな欠点があります。その中で、本当に被害の少ない計画になればいいなと思いますので、再来年から始まる整備計画の方向性と水害に対する効果について、内川は、最上川が増水すると内川樋門が閉められ、近くの繊維会社それから農産物の被害が数多く出ております。整備計画の方向性と水害をどのように考えていくのか伺いたいと思います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** このたびの7月の豪雨におきましては、内川の排水樋門に最も近い水位観測点であります最上川の下地点の水位が、観測史上最高の水位である17.55メートルまで上昇し

たわけでありまして。これは氾濫危険水位16.7メートルを85センチも上回っているわけでありまして、寒河江市におきましても大変危機感を募らせたところでございます。

こうした水位がこれからも起こらないとも限らないということを考えますと、対策として、機械排水を選択するのであれば排水先をどうすべきかという課題も出てまいりますので、整備内容の規模については、最上川の水位と内川への流入量に関して様々な状況を想定した上で、被害を最小化できる対策、対応を今回の調査の中でまとめていくということにしているわけでありまして。もちろん、ハード面だけでなくソフト面なども併せて整理をしていきたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

今回は危険水位を超えたということでありまして、私も25年に、排水先の問題ということで沼川のほうに側溝を切れないのかということで質問させていただきました。

ただ、今回の場合も沼川自体がもう目いっぱいというような状況がありましたので、やはり内川は内川で解決していかなければならないのかなとは思っていたんですが、今、様々な状況下の中で考えていただいて、また内川対策委員会ですか、環境対策委員会等もありますので、その中でもいろいろ対策を考えていただいていい方向ができればいいなとは思っているところであります。

今、そういう状況下の中で、112号バイパス沿いの西根地区北側に大型商業施設計画が進んでいると伺います。また、この雨水が内川や沼川に流れれば雨水量は大きいと思われまして、その雨水対策についてお伺いしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私どもも、大手の小売事業者が国道沿いという交通アクセスの利便性を生かし

て西根地区に商業施設設置の構想があるということは聞いています。この場所の雨水については、現在も内川に流れ込んでいます。寒河江市の開発指導要領においては雨水排水の抑制区域に設定をしているところでございます。

御指摘はこの場所のことだと思いますが、現在調整中ですので検討状況についてはお話しできないわけでありまして、いずれにしても、雨水排水整備計画で定める基準を踏まえて下流の皆様の影響を最小化することは大変重要なことですので、適切に対応していきたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 大型商業地域は、今、抑制区域だということで話がありました。また、整備計画の雨水対策については現在検討中ということではありますが、もう少し突っ込んだ内容も私の情報としてはあるんですが、近年の降雨量というのは年々多くなっている状況に感じているところでありますので、1日、2日で雨がやんでくれればいいんですけども、やはり3日、4日、長時間雨が降ってくると相当の降雨量になってくるのかなと思いますので、それでも大丈夫なような雨水対策ができるよう要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

続きまして、エの排水ポンプホースについて伺います。

現在、内川で使用している折り畳み式のサニ－ホースと、それから折り畳めないサクシ－ンホースが2種類あるとお伺いしましたが、排水効果の違いはあるのかどうか。あるとすれば、排水効果の高いホースの利用等は可能なのかどうか、伺いたいと思っております。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御質問の内容、排水ポンプホースについてでございますが、具体的なお話ですの

で農林課長のほうからお答え申しあげたいと思います。

○柏倉信一議長 門口農林課長。

○門口隆太農林課長（併）農業委員会事務局長

お答えいたします。

先ほど議員からお話のありましたサニーホースというものは、総称では樹脂製送排水ホースというようでありまして、この写真でお示しさせていただいているように、収納時は平らにできて巻き取りがこのような形で容易なホースでございます。

もう一方のサクシオンホースにつきましては、このような周りを樹脂で固めてしっかり管の形を保っているホースでございまして、水を吸う場合などにも管がしっかり形を保ったまま使えるというようなホースでございます。

これらのホースを取り扱っている事業者のほうに聞き取りを行いましたところ、排水能力につきましてはサニーホースもサクシオンホースも変わらず、排水ポンプの能力に左右されるというような御回答をいただきました。

そのため、排水活動におきましては、御協力をいただいている建設業者の皆様が使いやすいホースを使っただければと考えております。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 写真まで提示をしていただきまして、ありがとうございます。

効果は変わらないということですが、やはり現場で立ち会っている管理者の皆さん方は、増水とともに内水が増えてきた場合に非常にいら立ちを感じている状況で、ここの少し折れ曲がったところが丸い状況であれば少しでも排水はうまくいくのではないかと考えての、私へのこの一般質問への要望ということでありました。今の回答では変わりないということですので、私のほうもそのように伝えておきたいと思っておりますので御了承願いたいと思っております。

続きまして、オの4トンクラスのポンプ車の

配置について質問させていただきます。

今後予想される豪雨災害による被害防止対策を向上させるため、天童市では、1分間に30トン排水できるポンプ車を導入し、7月の豪雨では大変活躍したことを伺いました。どこにでも移動でき、機動的に運用できるこのポンプ車の導入について伺いたしたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 排水ポンプ車については、今、議員も御指摘ありましたが、全国の自治体でも導入が進んでいると聞いております。近年では、天童市が平成26年に、これは11トンクラスの排水ポンプ車だそうではありますが、導入をしているということでもあります。

このたびの豪雨では、内川周辺における水位の上昇における湛水をはじめ、その他の地区でも長期間の湛水による農作物被害が発生しているのは御案内のとおりであります。このような中で、移動可能な排水ポンプ車の導入は機能的かつ早期の排水活動につながるということでもありますので、効果があるとも考えているところであります。

一方、同時に発生する湛水箇所において、対応の優先順位をつけていかなければならないなどという課題も生じることになるのかなとも思っているわけでありましてけれども、現在、内川の調査をしていると御答弁申しあげましたが、その中で、排水ポンプ車の導入などについても選択肢の1つとして検討していきたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 今、私も調べてみましたけれども、やっぱり全国的にポンプ車の導入はなされているようでありました。その中で、本市でも今後こういうものも考えながら、優先順位的なところもあるということでありましたけれども、検討していきたいということではありますが、先ほど私も質問させていただいた、23年、25年に

排水機導入について質問させていただきました。

このことも検討課題の中に入れていただければと思いましたが、もう一度質問させていただきますが、市長のほうからはこれからはこれからも頑張っていきたいということではありましたが、今の状況ではなかなか難しい状況にあるという答弁をいただいておりますが、その中で、近年の気候変動や大型商業施設ができることによる雨水対策として、この小型排水機の導入についてもう一度お伺いしたいと思います。御答弁よろしくお願ひします。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 このたびの大雨、最上川の水位が観測史上最高になったということなども踏まえて、いろいろ今検討しているわけであり。どのような方法が被害を最小限にするために必要かということで検討させていただいております。

そういった中で、今まで何度か御回答させていただきましたが、状況の変化なども踏まえて小型排水機の導入などについても検討していきたいと考えているところであります。

検討の結果については、先ほどありましたけれども、内川下流域の関係者の皆さんも構成員に入らせていただいている内川雨水対策協議会の中で議論していただいて、方向性を見だしていきたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は11時10分といたします。

休 憩 午前10時56分

再 開 午前11時10分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

阿部議員。

○阿部 清議員 先ほど、市長のほうから7月の豪雨につきましては観測史上最高の雨量だという報告がありました。私も、寒河江市内の雨量をお伺いしたところ、1時間には13ミリから16

ミリ、1日の雨量が131ミリというような話を伺っているところでありますが、この程度でやはり内川がいっぱいになってしまうというところがありますが、今度の雨水排水整備計画の中では40ミリを想定しての整備計画と伺っておりますので、大分許容範囲が大きくなるのかなと思いますので期待はしているところでありますが、内川の排水については、ポンプ車もしかり小型排水機もしかりであります。やはり市民の、また地区民の安心・安全、そして気持ちに余裕の持てるような対策づくりをよろしくお願ひしたいと思います。

続いて、(2) 沼川雨水対策について質問させていただきます。

7月28日に、最上川の増水による地区民の避難指示による避難所への避難、それから沼川排水機場のスイッチを切った避難指示が出されましたが、関係者の御努力のおかげをもちまして事なきを得ることができました。関係者皆様の御苦勞に感謝を申し上げるところであります。

沼川については、一級河川で県の管轄であり、沼川排水機場は国交省管轄になっております。本市独自計画は難しい問題とは思いますが、沼川は本市の水害に対して根幹の川でもありますので質問をさせていただきます。

最初に、最上川の増水により避難指示が出されましたが、市民の避難指示の判断基準となった状況について伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 7月28日に発令した避難指示への判断基準の御質問であります。これは市地域防災計画の避難勧告等の発令基準に基づいて、一級河川最上川に設置されている長崎水位観測所の水位の状況により、避難情報の発令を行ったところであります。

発令の経過につきましては、17時に、長崎水位観測所で避難判断水位15.5メートルであります。実測の水位は15.63メートルとなりまし

たので、また今後も急激な水位の上昇が見込まれるということでありましたので、避難勧告を12地区に発令をいたしました。その後、国土交通省山形河川国道事務所から、最上川上流氾濫危険情報により氾濫危険水位15.80メートルに達して、さらに水位の上昇が見込まれ、堤防の決壊等のおそれがあるとの情報によって、18時に同地区に避難指示を発令したところであります。なお、18時、長崎水位観測所での水位は16.14メートルでございました。

我々としては、さきの長崎豪雨などを教訓にして、市民の皆さんが暗くなる前に避難できるように早めの避難情報を発令したところでございます。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ただいま市長のほうから判断基準について伺いましたが、我々も最上川の堤防に立たせていただいて見ておりましたが、やはり避難水位は、見たときにはもう消えてしまった、もう分からなくなってしまったという状況がありました。

ところが、寒河江市のほうでは、2メートル以上の堤防の水位はまだ大丈夫だというような見方をしてありましたが、周りの地域ではもうぎりぎりのところまで来ていたというところもありまして、寒河江市の先人たちが寒河江市の昔からの最上川災害に対しての考え方により今の状況があるのかなと思って、非常に災害の恐ろしさをつくづく感じたところであります。

続きまして、内水氾濫の防止策の進捗状況について伺いたいと思います。

沼川流域にある日田地区の横井川は、毎年のように氾濫が起きてまいりました。優先順位1位になっており、今回の雨水排水工事が始まっております。横井川の氾濫防止について、工事終了目標までの進捗状況について伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 先ほども申しあげましたが、寒河江市の雨水排水整備計画に基づいて整備を今進めているということを申しあげましたが、公共下水道、雨水の浸水対策事業によって国の交付金を活用して日田地区の横井川流域に係る雨水排水整備を実施しているわけでありまして。

この事業については、横井川の内水氾濫を抑制するという目的で、日田地区及び西根宝地区の横井川から三度川へのバイパス工事でありまして。昨年度から整備中の工事でありまして、日田地区より日田中向の三度川へのバイパス工事でありまして。この日田地区の工事が終了の後、宝地区南側からサガエゴルフクラブ東側の三度川へのバイパス工事と順次整備していく計画でございまして。令和5年度に完了する目標になっております。

この工事によって、日田地区横井川について内水氾濫の危険性を最小限に抑えられていくものと考えているところであります。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

令和5年に宝地区から三度川のほうに排水側溝ができるということが終わらないと、なかなか日田地区内の内水氾濫というのは治まらないのかなと思っております。といいますのは、7月28日の豪雨でも、やっぱり同じような状況下にありました。三度川にきちっと工事が、側溝ができればそれなりに違ってくるんでしょうが、そのときにはこの排水を、上の内水氾濫を見て、三度川にも行って見てきました。そうしたら、三度川もあふれている状況がありまして、やはり沼川の必要性というのはしみじみと感じてきたところであります。

今、日田の工事が始まっておりますが、今回の豪雨の前に、沼川の下流の河川敷に生えているカヤ類、それから雑草が豪雨前にきれいに刈られておりました。これは大きな災害を防げた1つの要因だと考えています。今回の増水時の

効果は非常に大きかったと思っています。

今後、いつ起きるか分からない豪雨災害に備えるため、河川敷ののり面、それから川底の堆積した泥上げ等の管理を徹底できないのか、伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、一級河川であります沼川については県の管轄でございます。具体的には、村山総合支庁の西村山河川砂防課のほうで業務を担当しているわけですが、この西村山河川砂防課のほうにも確認をさせていただきましたが、沼川における河川ののり面や河川敷の草刈りについては、ボランティアの方に一部協力をいただきながら行っていると聞いております。また、泥上げなどについても、必要に応じて実施をしていると聞いています。

我々市といたしましては、県のほうに毎年度重要事業の要望を行っているわけですが、その中で河川整備の事業の促進として北橋から沼川排水機場までの区間の護岸の整備についても要望をさせていただいているところであります。

今後、県に対しまして河川敷ののり面の草刈り、それから川底の泥上げの回数、頻度を増やしていただくように、また刈った草などについてもぜひその都度処分していただけるよう、ぜひ要望をしてまいりたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 ありがとうございます。

のり面のカヤ、それから雑草等は、昔は地域のボランティアでやらせていただいております。ところが、事故がありまして、それから刈払機での除草ができないということで、やはり鎌での刈取りというのは難しい状況がありますので、建設会社のほうにお願いをしているという状況で今までできていたわけですが、今回、本

当に感じたのは、あそこののり面がきれいになっていることにより、水が非常に平均に流れるというんですか、非常に穏やかな流れの中での排出ができたのかなと感じているところでありますので、ただ、刈り上げた雑草が排水機場の通り口にたまって排水能力が低下してしまうということもありました。そんなところで、建設会社のほうにお願いをしてそれを取り除いてもらったところ、非常に能力が上がったということがありますので、ぜひ定期的な刈り上げというのはよろしく県のほうに要望としてお願いしたいと思います。

本市では、各地域で雨水排水対策により側溝工事が進んでおります。その1つに、日田地区の排水工事があると思いますが、それに伴い、沼川に係る負担も大きくなると思われま。今回のように大量の雨が降れば、内水氾濫を防ぐため、沼川排水機場の排水機や周りの環境が整っていないと最大の力を出すこともできません。排水機の点検整備、雨水取入口付近のごみを含めた管理は、内水氾濫を防いでいくには最低限必要な条件となります。早めの管理体制の整備を国土交通省へ要望することについての見解を伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 沼川排水機場の管理につきましては、国土交通省山形河川国道事務所と寒河江市が操作点検整備の委託業務を締結しております。寒河江市のほうでは、沼川排水機場の操作員を会計年度任用職員として2名任用して隔日勤務で業務に当たっていただいているところであります。

排水機場周辺の環境の整備についてでありますけれども、山形河川国道事務所のほうでは、排水機場の管理業務に支障が生じる可能性がある場合には、泥上げや草刈りなどの環境整備を実施すると我々は聞いているところであります。市といたしましても、排水機整備や取入口付近

の環境整備、上流から流れてくるごみの撤去などについては、必要に応じて山形河川国道事務所のほうに要望してまいりたいと考えているところでもあります。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 よろしくお願ひしたいと思ひます。今回も非常に順調にいったわけですが、やはり途中で建設会社のほうにお願ひをして泥上げをしないとうまく回らなかったという状況を考えますと、やはり積極的に管理体制をきっちりとお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思ひます。

最後の質問になりますが、最上川の雑木、それから雑木の伐採、それから抜根対策、河床掘削について伺いたいと思ひます。

今回の最上川の増水時には、流木の多さに圧倒されました。最上川河川敷の管理は計り知れないと思ひますが、雑木の伐採や抜根対策、川底の掘削により河川的能力を上げていく必要性を感じますが、市長の見解を伺いたいと思ひます。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 阿部議員から最上川河川敷の雑木の伐採、抜根、川底の掘削等についての御質問をいただきましたが、これについても山形河川国道事務所のほうでは、川の流れに支障がある場合については、雑木の伐採、それから河道整正などを行うということを我々も聞いているところでもありますので、具体的なそういう必要があると思われるような箇所などが確認された際には、山形河川国道事務所のほうに速やかに伝えて要望を行って対応をお願ひしたいと考えているところでもあります。

いずれにしても、大雨などによる被害を最小限に食い止めていくには、国や県、それから関係団体と日頃からの連携を密にしていくということが大変大事でありますので、今後とも、きめ細かな対応、対策を進めて災害対応に当たっ

ていきたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 阿部議員。

○阿部 清議員 特に今、村山橋付近は非常に川幅が広いということで、7月28日のような増水になりますと、非常に湖のような広い川の環境になってしまいます。そうしたときに、上流から流れてくる流木の多さ、それから、それが周りの最上川の中に生えている雑木が押し倒されて、そして水の底に沈んでいくという状況を目の当たりにしますと、非常に恐怖感とともにこの木が村山橋に引っかかったらどうなるのかなという非常に恐怖感を感じている状況になりました。

そんなところもありましたので質問をさせていただきましたが、確かに最上川というのは三大急流もそうですし長さもありますので非常に管理的には大変なのかなとは思ひますが、1日10センチ進めば10日で1メートルになりますので、そういう気持ちで少しでも災害をなくしてもらえれば大変ありがたいと思ひます。

そして、今回の水害では避難指示がありました。私も生まれて初めて避難指示という状況に遭いまして、地域の皆さんをどういうふうには避難させていくかという中で、今まで寒河江市がやってきた町会長さん、それから地域の防災チームが非常に力を発揮してくれまして、非常にスムーズな避難体制が取れました。これは日頃からの市の訓練のたまものだなとつくづく感じているところでもありました。

ただ、自分が築き上げてきた、私今69歳です、69年間の今まで築き上げてきたものがゼロになるのかなという思いをしながら、地域を回ったり、それから外を歩いているお年寄りの方に危ないから早く避難するんだとか声をかけながら歩きますと、自分1人で歩くと、非常にそういうことを思う心が大きくなってきて、あの時間帯が非常に長く感じたということを感じているところでもあります。

ただ、やはり今回の避難指示もそうですけれども、明るいうちに避難指示を出した、そして避難水位になったのでできるだけ早めに避難指示を出したということが、やはり市民の安心・安全というところにつながってくるのかなと思いました。

また、この対応が子供たちにも安心・安全なまちづくりを残していくには大きないい経験になるのかなと思いますし、長く住み続けることのできるまちづくりができていっているのかなと思います。

ぜひ、本市の万全な雨水排水整備推進をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

後藤健一郎議員の質問

- 柏倉信一議長 通告番号15番、16番について、6番後藤健一郎議員。
- 後藤健一郎議員 一般質問の2日目後半ともなりますと、私と似たような項目について、もう既に詳細な答弁を市長からいただいているところもありますので、それを踏まえながら、早速質問に入らせていただきたいと思います。
通告番号15番、寒河江公園の整備と維持管理についてです。
過去何度も、そして何人もの議員から一般質問で取り上げられている寒河江公園、これまでの佐藤市長の話にもあったとおり、寒河江公園は寒河江の顔、ランドマークであります。また、寒河江市内唯一の総合公園で市民から注目されているために、何度も一般質問にて取り上げられているテーマではないかと私は思っております。
その寒河江公園ですが、今年は新型コロナウイルス感染症、以下新型コロナと略しますがけれども、新型コロナ感染拡大防止のため、花は例年と変わらず美しく咲いているものの、桜まつ

りもつつじまつりも開催できなかったため、訪れる市民の方は例年よりずっと少なくなりましたのではないかと感じております。

寒河江公園は、平成25年度に策定された再整備基本計画の下、再整備が年々進んでおりますが、劇的に変わらないと市民の皆さんには進捗がなかなか伝わりづらく、ましてや今年が一番市民の方が訪れて目にする機会が多い春にイベントができなかったことも相まって、どう変わっているのか分からないという声を市民の方より頂戴しております。

寒河江公園再整備計画が作成された当時の新聞記事には、2025年度をめどにという記述もありましたので、計画の進行状況について伺いたいと思います。

- 柏倉信一議長 佐藤市長。
- 佐藤洋樹市長 寒河江公園の再整備計画については、後藤議員からも何度も御質問をいただいているわけでありましてけれども、最近では昨年の12月議会においても御質問をいただいて、進捗状況などについては市報などを通してお知らせをしていきたいという御答弁を申しあげたところでございますが、これは言い訳になるわけでありましてけれども、しかしながら、今年は御案内のとおり新型コロナウイルス感染症の影響で桜まつり、つつじまつりが中止になり、また多くの皆さんが集まるようなイベントが自粛になっているというところで、市報などでお知らせする機会がなかなかなかったというのも事実でございます。
お尋ねの再整備計画の進捗状況であります。今年度も含めて歴史とさくらの丘ゾーン、それから青空広場ゾーンの境界復元作業を実施しているところであります。その後、計画に沿って用地買収などを進めていくことにしているところであります。
整備計画の期間がりましたが、若干遅れぎみになっているとも認識をしております。原因

としては、再整備計画を進めていくためには事業費の財源となります国の社会資本整備総合交付金を確保するということが必要であります。予定どおりになかなか確保できていかないというのが現状でありまして、近年、補助事業についてはこれまでの整備に対する補助金のほうから施設の修繕やメンテナンスなどの維持管理に対する補助金へと変わってきているとも見られますので、我々としては、再整備計画をさらに前に進めていくためには有利な補助事業などを模索して、再整備計画が進んでいくように努力をしていかなければならないと考えているところであります。

そういう意味では、新たなと申しましょうか、有利な新たな補助事業などを探していく努力をこれまで以上に努めていかなければならないと感じているところであります。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今、市長から御答弁いただきましたけれども、現在取り組んでいるのは境界復元ということで、やはりちょっと市民の方にはなかなか伝わらない、難しいところ、進んではいるんでしょうけれども、なかなか伝わりづらいところの今整備に取り組んでいるということでしたので、何とか少しでも分かるようにしていただければと思います。

先ほど市長からも御答弁いただいたとおり、再整備に関しましては進めたいという思いもありますけれども、国の状況を見ますと、やはり公園の新設とか拡張というのはもう一段落して、今は利活用できる公園の使い方の法改正とか、もしくは先ほどお話あったように整備とかのほうにシフトしているということでございますので、できるだけ有利な補助等を、今すぐはなかなか難しいかもしれませんが、今後を見据えてそちらも進めたいと思います。

続いて、今、そのお話にもありましたけれど

も、維持管理についてです。

現状を議場にいる皆さんと共有できればと思いついて、本日は写真を持ってきました。さくらの丘でのイベントで桜をバックに撮影した写真というのは幾つかあるんですけども、遊歩道を撮影した写真というのがなくていろいろ探したところ、1枚だけ子供と散歩したときの写真がありましたので持ってきました。アクリル越しですけども、見えますか。こういう感じなんです。多分、うちの子供が小さいときなので七、八年ぐらい前だと思いますけれども、さくらの丘の遊歩道という言葉から想像するイメージには非常に近い写真ではないかと思えます。

そして、次にお見せするのが、先週同じ場所を撮影した写真です。もう後ろから笑い声も出ていますけれども、一目瞭然になっております。もちろん4月と9月で雑草の成長具合も違うわけですけども、現在は葛などの雑草に覆われて、まず遊歩道がどこにあるかも分からない。もちろん歩いている人もいない状況で、私はこれを撮影するために、この場所に行くために長袖、長ズボン、長靴で完全防備して、雑草を踏み越えてやっとたどり着いたような状況であります。

寒河江公園再整備計画の現況というところにももうこの状態は書いてありまして、斜面地やさくらの丘を覆う葛、園路を覆う雑草の繁殖が著しいと記されており、その影響で植生及び園路の劣化が年々進んでいる状況であります。

つつじ園は、園路がコンクリート舗装されておりますのでこのような状況にはなっておりませんが、近年、ツツジの樹勢が落ちてきており、様々な手段を用いても回復には数年かかるといった市長の答弁が以前あったかと思えます。

そこで、お伺いさせていただきます。

昨年、私が一般質問で取り上げた際、市長からは、寒河江公園は寒河江の顔なので管理の充

実に一層努めていきたいと、単発的な対応では将来的に良好な維持管理がなかなか難しいという指摘も受けており、指定管理方式などについても検討していかなければならないという御答弁をいただいております。

公園に限らず、公共施設全てに関することなのですが、壊れてから直す事後的な維持管理ではなく、壊れる前に直す予防保全的な維持管理を行うことにより、施設の安全の確保や修繕に要する費用を削減できることが分かっており、各地ではそのような方向にかじを切っております。

寒河江公園、とりわけつつじ園とさくらの丘について、これ以上劣化が進む前に、業務委託や指定管理などでピンポイントではないしっかりと長期にわたった管理を早急に導入すべきと思いますが、市長の見解を伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江公園の維持管理については、先ほどの写真なんかも御提示いただきましたが、今年はコロナの関係で、春先のボランティア活動、除草なども例年していただいておりますが中止をさせていただいて、市の職員で対応した経緯がありますが、その後は除草作業を行っていなかった関係で、議員の示した写真のようになっているわけではありますが、現在、除草作業をしているところであります。

さくらの丘、つつじ園の特に維持管理について御質問をいただきましたが、やはり単発的な対応でなくて数年かけていかなければならない、樹勢を元に戻していくにはやっぱり数年かかるということを考えておりますし、また専門的なノウハウがないと樹勢を戻すといってもなかなか難しいと言われておりますので、寒河江公園の維持管理の在り方としては、専門的な知識、ノウハウを持つ事業者の方からその都度、状況に応じた対策を行っていただくという柔軟性、さらには雑草などについても伸び具合に合わせ

た除草作業を行っていただけるようなやり方がよろしいのではないかと考えているところでありますので、これまでの単年度業務の委託方式から指定管理者による管理方式に切り替えていくこと、来年度からそういうことができるように今検討を進めているところでありますので、御理解をいただきたいと思います。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 非常に前向きな御答弁いただきました、ありがとうございます。ぜひ、もちろん今、市民の方に来ていただいたり有志の方から桜を植えていただいたりつつじを植えていただいたり管理もしていただいているのは、もちろん重々私も分かっているんですけども、それらの方はやっぱりサポーター的な役割でして、やっぱり単発ではなくしっかりと指定管理のほうを次年度から導入できるように御検討いただいているということでしたので、ぜひこちらをよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、通告番号16番、新型コロナウイルスの再感染拡大に備えてです。

今年1月に国内初の感染が報告されてから、全国小中高校の臨時休校、東京オリンピックの延期、緊急事態宣言などなど、新型コロナの感染拡大により、全国で、そして全国民に様々な影響がありました。

私たちのような大人になりますと、人生の中でこういう年もあるだろう、今年は特別な夏だとある程度割り切ることもできるのですがけれども、小学1年生にとって1年生の春はもう二度と経験することはできませんし、中学3年生や高校3年生にとっての部活最後の夏はもう来ないので、それを思うと非常に胸が苦しくなります。

そんな未曾有の影響を及ぼした想定外のウイルスとの闘いではありますが、残念ながらまだ終わったわけではありません。これから秋冬と風邪や季節性インフルエンザが流行する時期を

迎えます。新型コロナもこの時期に再び流行する可能性が高いと予測されており、また風邪や季節性インフルエンザと諸症状が似ていることから区別がつきにくく、社会が混乱する可能性があります。総括や検証するにはまだ早いのですが、今備えなければなりませんので、今回このタイミングで一般質問をさせていただきます。

なお、8月24日に新型コロナウイルス感染症対策分科会で感染症法の2類相当としている新型コロナの現在の位置づけが妥当かどうかを議論すると発表されました。また、新型コロナは2021年2月6日までの期限付指定感染症ですので、ウイルス自体は変わりませんが、この位置づけが変わったり、もしくは来年の2月7日以降になれば私たちが取る対応もかなり違ってくるかもしれませんけれども、私の質問はあくまでも現時点での対応を前提にしたものであることを前段にまずは申しあげておきます。

まず、財政面についてです。

寒河江市の新型コロナ対策事業は、市民の方から評価が高く、特に他市でも店舗を出しているらっしゃる飲食店さんからは寒河江市は本当によくやってくれているという声をいただいております。

その対策事業の主たる財源である財政調整基金の取崩しについて、そしてそれを復元するために今年行われなかった事業について早急に不用額として減額補正をし、財政面でも備えていただくような質問をしようと思っていたのですが、今定例会に地域スポーツ活性化推進事業の減額補正が上程されておりますし、一般質問1日目の國井議員及び鈴木議員の質問で詳しく市長から答弁をいただいておりますので、この質問については新たに答弁を求めることなく、要望だけ申しあげさせていただきます。

たしか2年前の福井市だったと思いますけれども、財政調整基金を大きく取り崩したところに豪雪が重なり、全職員の給与削減と事業の先

送りをせざるを得なかった自治体もございます。

主に人を集めるイベント的なものなど行えなかった事業については、早急に減額補正を行っていただきますよう要望させていただきます。

さて、私が最も危惧しているのは、子供たちへの影響です。先ほど申しあげましたとおり、新型コロナは大きな影響を及ぼしておりますが、最も大きな影響を受けたのは学校に通う子供たちであると言っても過言ではないと思います。2月末の突然の一斉休校要請、そして春休みの延長、教育委員会はじめ先生方、そして子供たちや保護者も暗中模索の状態ながらも頑張っていたいただき、分散登校などを経て徐々に日常を取り戻しました。

現在、子供たちは毎朝各家庭で検温して37度5分以下か、せきはないかななどの健康チェックを行って登校しております。しかし、先ほど申しあげましたとおり、これから風邪や季節性インフルエンザの流行する時期になりますと、発熱やせきの症状の子供が増え、それが新型コロナなのか、風邪なのか、インフルエンザなのか、家庭では見分けることが非常に難しい状況になるのではないかと思います。

そこで、まずお伺いします。

現在、児童や生徒に行っている毎朝の健康チェックについて、厳守すると登校できない児童生徒が秋冬以降増える。しかし、ある一定の基準がないと新型コロナが感染拡大してしまう可能性がある、非常に難しい線引きを迫られるところだと思いますが、この点についていかがお考えか、お伺いします。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 本市の学校における新型コロナウイルス感染症の対策につきましては、国内あるいは県内の感染状況を踏まえて、随時改定されております文科省の衛生管理マニュアル、それから県の教育委員会の小学校、中学校等における新しい生活様式を踏まえた学校運営方法

にのっって対応しているところでありませう。

今、議員からございましたように、その中では児童生徒の朝の健康チェックについては、保護者の協力を得ながら登校前の症状の有無の確認、体温測定等の徹底を図るとともに、37.5度以上の発熱あるいは風邪症状のある児童生徒につきましては、学校は当面の間、登校を控えるよう促すこととしております。

また、寒河江市における新型コロナウイルス感染症注意警戒レベルというのがございますが、4の特別警戒または5の非常事態に区分された場合は、先ほど申しあげました文科省あるいは県教委の基準に基づきまして、校舎に入る前にも検温結果の確認及び健康状態の把握を行うこと、同居の家族に風邪症状が見られる場合は登校を控えるようにと促しているところがございます。

今後、季節性インフルエンザが流行する時期になりますと、児童生徒に発熱やせきなど風邪症状が出た場合、議員御指摘のとおり、症状が新型コロナウイルス感染症と類似をしているために症状では見分けにくく、その結果、登校を控える児童生徒が増加するということは予想されます。

これまで学校におきましては、季節性インフルエンザでございますが、欠席者が増えた場合の学級あるいは学年閉鎖等については、学校医と相談して集団感染が懸念される場合は措置しておりましたので、発熱や風邪症状があってもインフルエンザ罹患と確定できる児童生徒が増えている状況でない限りは、学級・学年閉鎖等に移行するものではないと考えております。

いずれにしましても、児童生徒に発熱、せきなどの風邪症状が生じた場合は、かかりつけのお医者さんや学校医、保健所等の医療機関に相談あるいは受診することで適切な判断を仰ぐことが重要だと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今、新しい学校の規則的なものというんでしょうか、についてお話しいただきましてけれども、やはり37度5分以上とかせきが出ているかどうかという判断によって登校できる、できないとなりますと、やはり昨年までよりも非常に、学校に通うというだけなんですけれども、そのハードルが高くなってしまっている。そして、全員ではないんでしょうけれども、学校に登校できるやっぱり人数が、ハードルが上がることにより登校できる生徒児童が減ると、もしくは出席できる日数が減ってしまうというのではないかと私は危惧しております。

学級や学年の閉鎖という判断については、先ほどお伺いしたんですけれども、やっぱり個人的にはどんどん休む子が増えてくるのかなというのが非常に心配しているところでありませう。

まず、ちょっとそこでお伺いしたいんですが、一斉休校した暗中模索の3月と、半年間経過して一定のデータが蓄積してだんだん対応策が明らかになりつつある現在とでは状況が大分変わってくると思います、まずは春の一斉休校について、どのような過程で決定されたのかを伺いたいと思います。

○柏倉信一議長 この際、暫時休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時00分

○柏倉信一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

軽部教育長。

○軽部 賢教育長 後藤議員より、先ほど春の臨時休校はどのような過程で決定されたのかという御質問でございましたけれども、学校保健安全法では「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる」と定められておりますので、感染症予防のための臨時休業につき

ましては、学校の設置者であります寒河江市が行うことになっております。

一方で、中央教育行政の組織及び運営に関する法律では、教育委員会が、設置者である市が有する包括的な管理権に基づいて学校の物的管理、人的管理、運営管理を行うことになっております。

このことを踏まえまして、3月の本市の一斉臨時休校への対応についてお話をさせていただきたいと思っております。

2月27日の夕方、総理大臣が3月2日からの全国一斉の臨時休業を要請したことを受けまして、すぐに県教育委員会に考えを確認したところ、県としてもすぐには方針を示せないということでございました。3月2日が月曜日でありましたので、翌日の2月28日金曜日には、速やかに市としての方針を出して迅速に学校、保護者に周知する必要があるということから、その日、27日の夜に学校教育課内で協議をいたしまして、3月2日以降、長期休業に入る準備が整った学校から速やかに臨時休業とするという基本方針を策定し、市長に報告をし、承認を得たところでございます。

そして、翌28日の午前中に、予定をしておりました臨時校長会を開催して、先ほど申しあげた基本方針を説明して校長から理解を得て、準備のできた学校から臨時休校に入ったということになります。

以上のことから、春の臨時休校につきましては、市の教育委員会が基本方針をつくり、市長の承認を仰ぎ決定したということになります。

その結果、本市の臨時休校の開始日が3月2日、3日、4日となりました。これは学校の実情に応じてということでこのような形になったわけですが、他の市町村と異なる形となったということにつきましては、御案内のとおりだと思います。以上でございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一議員 ありがとうございます。今、教育長のほうから御説明いただきまして、大分春の臨時休校、臨時休業のときはかなり差し違った状態の中、ばたばたといろいろお決めいただき、そして設置者からの許可もいただいてこのようなことを実行したということが分かりました。

半年前は、本当にさっきから何度も申しあげているとおり暗中模索の状態、そしてその中で国からそういう要請もあってばたばたと決めていったと、非常に汲々で決めていった状況が今御説明いただいた状態ではあるんですが、そこから半年現在経過しております。現在の休校の措置について伺いたいと思っております。

現在、寒河江市では、新型コロナウイルスの新規感染者数による対応を設定し一覧にした新型コロナ注意警戒レベルというものを市のサイトなどで公開しております。寒河江市立全体としてはこのように設定し公開されておりますが、先ほども少し話はさせていただきましたけれども、学級や学年閉鎖を含めて、休校の措置についてどのような基準になっているのかお伺いいたします。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 今後の新型コロナに関しての臨時休校についてでありますけれども、寒河江市の新型コロナの注意警戒レベルを基にしまして、学校の休校については県教育委員会が基準をつくっておりますので、それを基に踏まえて対応するというようにしているところであります。

8月4日に県教育委員会から示された内容は、新型コロナウイルスの新規感染者が確認され学校を閉鎖する可能性のある状況として2つ通知しております。1つは、学校関係者、これは児童生徒と教職員ということだと思いますが、学校関係者が感染者の濃厚接触者であると特定されて校内消毒等の対策を講じるために必要な場

合が1つでございます。2つ目は、学校関係者の感染が判明して、さらに濃厚接触者が保健所により特定されるまでの間とされております。

いずれの場合であっても、学校閉鎖の必要性がなくなった時点で閉鎖を解除いたしまして、閉鎖解除後は、一般的な感染防止対策を再開するとともに、児童生徒の健康観察の徹底、連絡体制の確認などを行うとされておまして、一時的な休校期間は3日以内の場合が多いとされております。

ただ、この県教委の通知の中で、学校内で感染が広がっている可能性が高いと判断された場合については新たな臨時休業含む臨機応変な対策を別途講じるものとすると言われておりますので、校内の感染拡大が懸念される場合は長期の臨時休校に入る場合もあり得るということとなります。

感染の拡大状況によっては、1校だけではなくて地域全体を臨時休校にせざるを得ない場合も想定されるわけでありましてけれども、それは市の注意警戒レベルが4または5に区分されたり、4月、5月のように緊急事態宣言が発出されたりなど、地域全体の活動自粛を強化する必要が生じた場合は、感染者が発生していない学校も含めた地域全体一斉の臨時休校を検討する状況もあり得るんだろうなと思います。

当然、臨時休校の解除及び学校再開の判断についても、寒河江市の注意警戒レベルと連動した形になろうかと思っているところであります。

また、本市では5月25日から学校再開をしているわけでありまして、その前の臨時休業中でありましたけれども、5月11日から5月24日まで分散登校の形を取っているわけでありましてけれども、その際、学校規模に応じて1日置きに登校、隔日登校あるいは午前、午後に分けた登校、それから登校班というんですか地域別の登校など、学校の裁量に委ねた部分もございまして、今後、仮に一斉の臨時休校になった場合

も、学校の規模など実態に応じた形で感染防止と教育の両立を図ってまいりたいと考えております。

いずれにしましても、3月のような臨時休校にならないよう、児童生徒だけでなく地域全体で新しい生活様式の下、感染防止対策を講じていくことが重要だと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 今、休校の措置について基準をお伺いいたしました。

私も、子供が3人とも小学校にいるということもありまして、春の一斉休校及び春休みの延長のときには、違う小学校の保護者さんを含め様々な御意見をいただきました。学校を休校する、そして再開する、再開しないという判断は、どちらにもやっぱりメリット、デメリットがありますし、どちらかが正しいという判断ではなかったなと思います。

ただ、その中で私も質問されて答えに詰まったのが、市内の学校が一律同じ判断というのは科学的にどうなのかという御質問、御意見でございました。

寒河江市には、10名程度の小規模校から600名近くいる大規模校まで大小様々な規模の学校があります。例えば、少人数の小規模校であれば、年配の方と家庭にいるよりも学校のほうが安全ではないかと、入学式などは普通どおりできたのではないかと御意見もいただきましたし、大規模校であれば、児童生徒数が多い分、よりリスクがあるのではないかと、あと今後を考えたときに学校が休みになってしまうことが多いのではないかなどという御意見も頂戴いたしました。

ですが、先ほど教育長から示していただきました基準では、そういうことではないということも分かりましたし、非常に数値として状態として分かりやすいと感じましたので、このこと

を、今は市全体としてはこうなったらこうなるよと示しているわけですが、学校についてもやっぱり事前に保護者の皆さん、そして地域の皆さんにも分かりやすく伝えていただいて、例えば、こういうふうになったら休校します、むやみやたらという言葉が適切かどうか分かりませんが、ずっと休校になるということはありませんと。先ほどお伺いしたとおり、例えば、最長でも3日以内という、多分、皆さんはまだ春のときのイメージがあって、誰か1人がかかったら学校にまた行けなくなるんじゃないかというような多分思いをしていらっしゃる方、保護者さん、心配している方もたくさんいらっしゃると思いますので、ぜひ分かりやすく、そして事前に皆さんにお伝えしていただければと思います。

さて、続きましては、オンライン教育と今後の取組について伺います。

春の突然の一斉休校では、準備期間もなくプリント配付ぐらいしか対応できなかったかと思えます。学校に子供が来られない、しかし子供たちの学びを止めてはいけません。先進各国で感染拡大に対応してオンライン学習を進めている状況が報道され、これまで大分遅れていた我が国の教育のICT化も一気に前倒しで進むことになりました。

寒河江市でも、6月定例会で補正予算にて1人1台タブレット端末が整備されることとなりましたが、ICT活用の経験を積む前にオンライン教育に取り組まなければならない状態になる可能性も出ております。ただでさえ今年小学校で、そして来年は中学校で新学習指導要綱がスタートし、なおかつ、ここまで休校などで授業数も厳しいという状況、かなり過酷なこの状況下でどのように指導すべきか、そしてどのように準備していくべきか、大きな苦悩が教育現場にかかっていることは私も理解するところでもあります。

そこで、まずはお伺いさせていただきます。

GIGAスクール構想では、全国的な取組なのでパソコンやタブレットが品薄になり、私もさきの定例会の補正予算のときに、機器の調達に時間がかかるのではないかと伺ったところではありますが、こちら機器の準備状況をまずは教えてください。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 ICT機器の現在の準備状況でございますが、複数の業者から1人1台タブレット端末のデモ機を借りまして動作の確認等を行ったほか、端末調達後、授業が速やかに実施できるように、各小中学校のICT担当教員で構成する市のGIGAスクール構想推進プロジェクト会議というものを立ち上げまして、学習支援ソフトの活用や遠隔授業等について研究と検証を行っているところでございます。

また、全ての児童生徒が同時にタブレット端末をWi-Fiに接続し利用できるよう、市内小中学校に校内LAN整備を行っておりまして、令和3年1月末まで完了する予定で進めているところであります。

タブレット端末の調達状況ではありますが、今月中に業者を決定し、令和3年2月上旬まで市内小中学校の全児童生徒に配付する予定で進めておりますが、議員からございましたように全国的にGIGAスクール構想が加速化している状況で品薄も懸念されますので、最上級生の小学校6年生と中学校3年生を優先して、できる限り早く配付できるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。

8月31日に公告されておりました1人1台タブレット端末一般競争入札の仕様書、ちょうどの市のサイトに載っておりますので、私もそちらの仕様書なんかも読ませていただいたところであります。物損や不具合の補償、各種ソフト

のセットアップなどなど、中の仕様書を見ると、やはりちょっと国が言う価格とは大分乖離するだろうなと思ったのが正直な感想であります。特に故障や破損は多いと、やはり扱うのが子供たちということもありますし、台数が台数ですので、そういった故障や破損は多いと聞いておりますので、それもどうしても致し方ないところだろうと、価格的に乖離するのは致し方ないだろうと感じております。

まず、導入して一番最初、オンライン教育で比較的取り組みやすいのは、先生が授業している映像を一方向的に配信する動画配信と言われております。しかし、新学習指導要綱では、主体的、対話的で深い学びを重視しております。配信するだけの一方向ではなく、教室でやっている双方向の授業をオンラインで展開していく感じになりますので、機器が準備できたらすぐ始められるというものでもなかなかないと、難しいものではないかと思っておりますけれども、ただ新型コロナとかの状況を考えると、もうそんなことも言っていられず、やらなければならない状況であるというのも事実であります。

低学年の児童と高学年の児童あるいは中学生では取り組めることのスピードはかなり違うとは思いますが、機器導入後のスケジュール、具体的な取組の内容について伺います。

○柏倉信一議長 軽部教育長。

○軽部 賢教育長 機器導入後のスケジュールにつきましては、先ほど申しあげましたプロジェクト会議によりまして全ての小学校に昨年度導入いたしました。1学級分のタブレットに今回整備予定の学習支援ソフト、ミライシードというものでございますが、これを導入して実際に授業で活用してもらいながら研究を進めているところでございます。

議員御指摘のとおり、機器やソフトの操作には発達段階によって習熟に差が生じるということは十分に想定されるわけでありまして。このミ

ライシードには、各学年に対応した機能あるいはドリル等々の機能も備わっておりますので、発達段階に応じて有効活用できることも十分配慮しながら、現在、このプロジェクト会議のメンバーを中心に行っている実践を各小中学校全職員にも広めて、効果的な使い方ができるような機器が導入される前にしっかりと研修をしてまいりたいと考えているところであります。

また、学習支援ソフトの授業での活用だけではなくて、欠席者が増えた場合のオンライン授業の在り方や、家庭への動画配信の方法についてもこのプロジェクト会議を中心に研究、研修を行い、コロナ禍にあっても児童生徒の学びの充実に向け進めてまいりたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 非常に詳細にわたり、そして前向きな御答弁をいただいたところです。

先ほどお話しありましたミライシードというのは、タブレット学習用オールインワンパッケージを導入することは入札の仕様書にも記載してありましたので、私もどんなものかなと思っていろいろ調べたりしましたけれども、今、進める主体的、対話的で深い学びには非常にいいソフトという評価も見たとこであります。

先ほど、動画配信というのは授業に取って代わるのは難しいと申しあげたんですけれども、私は学力向上という点においては非常によい取組だと思っております。今日習った授業の内容がいまいちよく分からなかった。家に帰ってからもう一度見てみる。分からなければ何度でも見ることができる。これは非常に素晴らしいことだと思います。教科書の出版社でもそういったことをやっている会社さんもありますけれども、反復学習というのは学力向上につながることであり、こういうことに取り組めるのも1人1台タブレットがあればこそできることであり、ぜひそういったものの御紹介なんかも併せ

てしていただければと思います。

コロナ禍によって、民間企業ではリモートワークが進みました。また、よしあしは別にして、大学の授業は全てオンラインというのも今は珍しくありませんし、今後は資格試験や大学入試などもC B Tというコンピューターで受験する方式のテストの導入も進むかと思っております。情報活用能力は、進学や就職の際に大きな影響、今でもありますけれども、さらに大きな影響を与えますので、今後、教育のサービス、特にオンライン学習の充実度は子育て世代にとってはまち選びの重要なポイントになると思っております。

佐藤市長におかれましては、一般質問の1日目で、新型コロナの収束を見届け、市民が望む安全で安心して暮らせるまちづくりを引き続き行いたいと力強い立候補宣言の表明をいただきましたので、コロナ禍にあっても保護者が安心でき、そして子供たちにとって大事な安全と教育が両立できる環境をつくっていただき、より積極的に教育サービスが充実しているまち寒河江を推進していただきますようお願い申しあげまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

荒木春吉議員の質問

○柏倉信一議長 通告番号17番から20番までについて、14番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 7月28日の豪雨災害に遭われた本市民の皆様に対し、お見舞い申し上げます。200名以上のお亡くなりになられた国民の皆様へ改めてお悔やみ申し上げます。

まず、通告17番、ふるさと納税の返礼品について伺います。

本市のふるさと納税返礼品の返礼品ランクは、1位が米、2位がさくらんぼ、3位がその他農産物の順であります。米は日もちがするので問

題はなしと思います。2位のさくらんぼは、初夏の純青果物であり短期間の品質管理は相当な神経を使うものと思います。日本人は、世界一うるさい消費者です。私も、5月25日から50日間のさくらんぼの返納に従事しました。私の想像が及ばぬほどの苦情が寄せられているのではないかと危惧しています。

そこで、(1)今年ふるさと納税返礼品の苦情内容と対応策について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 荒木議員から御指摘のとおり、ふるさと納税の返礼品の中でさくらんぼ、2番目に多く御支援をいただいております。令和元年度は約4万2,000件の申込みをいただきました。令和2年度、今年であります。約11万1,000件の申込みをいただいております。2倍、3倍近くいただいたところであります。大変人気のある寒河江市を代表する返礼品ということですが、今年増えた理由をまず申しあげますと、6月についてはコロナウイルスの影響によって観光さくらんぼ園の受入れを取りやめたわけでありましたので、これまで観光客の方からさくらんぼ園に来ていただいて消費していただいたさくらんぼが大量に残るのではないかと懸念がございましたので、観光さくらんぼ園のさくらんぼをふるさと納税の返礼品として取り扱うなどの対応を取らせていただいたところでございます。

そういった関係で、今年は大量の発送が、去年から比べると3倍近い発送がありましたから、苦情もそれなりにも多かったというのが実態であります。荒木議員からもありましたとおり米と違って生物、青果物でありますので傷みやすい季節商品であります。

さくらんぼに対する苦情内容としては、いわゆるうるみや傷、カビ、着色不足などの品質に関するもののほかに、届く時期に関する問合せも多く今回寄せられております。

原因としては、今年はさくらんぼの成熟期に曇天が続き着色が進まず、生産者の皆さんがぎりぎりまで収穫を待たざるを得なかったこと、さらにシーズン終盤に高温が続いたことも加わり、輸送中に想像以上にうみが進行してしまったことなどからなのではないかと推測、推察しているところであります。また、そのほか、配送中の車の中での冷氣によって品質劣化のクレームなどもありました。

寄せられた苦情に対しましては、一件一件真摯に対応して代替品をお送りするなどして、本市の特産品を味わっていただくように努めて、御寄附をいただいた方に悪い印象が残らないように誠意をもって対応したところでございます。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 次に、(2) 来年度の対策について伺います。

日本農業新聞の記事によれば、コロナ禍のステイホームにもかかわらず、県内のさくらんぼの売上高は昨年よりも多かったそうです。さくらんぼの本家本元である寒河江市の名と実を高めるために、来年度の運営方策について伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらんぼについては、これまでもふるさと納税の返礼品として高い品質のものを寒河江の宝として提供してまいりましたし、こうしたことが寒河江市のふるさと納税返礼品の特徴であり、我々にとっての誇りでもあります。良質なものを提供することで、多くの皆さんから御支援をいただいたものと思っております。

今回、先ほど申しあげましたとおり様々な要因などがあってクレームが多かったわけでありますけれども、今後こうしたことがないように関係者一同、肝に銘じてまいりたいと考えております。

具体的な対応としては、今年度寄せられた

様々な苦情内容を検証して、生産者の皆さんと情報共有を図りながら品質の維持管理を図っていく必要があるわけでありますが、例えば、チェック体制、検品体制を強化するなど1つの方法でありますし、生産者お一人お一人が寒河江の宝を生産しているという気概を持って取り組んでいただくこと、そうした意識の醸成を図っていくことが大変大事になってくると考えておりますので、今回をよい教訓として今後対応に万全を期していきたいと考えているところであります。

○柏倉信一議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 農業新聞を読んでいましたら、佐藤錦が6月30日まで、紅秀峰が6月30日から7月4日までという設定になっておりました。ですから、寒河江本市ではさくらんぼの納税が売りなわけですから、苦情に対しては誠実に対応していただき、そして誠実に対応すればファンが増えるわけですから、より一層、今年のマイナスをプラスにすべく、よりよき方策を立てて実行してもらえればありがたいと思います。

続いて、通告18番の農業問題、(1) コロナ禍の観光さくらんぼ園対策について伺います。

今夏の本市内観光さくらんぼ園は、コロナ禍により自粛ムードに相なりました。ところが、県境での検温実施により、健常者は県内に入ることが可能でありました。団体客は来園不可でしたが、個人客は少なからず来園したものであると思われま。県と市の思惑はうなずけるとしても、個人客への対応はより柔軟かつきめ細やかな対応ができたのではないかの思いが募ります。市長の御見解を伺います。

○柏倉信一議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 御案内のとおり、寒河江市の今シーズンのさくらんぼ狩りについては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、寒河江市周年観光農業推進協議会会員の皆さんの苦渋の決断によって、観光さくらんぼ園の開園を自

肅ということに相なったわけでありませけれども、自肅に至った経緯としては、4月16日に緊急事態宣言が全国に向けて発出をされた後に、山形県から4月25日から6月18日まで県境をまたぐ移動の自肅要請が出されたという状況下で、果たして開園しても観光客が来るのだろうか、また開園して万が一園地にて感染者が出た場合、寒河江市への影響がどうなのかなどを踏まえて、協議会としてふさわしい対応について協議を重ねた結果、今シーズンの開園を自肅するという決断に至ったと伺っているところであります。

寒河江市としては、こうした決断を尊重すると同時に、開園自肅によって懸念されました観光さくらんぼ園のさくらんぼの収穫出荷時の労力確保対策、さらにはふるさと納税返礼品枠の拡大などによって、さくらんぼの販売先確保について様々な御支援を行ってきたところであります。

その後、6月19日、県境をまたいだ移動の自肅というのが解除されたわけでありませけれども、解除されて、さくらんぼを目当てにした個人観光客が議員御指摘のとおり見られたようでありますけれども、協議会では、希望開園により感染防止対策を取った直売所での販売でこれに対応されたと伺っているところであります。

寒河江市の観光の顔でありますさくらんぼ狩り、多くの皆さんに楽しんでいただけなかったことは大変残念でありましたが、観光客の皆さん、それから農園スタッフの感染リスクの回避を重視した周年観光農業推進協議会の決断はやむを得ない対応だったのではないかと考えております。

○**柏倉信一議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 次に、(2) 来年度の運営について伺います。

農業新聞の記事によると、コロナ禍のステイホームにもかかわらず、県内のさくらんぼ園の売上高は昨年よりも多かったそうです。さくら

んぼの自家本元である寒河江市の名と実を高めるためにも、来年度の運営方策について伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 来年のさくらんぼシーズンはどうなっているかまだまだ分からないわけでありませけれども、コロナウイルスの感染状況について、効果的な予防策とかワクチンとか治療薬の開発状況、さらには新しい生活様式に対する観光客の皆さんの意識がどうなっていくのか、大変不透明であろうかと思っております。

しかしながら、周年観光農業推進協議会では、来シーズンに向けて観光さくらんぼ園が開園できるように対応策の話し合いに入っていると伺っているところであります。寒河江市といたしましては、こうした協議会の取組姿勢に対して連携を図りながら支援をしていきたいと思っております。

来年度のさくらんぼシーズン、さくらんぼ狩りの本場として、多くの観光客の皆さんでにぎわいを取り戻すように我々も協力をしながら願っているところであります。

○**柏倉信一議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 今年は、生産者間でというか農家の方の中で何かまだら色の対応だったようで、せめて生産者が一致結束できるように、当たることができるように、当局の方にいろいろ指導というか周知徹底とかしてもらいたいと思っております。商売できたところと全く自肅に従ったところでは温度差が出たようですので、来年度はそういうことがないように、せめて生産者が一色になるように指導なり管理なりをしていただければなと思っております。

次に、通告19番、河川敷公園などの管理体制について伺います。

(1) 河川敷公園の草刈り等の管理体制について伺います。

毎年、7月上旬にきれいな川で住みよいふる

さと運動が実施され、ボランティアの一環として草刈り作業やごみ拾いなどに参加されている町会などが多数あると思います。本市民の高齢化率も31.5%となり、各地域の公共空間の維持管理についても徐々に困難を極めているように感じます。中心部の町会はそれほどでもない高齢化率でも、周辺町会は超高齢化で維持管理作業は非常に困難が伴っていると思います。この件に関して、市長の見解を伺います。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 議員御指摘のきれいな川で住みよいふるさと運動は、昭和52年から行われているという運動でありまして、毎年7月と9月に実施をされております。河川や海岸の愛護に関する県民意識の醸成と美しく快適で豊かな県土づくりを目的に、山形県市町村、関係団体の積極的な参加と協力の下に行われております。今年7月の実施時には、市内で25の町会、3団体、約1,150名の方が参加をされております。

寒河江市としては、参加された町会、団体に対しまして、河川敷などの延長や参加人数に応じた報償費を支援しているところでありますが、御質問については高齢化率が高くなり河川などの維持管理作業が困難になっているのではないかとありますけれども、この御質問の趣旨、我々としても大変うなずけるところであります。こうした状況は寒河江市ばかりではないと聞いております。

今年、夏に第2回の山形県市長会、年に3回やっていますが、第2回の市長会の中で、国や県に対する要望項目として、地域と協働の河川維持管理の継続のための支援についてという議題が提案をされております。提案の趣旨は、河川敷や堤防の草刈りの維持管理については、河川管理者からの直接的な作業支援により地域ボランティアの負担軽減を図ることということであります。背景としては、先ほど御指摘のあったような地域ボランティアの高年齢化や参加

者の減少などによって実施が難しくなってきたということでもあります。そういった意味で、提案がありましたけれども、寒河江市のみならず各地から賛同の意見が出たところでもあります。

我々としても、今後、ボランティア活動を募集する際などには、各町会の実情などを丁寧にお聞きして、難しい作業などについては負担軽減策などについて軽減をして安全に活動が展開できるように、また、そういう意味では、河川敷公園の草刈りなどがもうちょっと直接的にそういう河川管理者のほうの取組を促していくような対応を取っていきたいと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** (2) 当局の調査と協議着手について伺います。

まずは、担当部署の実態調査を行い、今すぐにどうしようではなく、5年後あたりをめどにし、地区民の意向を聞きつつ方向性を探っていただきたい。きっちりできる地区はそれとして、大分難儀になりつつある地域に対しては、それなりの手だてを講じてほしいものです。まずは、調査と協議を願うのみです。

○**柏倉信一議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 先ほども御答弁申しあげましたが、地域の皆さんのこれまでの長年にわたっての取組に感謝しつつ、そういったこれまでどおりの活動がなかなか展開できにくくなっている状況もありますので、そういったところを地域の皆さんからお聞きして、我々としてどこまでそういう件をカバーしていくか、あるいはフォローしていくことができるかなどについてこれから検討していきたいと思っておりますし、また先ほども申しましたが、河川管理者の皆さんのほうとも十分そういう実情をざっくばらんに話し合いながら、何とか河川の維持管理に努めていけるように対応を検討したいと思っております。

○**柏倉信一議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 今の問題が持ち込まれたのは、私と同じ年齢です。70歳です。だから、私は全然現場は見えていないんですが、今すぐどうしろという話ではありません。あと5年後は、でも後期高齢者になるわけです。そして、現実的にも現在80歳以上の人も参加しているということでした。だから、来年どうしようという話じゃなくて、5年後に向けていろいろ話を聞いてもらいたいということでもありますので、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、通告20番の教育問題について、(1)教育格差対策について伺います。

8月22日の毎日新聞、シリーズ疫病と人間に、社会学者小熊英二慶應教授の文章が掲載されました。見出しの文言は、「教育放置3カ月。下方への格差が広がる 学習は積み重ね。実態調査と補習を急げ」です。

私が通告した8月26日正午のテレビニュースでは、今秋冬に1か月の休校が発生すれば、年度内の履修は無理との報道でした。コロナ有事においては、まさに学校現場は師弟共々綱渡りの状況下にあると思います。成績上位者諸君は得意に帆を上げの感でしょうが、下位者諸君は降参の状況にあると思われまふ。小熊教授のたまうごとく、実態調査と補習を急げです。教育長の御所見を伺います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 議員から御指摘がございました、このたびの3か月に及んだ長期休業明けの子供たちの学力格差につきましては、本市の各小中学校からの聞き取りを行ったところ、自分で学習できる児童生徒はこつこつと復習予習を積み重ねている様子がうかがえる一方、ゲームに明け暮れるなど、ほとんど学習に取り組んだ様子がうかがえず生活リズムを崩して登校してきた児童生徒も多く見られたというような声もあり、この傾向については特に中学校から多く聞かれたところであります。

今年にはコロナの影響で、毎年行っています全国学力・学習状況調査、山形県学力等調査、市の学力調査を実施できず、唯一実施できたのが前年度の学習の定着度をはかる標準学力調査、いわゆるNRTだけですので、例年に比べて学力を多面的に把握はできておりませんが、NRTの結果を見ますと、昨年度の同学年と比較して、小学校では全ての学年、全ての教科で昨年度より0.2から2.8ポイント下がっているという状況であります。中学校においては、ある程度良好な結果だったのは1年生だけで、昨年度より全教科0.2から1.9ポイント上回っておりますが、これは中学進学に当たり小学校の復習ワークが既に配付されて、その課題が休業中の適切な課題になったためだと考えております。

児童生徒のNRTの1から5の5段階評定を度数分布で前年度と比較いたしますと、小学校ではどの学年、どの教科でも4の段階が減って1、2、3の段階が増えている状況にあります。中学校においては、NRTの低下が特に著しかった3年生では、ほとんどの教科において4、5の段階が減って、その分、順に下の段階にスライドして2と1の段階が増えています。特に1の段階が大きく増加しているというのが気になるところでございます。

このことから、議員が御懸念なされておられるとおり、全体的に学力が低下しているだけではなく、下位層が増えたことで上位層と下位層の学力格差が拡大していると言ってもいいのかもしれない。

現在、各学校では、夏休み、冬休みの休業期間を短縮して学校行事や教員研修も精選しながら授業時数の確保に努めており、現段階では、学習指導要領で示された内容は年度内には十分履修可能であると考えておりますが、議員御指摘のように今後3月のような長期の臨時休校が再度実施された場合には、教育内容の計画どおりの履修は難しいのではないかと懸念している

ところであります。

文科省では、学びを取り戻すために「学びの保障」総合対策パッケージとして財政措置を行っておりますが、本市におきましても、これを活用して本定例会初日に専決処分の承認をいただいた一般会計補正予算第9号において、感染症対策と学習保障の両立に必要な取組を迅速かつ柔軟に実施するための1校当たり100万円から200万円の経済的支援を行っております。

これに加えて、9月1日からは、各学校に学習指導員とスクールサポートスタッフ最大26名の配置に向けまして人材の確保に取り組んでいるところでございます。

教育委員会としましては、各学校の学力低下及び格差についてさらに分析を行うとともに、現状と課題を各学校と共有し、国や県の事業なども活用しながら、事業の充実を通して子供たちの学びの保障にしっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○**柏倉信一議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** (2) 教職員の働き方改革について伺います。

先生方は、児童生徒たちのために、日夜、身を粉にしていることと思います。それにも限度、限界があります。夫婦の会話もなく、自分の趣味にふけることもなくでは、本業に邁進不可能だと思います。20年前は20倍近くあった教職員採用も、現行では6分の1の3倍前後に下落しています。教師稼業も魅力ある制度があったのです。教育長の御所見を伺います。

○**柏倉信一議長** 軽部教育長。

○**軽部 賢教育長** 教職員につきましては、学校教育の直接の担い手であり、使命と責任は極めて重要であります。また、教職員は最大の教育環境でもあると言われておりますので、教育の質は教職員そのものの質に左右されると言っても過言ではないのではないかなと思います。

教育に生きがいを感じ教育に携わることを天

職と考える教職員が、自信と誇りを持って生き生きと教壇に立てるよう勤務環境を整備していくということは大切なことであると思っております。

議員御指摘ございましたけれども、教員採用試験の志願者数は全国的にも減少傾向にございますが、これは山形県も例外ではなくて、県教育委員会によりますと、令和元年度実施の志願者数は5年前と比べると約20%の減、10年前と比べると約30%の減となっているところであります。

文部科学省においても、若者の教職離れに強い危機感を持って、平成31年1月に文科大臣を本部長とする学校における働き方改革推進本部を設置し、喫緊の課題である教員の長時間労働の是正、教職員の勤務に関する法制度の見直しなど、学校における働き方改革について手を尽くして総合的に取り組んでおります。

市としましては、学校が組織として効率的に運営されるために、学校外の資源あるいは人材との調整、協働によるコミュニティスクールの推進や学力向上支援員、特別支援教育補助員、部活動指導員等の配置、また部活動ガイドラインの策定など、条件整備を実施してきたところであります。

学校の働き方改革につきましては、市だけの対策で解決できる問題ではございませんので、法令の改正であるとか財政措置、国及び県との連携、保護者を含む地域住民の理解、こういったことも必要になることから、今後も関係機関と連携しながら取組を推進してまいりたいと考えているところであります。

○**柏倉信一議長** 荒木議員。

○**荒木春吉議員** 私、今回の教育問題で全く矛盾する質問をしたようなんですが、私は、実は働き方改革と格差是正は両立すべきものと思っています。先生はあまり働き過ぎないで学力向上、充実、学力保障は可能だと私は思っています。

そして、課長さんから小学校と中学校のほう、授業時数の、標準ですから多分これは絶対ではないんだろうと思いますけれども、小学校はもう4年生から年間1,015時間という中学生並みの授業をこなしています。何で大変なのかなと私が思うには、多分、英語とか道德の時間が交ざってきたがために、すごく窮屈な体制になっているのかなと想像しています。

ぜひ、先生に無理強いすることなく、寒河江市内の生徒たちに上位者が増えて、天井を突き抜けるのが増えて、あと成績下位者が底上げされるようなシステムというか、そういうことをやっていただきたいなと私は思っています。

私が小学生の頃は、多分こんな時間ではなかったと思います。それなりの大変なことはあると思いますが、多分金がかかることなんだろうとは思いますが、それ以外のこと、手だてのできることはいろいろやっていただきたいと私は願っています。

私の質問は終わります。

散 会 午後1時57分

○柏倉信一議長 以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

議事日程第4号 第3回定例会
令和2年9月10日(木) 午前9時30分開議

再開

- 日程第 1 認第 1号 令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第 2号 令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 3号 令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 4号 令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 5号 令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 6号 令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 7号 令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 8 認第 8号 令和元年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
〃 9 認第 9号 令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 10 議第53号 令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 11 議第54号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)
〃 12 議第55号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
〃 13 議第56号 令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
〃 14 議第57号 寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正について
〃 15 議第58号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
〃 16 議第59号 史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設展示制作請負契約の締結について
〃 17 議第60号 (仮称)陵南アパート整備等事業契約の締結について
〃 18 議第61号 財産(小型除雪車)の取得について
〃 19 議第62号 財産(消防ポンプ自動車)の取得について
〃 20 議第63号 寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について
〃 21 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択要請の請願
〃 22 質疑
〃 23 決算特別委員会設置
〃 24 予算特別委員会設置
〃 25 委員会付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号と同じ

再 開 午前9時30分

- 柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 日程第1、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第21、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択要請の請願までの21案件を一括議題といたします。

質 疑

- 柏倉信一議長 日程第22、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いします。
初めに、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
次に、認第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第3号令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第4号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第5号令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第6号令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第7号令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第8号令和元年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第9号令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。渡邊議員。

- 渡邊賢一議員 1点だけちょっと御質問させていただきます。令和元年度寒河江市立病院の事業会計決算の中で、一般会計からの繰入金の5億9,000万円のうち、基準外繰入れ、これが2億1,200万円ということで、監査によるとこの

基準外繰入れルールの在り方については今後検討すべきという記載があるわけなんですけれども、その順序というか、公営企業法全部適用になったときに、この基準外繰入れのルールというものは、当然のことながらあって、これまで一般会計からの繰入れの根拠となってきたと思うんですけれども、これが今後検討するところというのはどうなのかということで、ちょっと御質問させていただきます。

○柏倉信一議長 船田監査委員。

○船田孝夫監査委員 ただいま御質問いただきました基準外ルールの在り方について、今後検討を行っていく必要があると、審査の意見書のほうでそのように申し述べさせていただきました。その理由でございますけれども、病院事業も公営企業の一つでありまして、独立採算の原則が適用されるということになります。一般会計から基準どおりの繰入れを行った場合、当該年度の病院の経営収支の実態がどうであったかということをもまず示すということが望ましいのではないかとこの観点から申しあげたものです。

ただ一方で、それぞれの自治体病院について、地域において求められる役割、機能、診療体制など固有の事情がございますので、病院の経営状況等を踏まえ、基準外の繰入れを行うことの必要性、あるいはその額などについて今後検討の必要があるのではないかとこのことで申し述べさせていただきました。以上でございます。

○柏倉信一議長 先ほど私、大変失礼いたしました、代表監査委員、土田監査委員と申しあげましたね、失礼しました。船田代表監査委員、訂正させていただきます。

渡邊議員。

○渡邊賢一議員 今、ございましたけれども、繰入金の根拠として地方公営企業法第17条の2に、今代表監査委員がおっしゃったようなところがあるわけなんですけれども、これは先ほど私が申しあげたとおり、地方公営企業法の全部適用にな

ったときに、あらかじめというか、そのルールというものがあるって、さっき言った地域医療の課題などがほかの病院、公立、公的病院なんかだとあるわけですので、これは今までなかったほうがちょっとおかしいんじゃないかという御質問でございます。

○柏倉信一議長 暫時休憩いたします。

休 憩 午前 9時38分

再 開 午前 9時41分

○柏倉信一議長 再開いたします。

渡邊議員に申しあげます。ちょっと見解が難しいようなので、後日答弁させていただくということでもうまくないですか。渡邊議員。

○渡邊賢一議員 結構ですけれども、基準外繰入金の公立病院事業について、総務省繰出し基準に定められている項目ということで20項目あるわけですので、そういったところの部分というのは、市立病院について、ここだということを示していただければ結構でございます。

○柏倉信一議長 では、申し訳ありませんが、後日ということ。当局よろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第55号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第56号令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第57号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第58号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第59号史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設展示制作請負契約の締結についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第60号（仮称）陵南アパート整備等事業契約の締結についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第61号財産（小型除雪車）の取得についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第62号財産（消防ポンプ自動車）の取得についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択要請の請願に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

決算特別委員会設置

○柏倉信一議長 日程第23、決算特別委員会の設

置についてお諮りいたします。

認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの10案件については、議長及び議会選出監査委員を除く14人を委員に選任して構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの10案件については、決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

予算特別委員会設置

○柏倉信一議長 日程第24、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）については、議長を除く15人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）については、予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員会付託

○柏倉信一議長 日程第25、委員会付託であります。

このことにつきましては、お示ししております
す委員会付託案件表のとおり、それぞれ所管の
委員会に付託いたします。

委員会付託案件表

委 員 会	付 託 案 件
総務産業常任委員会	議第57号、議第58号、 議第59号、議第60号、 議第61号、議第62号、 議第63号
厚生文教常任委員会	議第55号、議第56号、 請願第2号
予算特別委員会	議第54号
決算特別委員会	認第1号、認第2号、 認第3号、認第4号、 認第5号、認第6号、 認第7号、認第8号、 認第9号、議第53号

散 会 午前9時47分

○柏倉信一議長 以上で本日の日程は終了いた
しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞さまでした。

令和2年9月24日（木曜日）第3回定例会

○出席議員（16名）

1番	柏 倉 信 一	議員	2番	太 田 陽 子	議員
3番	鈴 木 み ゆ き	議員	4番	安 孫 子 義 徳	議員
5番	月 光 裕 晶	議員	6番	後 藤 健 一 郎	議員
7番	伊 藤 正 彦	議員	8番	渡 邊 賢 一	議員
9番	古 沢 清 志	議員	10番	佐 藤 耕 治	議員
11番	太 田 芳 彦	議員	12番	沖 津 一 博	議員
13番	國 井 輝 明	議員	14番	荒 木 春 吉	議員
15番	木 村 寿 太 郎	議員	16番	阿 部 清	議員

○欠席議員（なし）

○遅刻議員（なし）

○早退議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐 藤 洋 樹 市 長	菅 野 英 行 副 市 長
軽 部 賢 教 育 長	久保田 洋 子 病院事業管理者
大 沼 利 子 財 政 課 長	片 桐 勝 元 税 務 課 長
武 田 新 二 防 災 危 機 管 理 課 長	土 田 理 一 建 設 管 理 課 長
伊 藤 孝 上 下 水 道 課 長	門 口 隆 太 農 林 課 長 (併) 農 業 委 員 会 会 長 事 務 局 長
後 藤 芳 和 商 工 推 進 課 長	軽 部 修 一 慈 恩 寺 振 興 課 長
今 野 育 男 高 齢 者 支 援 課 長	眞 木 立 子 会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
小 林 弘 之 病 院 事 務 長	佐 藤 肇 学 校 教 育 課 長
柏 倉 信 一 生 涯 学 習 課 長	船 田 孝 夫 監 査 委 員
木 村 幸 一 監 査 委 員 会 長 事 務 局 長	

○事務局職員出席者

高 林 雅 彦 事 務 局 長	東 海 林 茂 美 局 長 補 佐
兼 子 拓 也 総 務 係 主 任	古 谷 駿 幸 総 務 係 主 事

議事日程第 5 号

第 3 回定例会

令和 2 年 9 月 2 4 日 (木)

予算特別委員会終了後開議

再 開

(決算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 認第 1 号 令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2 号 令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3 号 令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4 号 令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5 号 令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6 号 令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7 号 令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8 号 令和元年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9 号 令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 10 議第 5 3 号 令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 〃 11 決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 12 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第 1 3 議第 5 4 号 令和 2 年度寒河江市一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 〃 1 4 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 1 5 質疑・討論・採決

(総務産業常任委員会付託関係)

- 日程第 1 6 議第 5 7 号 寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正について
- 〃 1 7 議第 5 8 号 寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〃 1 8 議第 5 9 号 史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設展示制作請負契約の締結について
- 〃 1 9 議第 6 0 号 (仮称) 陵南アパート整備等事業契約の締結について
- 〃 2 0 議第 6 1 号 財産（小型除雪車）の取得について
- 〃 2 1 議第 6 2 号 財産（消防ポンプ自動車）の取得について
- 〃 2 2 議第 6 3 号 寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定について
- 〃 2 3 総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 2 4 質疑・討論・採決

(厚生文教常任委員会付託関係)

- 日程第25 議第55号 令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 〃 26 議第56号 令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第1号)
- 〃 27 請願第2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択要請の請願
- 〃 28 厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 29 質疑・討論・採決
- 日程第30 議第64号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第12号)
- 〃 31 議第65号 財産(タブレット端末等)の取得について
- 〃 32 議案説明
- 〃 33 委員会付託
- 〃 34 質疑・討論・採決
- 〃 35 議会案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について
- 〃 36 議案説明
- 〃 37 委員会付託
- 〃 38 質疑・討論・採決
- 〃 39 議会案第4号 教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出について
- 〃 40 議案説明
- 〃 41 質疑・討論・採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第5号に同じ

再 開 午前10時40分

- 柏倉信一議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

この際、船田代表監査委員並びに久保田病院事業管理者より発言の申出がありますので、これを許します。

初めに、船田代表監査委員の発言を許します。
船田代表監査委員。

- 船田孝夫監査委員 9月10日、本定例会本会議におきまして、認第9号令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに関し、渡邊

議員から御質問ありました病院事業に対する一般会計からの繰出しについてお答え申し上げます。

病院事業をはじめ地方公営企業に対し一般会計から繰出金として経費を負担するものは、地方公営企業法の規定により、地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、並びに、能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費とし、総務省から繰出しに係る基準が示されております。

本市市立病院の場合、当該繰出し基準に基づき、救急医療の確保や保健衛生行政事務、高度医療などに要する経費を一般会計から繰り出しております。

また、一般会計と病院事業との協議により、基準外繰出しとして医師確保対策に要する経費、具体的には医師不足により生じる経営損失に対する補填分を一般会計が負担しているところで

す。今後につきましては、現在の病院改革プランが計画最終年度を迎えていることから、今年度中に策定する次期病院改革プラン策定のプロセスにおいて、市立病院の役割や医療機能、今後の経営収支見通し等を踏まえ、基準外繰出し継続の必要性やその額などについて十分検討がなされるものと考えております。

○**柏倉信一議長** 次に、久保田病院事業管理者の発言を許します。久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** 先ほど代表監査委員からありましたように、繰出金につきましては、国の定める新公立病院改革ガイドラインにおいて地域医療の確保のため果たすべき役割を踏まえて、一般会計が負担すべき考え方や、算定基準を定めることとされております。

当院において現在取り組んでおります寒河江市立病院新改革プランにも一般会計における病院事業に対する経営負担の考え方について明記

しているところであります。この中に、医師確保対策に要する経費として常勤医師の確保が困難なことにより不足する額として基準外の繰出金を受けております。

これまでも常勤医師の確保対策は非常に困難な状況にある中で、当院にとって重要な課題と捉え、就任以来邁進してまいりました。県の地域医療構想におきましては、当院は回復期機能の病院とされているところでありますが、実際には手術も行っておりますし、救急患者の受入れも行っている病院であります。現在、医師の供給体制や配置計画につきましては、県において二次医療圏ごとに定めることとなっております。しかしながら、常勤医師の確保が厳しい状況にある中におきましても、地域住民のニーズに沿った医療を安定的に供給していくため、引き続き医師確保対策に取り組んでまいりたいと考えております。

また、監査委員からありましたように、次年度からの新改革プランの策定におきましても、繰入金について一般会計との協議を行いながら決定してまいりたいと考えております。

○**柏倉信一議長** 渡邊議員、よろしいですか。渡邊議員。

○**渡邊賢一議員** ただいま代表監査と病院事業管理者のほうから御説明をいただきました。一定理解できたんですけども、基本的には基準内のみでやるのが原則ということだと思います。基準外繰入れのルールということで、新改革プランの中で反映されるということですので、今後とも市民に分かりやすく情報提供をしていただくようお願いいたします。以上です。

○**柏倉信一議長** ここで、本日の会議運営について議会運営委員長の報告を求めます。木村議会運営委員長。

〔木村寿太郎議会運営委員長 登壇〕

○**木村寿太郎議会運営委員長** おはようございます。

本日の会議運営につきましては、9月23日、委員6名全員出席並びに関係者出席の下、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます案件について申し上げます。

追加案件は、議第64号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第12号)、議第65号財産(タブレット端末等)の取得について、議会案第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出について及び議会案第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についての4案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更が必要となります。日程変更の詳細につきましては、お示ししております日程表のとおり変更となります。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。御報告といたします。

○**柏倉信一議長** お諮りいたします。本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第5号によって進めてまいります。

議 案 上 程

○**柏倉信一議長** 日程第1、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの10案件を一括議題といたします。

決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長** 日程第11、決算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

決算特別委員長報告を求めます。伊藤決算特別委員長。

[伊藤正彦決算特別委員長 登壇]

○**伊藤正彦決算特別委員長** 決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第4号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第6号令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号令和元年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について、認第9号令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてであります。

9月10日、委員14名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、10案件を一括議題とし、議案説明を受け質疑に入り、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されてお

ますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し採決に入りました。

最初に、認第1号、認第2号、認第3号、認第5号、認第7号、認第8号及び認第9号の7案件を一括して採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第53号について採決した結果、賛成多数をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認第4号及び認第6号の2案件について順次採決の結果、それぞれ賛成多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第4号、認第6号及び議第53号を除く認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、

認第7号令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号令和元年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について及び認第9号令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも認定であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第5号、認第7号、認第8号及び認第9号については原案のとおり認定されました。

次に、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決及び認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決及び認定されました。

次に、認第4号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成議員 起立]

起立多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定されました。

次に、認第6号令和元年度寒河江市介護保険

特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第13、議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

- 柏倉信一議長 日程第14、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。渡邊予算特別委員長。

〔渡邊賢一予算特別委員長 登壇〕

- 渡邊賢一予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）であります。

9月10日、委員15名全員出席、当局からは市長はじめ関係課長等出席の下、委員会を開会し、議第54号を議題とし、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過につきましては、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすることと決した旨の報告があ

りました。

各分科会委員長の報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、討論を終結し、採決に入りました。

議第54号を採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

- 柏倉信一議長 日程第15、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 柏倉信一議長 次に、日程第16、議第57号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正についてから日程第22、議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理

者の指定についてまでの7案件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○柏倉信一議長 日程第23、総務産業常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業常任委員長報告を求めます。佐藤総務産業常任委員長。

〔佐藤耕治総務産業常任委員長 登壇〕

○佐藤耕治総務産業常任委員長 総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本委員会は、9月10日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第57号から議第63号までの7案件であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第57号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第58号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第59号史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設展示制作請負契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申しあげます。

委員より「事後審査型条件付一般競争入札と

のことだが、審査基準はどのようなものか」との問いがあり、当局より「条件については、地方自治法施行令等の規定に基づく一般競争入札の参加資格があることに加え、平成27年4月1日以降に完了した国または地方自治体の発注による常設展示室の展示面積が400平方メートル以上のガイダンス施設、博物館、資料館の展示制作業務を元請として請け負った実績があることなどの条件をつけております」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第60号（仮称）陵南アパート整備等事業契約の締結についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第61号財産（小型除雪車）の取得についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「今回購入するものを含め、本市が所有する除雪車の台数は何台か、また、このたび購入する除雪車の能力はどの程度なのか」との問いがあり、当局より「現在、市で所有している除雪車は全部で9台であり、今回はそのうち1台を更新するものです。今回購入する小型除雪車は、ロータリー除雪車で、同等クラスの除雪車は現在4台所有しています。馬力は90馬力で大型ダンプにも積込みが可能なものです」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第62号財産（消防ポンプ自動車）の取得についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「今回更新する消防ポンプ自動車は

どこの地区のものなのか、また、更新の基準はあるのか」との問いがあり、当局より「現在、寒河江市消防団には消防ポンプ自動車は寒河江地区、南部地区、高松地区、白岩地区に各1台、合計4台配備されています。そのうちの南部地区第2分団の更新となります。消防ポンプ自動車については、20年を目安に更新しているところですよ」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「指定管理者への応募数は何社あったのか」との問いがあり、当局より「説明会には全部で3社が来られましたが、結果として1社のみのお申し込みとなりました」との答弁がありました。委員より「なるべく地元で貢献できるような管理運営をお願いしたいが、観光物産協会はどのような方策を取っていくと考えているか」との問いがあり、当局より「観光物産協会は市内の幅広い業種から成る233の個人や団体で構成されており、また、地元の観光振興会をはじめとした12の個人や団体が会員となっています。専門業務については、そうした地域の会員や地域の業者に依頼して一体となって管理運営していくということになっています。観光物産協会の得意分野である観光振興分野については、多様な自主事業の提案もなされていることから、地域の方々と協力しながら慈恩寺一体となった運営体制が図られるのではないかと思います」との答弁がありました。

採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務産業常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第24、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第57号寒河江市先端設備等導入促進基本計画に基づく固定資産税課税標準の特例措置に関する条例の一部改正について、議第58号寒河江市中心市街地活性化センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について、議第59号史跡慈恩寺旧境内ガイダンス交流拠点施設展示制作請負契約の締結について、議第60号（仮称）陵南アパート整備等事業契約の締結について、議第61号財産（小型除雪車）の取得について、議第62号財産（消防ポンプ自動車）の取得について及び議第63号寒河江市史跡慈恩寺旧境内総合交流施設に係る指定管理者の指定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第57号、議第58号、議第59号、議第60号、議第61号、議第62号及び議第63号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○**柏倉信一議長** 次に、日程第25、議第55号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）から日程第27、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択要請の請願までの3案件を一括議題といたします。

厚生文教常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**柏倉信一議長** 日程第28、厚生文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生文教常任委員長報告を求めます。古沢厚生文教常任委員長。

〔古沢清志厚生文教常任委員長 登壇〕

○**古沢清志厚生文教常任委員長** 本委員会は、9月14日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第55号及び議第56号並びに請願第2号の3案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第55号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第56号令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択要請の請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りましたが、質疑、意見等もなく討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって採択

すべきものと決しました。

次に、請願第2号が採択すべきものと決しましたので、担当書記による意見書案の朗読の後、審査に入りましたが、御報告する質疑、意見等もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって意見書案のとおり議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○**柏倉信一議長** 日程第29、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第55号令和2年度寒河江市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第56号令和2年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第1号）及び請願第2号教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2021年度政府予算に係る意見書採択要請の請願の3案件を一括して採決いたします。

ただいまの3案件に対する委員長報告はいずれも可決及び採択であります。

3案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議第55号、議第56号及び請願第2号は原案のとおり可決及び採択されました。

議案上程

- 柏倉信一議長 次に、日程第30、議第64号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第12号）及び日程第31、議第65号財産（タブレット端末等）の取得についての2案件を一括議題といたします。

議案説明

- 柏倉信一議長 日程第32、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 おはようございます。

初めに、議第64号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第12号）を御説明申し上げます。

このたびの補正予算は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として県と連携して実施する事業並びに豪雨災害により緊急に対応を要する事業等を実施するため、住環境整備費並びに土木施設災害復旧費の追加等を行うものでございます。

その結果、3億5,049万7,000円の追加となり、予算総額を歳入歳出それぞれ300億2,898万6,000円とするものでございます。

次に、議第65号財産（タブレット端末等）の取得についてを御説明申し上げます。

本物品購入契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、2案件について御説明申しあげましたが、詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げますので、よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。

- 柏倉信一議長 大沼財政課長。

〔大沼利子財政課長 登壇〕

- 大沼利子財政課長 では、私から議第64号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第12号）について御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明を申し上げますので、6ページの事項別明細書を御覧ください。

11款地方交付税は、このたびの補正予算の財源として普通交付税4,703万円を追加するものです。

13款分担金及び負担金は、7月豪雨で被災した農地等の災害復旧に係る受益者からの分担金210万円を追加するものです。

15款国庫支出金は、市道やグリバーなどの公共土木施設の災害復旧に係る国からの補助金1億7,900万円を計上するものです。

16款2項4目農林水産業費県補助金は、農業用施設や農作物などが被災した農家を支援するための県補助金733万3,000円を、5目土木費県補助金は被災した住宅改修や新生活様式対応リフォームなどに対する県補助金780万円を追加するものです。

19款繰入金は、幸生財産区からの繰入金23万4,000円を追加するものです。

7ページを御覧ください。

22款市債は、農林及び土木関係施設の災害復旧を実施するための市債として1億700万円を追加するものです。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

なお、説明の順序ですが、初めに、私が2款を説明いたしまして、次に、6款農林水産業費と11款1項農林水産施設災害復旧費を農林課長より、8款土木費と11款2項公共土木施設災害復旧費を建設管理課長より続けて御説明させていただきます。その後、第10款を生涯学習課長より御説明させていただきますので、よろしく御願いいたします。

では、8ページを御覧ください。

2款1項5目財産管理費は、新寒河江温泉の揚湯ポンプの交換工事として350万円を、幸生地区内の災害復旧のための補助金として23万4,000円を計上するものです。新寒河江温泉のポンプは、設置から10年を経過しており、揚湯能力が低下していることが判明しました。市民浴場や温泉施設などの事業所へ常に安定してお湯を配湯するためには、早急に交換工事が必要のため、今回補正を行うものです。

2款は以上となります。

○**柏倉信一議長** 門口農林課長。

〔門口隆太農林課長（併）農業委員会事務局長 登壇〕

○**門口隆太農林課長（併）農業委員会事務局長**

私のほうからは、6款と11款の1項について御説明をさせていただきます。

8ページを御覧ください。

6款1項2目農業総務費と3目農業振興費は、いずれも令和2年7月豪雨における被災対応に係るものでございます。

農業総務費の農業総務事業では、農業者が施設の復旧や運転資金として必要とする借入資金に対して、実質無利子となるよう利子補給を行う事業を実施するため、5万8,000円を追加するものでございます。

農業総務費の新規就農者等育成推進事業では、被災した農業用機械の再取得などを支援する事業を実施するため、620万4,000円を追加するものでございます。

農業振興費の果樹園芸作物等生産振興対策事業では、被災後の病害防除に用いる農薬や草勢回復に用いる肥料の購入費用を支援する事業を実施するため、267万2,000円を追加するものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。

11款1項1目農業用施設災害復旧費は、令和2年7月豪雨において堆積した支障物などの撤去に要する委託費用と被災した農地及び農業用

施設27か所の復旧に要する工事請負費として2,753万8,000円を追加するものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 土田建設管理課長。

〔土田理一建設管理課長 登壇〕

○**土田理一建設管理課長** 私からは、8款5項住宅費及び11款2項公共土木施設災害復旧費について御説明申し上げます。

8ページを御覧ください。

初めに、8款5項住宅費について御説明いたします。

住環境整備費住宅建築推進事業に4,000万円を追加するものでございます。内訳は、住宅建築推進事業補助金が1,000万円、子育て定住住宅建築事業補助金が3,000万円でございます。

内容を申し上げます。県において新たに創設された住環境控除及び住宅木材産業活性化緊急促進事業によるものと、子育て定住住宅建築事業補助金に不足が生じたためでございます。また、創設された事業の概要は、新生活様式対応リフォーム補助金、工事費の2分の1で上限20万円と県産木材使用新築住宅への補助金、1戸当たり100万円となっております。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費について御説明いたします。

9ページを御覧ください。

道路・河川等災害復旧費、土木施設災害復旧費補助に2億6,900万円を追加するものでございます。令和2年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事で、内訳は、河川については鶯沢川ほか2か所、道路については市道陣ヶ峯線ほか7か所、公園については最上川寒河江緑地でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○**柏倉信一議長** 柏倉生涯学習課長。

〔柏倉信一生涯学習課長 登壇〕

○**柏倉信一生涯学習課長** 生涯学習課分について御説明申し上げます。

9 ページを御覧ください。

10款4項2目文化センター費は、市民文化会館の空調設備の送風モーターが故障し、一部空調に支障を来していることから、修繕工事を行うため129万1,000円を計上するものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○柏倉信一議長 大沼財政課長。

〔大沼利子財政課長 登壇〕

○大沼利子財政課長 続きまして、私から第2表債務負担行為について御説明をいたします。

4 ページを御覧ください。

このたびの債務負担行為は、山形県災害経営安定対策資金利子補給、それから、山形県農林漁業天災対策資金、ともに7月豪雨の被災農業者などが金融機関から受けた融資の利子補給について債務負担行為を行うものです。

続きまして、5 ページを御覧ください。

第3表地方債補正です。これは、7月豪雨で被災した農業用施設や土木施設の災害復旧事業を行うための市債の借入れを追加するものです。

補正予算の説明は以上であります。どうぞよろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○柏倉信一議長 佐藤学校教育課長。

〔佐藤 肇学校教育課長 登壇〕

○佐藤 肇学校教育課長 私から、議第65号財産（タブレット端末等）の取得について御説明申し上げます。

議案書その2の1 ページを御覧いただきたいと思っております。

国の第2次補正予算を受けて、6月議会にて補正予算を御可決いただいたところでございますが、教育現場でのより効果的な活用を図るため、タブレット端末の動作の確認、学習支援ソフトの選定など、詳細な仕様作成を進めており、年度内の納入に向けて早急に手続を進める必要があることから、このたび追加議案として上程

するものです。

以上、よろしくお願い申し上げます。

委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第33、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第64号及び議第65号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

○柏倉信一議長 日程第34、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、議第64号について質疑はありませんか。後藤議員。

○後藤健一郎議員 それでは、7ページ、歳入22款市債の災害復旧債についてお伺いします。

歳出11款1項、2項の財源に当たる部分ですけれども、農林災害復旧事業債1,700万円、土木災害復旧事業債9,000万円、合計、今回1億700万円の市債を起債しますけれども、こちらの災害復旧に係る地方債措置に該当すると思うのですが、国からどの程度充当されるのか伺います。

○柏倉信一議長 大沼財政課長。

○大沼利子財政課長 市債に係る国からの措置ということですので、お答えをさせていただきます。

まず、農林災害のほうの1,700万円については、100%が交付税措置をされ、後年度に交付

税として市のほうに戻されることとなります。公共土木施設災害については、国庫補助が3分の2、残り3分の1の9,000万円を起債をしておりますが、そのうち95%が交付税措置されるということになっておりますので、実質的な市の負担は450万円程度、約1.7%ほどになると考えております。

○柏倉信一議長 後藤議員。

○後藤健一郎議員 分かりました。今回の豪雨災害について、国から非常に、このように手厚い補助もありましたので、今回、復旧もこのように素早く見通しが立ったわけですけれども、今定例会の一般質問のときに鈴木議員からもありましたように、やはり全国でこの増水の被害というのが多々出ている中で、やはり山形県もまたいつ起こるか分からない、そういう状況の中で、やはり河川敷という場所にあるというのは非常に憂慮すべきところだと思いますので、今回のこのグリバーさがえの今後の運営とか運用、そして施設整備については検討していかなければいけないなと思っております。以上です。

○柏倉信一議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第65号について質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。

これより議第64号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第12号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議第65号財産（タブレット端末等）の

取得についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成議員 起立〕

賛成多数であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

○柏倉信一議長 次に、日程第35、議案第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

議 案 説 明

○柏倉信一議長 日程第36、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

委 員 会 付 託

○柏倉信一議長 日程第37、委員会付託であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。
よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第38、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会議案第3号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議会議案第3号新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○柏倉信一議長 次に、日程第39、議会議案第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを議題といたします。

議案説明

○柏倉信一議長 日程第40、議案説明であります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議会議案第4号については、会議規則第37条第3項の規定によ

り議案説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○柏倉信一議長 日程第41、これより質疑・討論・採決に入ります。

議会議案第4号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議会議案第4号教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書の提出についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議会議案第4号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前11時40分

○柏倉信一議長 これにて令和2年第3回寒河江市議会定例会を閉会いたします。大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 柏 倉 信 一

会議録署名議員 鈴 木 み ゆ き

会議録署名議員 阿 部 清

令和2年9月10日（木曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	12番	沖津一博	委員
13番	國井輝明	委員	14番	荒木春吉	委員
15番	木村寿太郎	委員	16番	阿部清	委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
設楽伸子	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	片桐勝元	税務課長
高林清美	市民生活課長	武田新二	防災危機管理 課長
土田理一	建設管理課長	伊藤孝	上下水道課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	後藤芳和	商工推進課長
猪倉秀行	さくらんぼ観光 課長	軽部修一	慈恩寺振興課長
鈴木隆	健康福祉課長	今野育男	高齢者支援課長
小林博之	子育て推進課長	眞木立子	会計管理者 （兼）会計課長
小林弘之	病院事務長	佐藤肇	学校教育課長
柏倉信一	生涯学習課長	小泉尚	スポーツ 振興課長
船田孝夫	監査委員	太田芳彦	監査委員
木村幸一	監査委員 事務局長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	局長補佐
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
令和2年9月10日(木) 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 認第 1号 令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第 2号 令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 3号 令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 4号 令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 5号 令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 6号 令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 7号 令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 8 認第 8号 令和元年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
〃 9 認第 9号 令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 10 議第53号 令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 11 議案説明
〃 12 質疑
〃 13 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前10時00分

○伊藤正彦委員長 おはようございます。
ただいまから、決算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○伊藤正彦委員長 日程第1、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの10案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○伊藤正彦委員長 日程第11、議案説明であります。

初めに、認第1号令和元年度寒河江市一般会

計歳入歳出決算の認定についてから認第8号令
和元年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、
三泉）歳入歳出決算の認定についてまで、当局
より説明を求めます。眞木会計管理者。

○眞木立子会計管理者（兼）会計課長 おはよう
ございます。

令和元年度寒河江市一般会計及び特別会計決
算の概要について御説明申しあげます。

初めに、認第1号令和元年度寒河江市一般会
計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげ
ます。

なお、金額につきましては1,000円未満の数字
は切捨てとさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

最初に、歳入について御説明いたします。令
和元年度寒河江市歳入歳出決算書の3ページ、
4ページを御覧ください。

款ごとの収入済額と前年度と比較した増減率
を申しあげます。

第1款市税は、収入済額が51億6,389万7,000
円で、前年度比0.5%の増となりました。

主なものは、市民税が21億131万4,000円で
0.4%の減、固定資産税が22億9,775万1,000円
で1.1%の増であります。

第2款地方譲与税は1億3,922万8,000円で、
3.2%の増。

第3款利子割交付金は420万7,000円で、
48.8%の減。

第5款株式等譲渡所得割交付金は659万3,000
円で、25.3%の減となりました。

第6款地方消費税交付金は7億6,051万3,000
円で、6.1%の減。

第7款自動車取得税交付金は1,904万7,000円
で、49.5%の減。

第8款地方特例交付金は4,236万9,000円で、
28.7%の増であります。

次に、5ページ、6ページを御覧ください。

第9款地方交付税は41億9,958万8,000円で、

2.0%の増。

第10款交通安全対策特別交付金は714万5,000
円で、4.1%の減。

第11款分担金及び負担金は1億9,956万2,000
円で、24.8%の減。

第12款使用料及び手数料は8,501万2,000円で、
1.2%の減。

第13款国庫支出金は21億387万2,000円で、
4.1%の増。

第14款県支出金は10億8,289万6,000円で、
7.0%の増であります。

第15款財産収入は5,475万9,000円で、13.6%
の増。

第16款寄附金は44億2,584万5,000円で、
25.8%の増となりました。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。

第17款繰入金は20億7,747万2,000円で、
72.4%の増であります。

第18款繰越金は3億216万1,000円で、前年度
比27.6%の減。

第19款諸収入は10億8,807万7,000円で、
71.2%の増。

第20款市債は14億8,670万円で、8.8%の減。

第21款、新たに導入されました環境性能割交
付金は478万9,000円で皆増であります。

以上、歳入合計は収入済額232億6,559万
2,000円で、前年度比10.0%の増となりました。

失礼いたしました。第4款配当割交付金が抜
けておりましたので、付け加えさせていただきます。

第4款配当割交付金は1,185万3,000円で、
19.7%の増であります。

先ほどの続きになります。

次に、歳出であります。9ページ、10ペー
ジを御覧ください。

款ごとの支出済額と前年度と比較した増減率
を申しあげます。

第1款議会費は支出済額が1億6,621万6,000

円で、前年度比0.7%の減。

第2款総務費は73億9,328万5,000円で、32.1%の増であります。

主なものは、第1項第5目財産管理費58億1,639万4,000円などであります。

第3款民生費は56億3,081万3,000円で、10.3%の減となり、その内訳は、第1項社会福祉費25億7,654万4,000円。

第2項児童福祉費28億3,588万円。

第3項生活保護費2億1,747万1,000円などあります。

第4款衛生費は14億6,842万3,000円で、4.5%の増で、その内訳は、第1項保健衛生費が4億525万9,000円。

第2項清掃費が4億7,316万4,000円。

第3項病院費が5億9,000万円であります。

第5款労働費は2,194万6,000円で、28.8%の増。

第6款農林水産業費は4億433万円で、4.4%の増であります。

11ページ、12ページを御覧ください。

第7款商工費は13億5,720万7,000円で、52.2%の増であります。

第8款土木費は19億5,447万7,000円で、11.5%の増となり、その内訳は、第2項道路橋りょう費9億4,613万5,000円。

第4項都市計画費7億2,554万3,000円などあります。

第9款消防費は5億8,711万8,000円で、前年度比3.4%の増であります。

第10款教育費は21億8,489万5,000円で、24.8%の増で、その内訳は、第2項小学校費7億8,629万1,000円。

第3項中学校費3億5,084万6,000円。

第4項社会教育費7億2,054万9,000円などあります。

第11款災害復旧費は2,828万7,000円で、12.1%の増。

第12款公債費は16億4,214万2,000円で、前年度比4.2%の減であります。

第13款予備費は充用件数が延べ23件で、充用総額は1,217万8,000円であります。

以上、歳出合計は支出済額228億3,914万4,000円で、前年度比11.1%の増であります。

13ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は4億2,644万7,000円となり、これより繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源1,070万7,000円を差し引いた実質収支額は4億1,573万9,000円で、前年度比27.8%の減であります。

また、地方自治法第233条の2及び寒河江市財政調整基金条例の規定により、財政調整基金に2億800万円を繰り入れ、残る2億773万9,000円は翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

なお、特別会計につきましては、主な款の収入済額、支出済額を申しあげます。

14ページ、15ページを御覧ください。

歳入であります。第2款使用料及び手数料5億7,009万9,000円。

第3款国庫支出金2億6,568万8,000円。

第4款繰入金5億520万4,000円。

第7款市債3億4,870万円などで、歳入合計は16億9,725万5,000円で、前年度比9.2%の増であります。

歳出であります。次の16ページ、17ページを御覧ください。

第1款公共下水道事業費は支出済額8億6,494万7,000円。

第2款公債費7億6,371万3,000円で、歳出合計は16億2,866万1,000円で、前年度比4.8%の増であります。

この結果、歳入歳出差引き残額は6,859万4,000円となり、これより繰越明許費に係る翌

年度へ繰り越すべき財源450万円を差し引いた実質収支額は6,409万4,000円であります。

次に、認第3号令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

18ページ、19ページを御覧ください。

歳入であります。主なものは、第1款分担金及び負担金、収入済額387万円。

第2款使用料及び手数料957万円。

第3款国庫支出金695万円。

第5款繰入金4,820万8,000円。

第7款市債1億2,150万円などで、歳入合計は1億9,099万8,000円で、前年度比6.3%の減であります。

歳出であります。20ページ、21ページを御覧ください。

第1款浄化槽整備事業費、支出済額1億7,344万1,000円。

第2款公債費1,747万5,000円で、歳出合計は1億9,091万6,000円で、前年度比6.4%の減であります。この結果、歳入歳出差引き残額は8万1,000円となりました。

公共下水道事業特別会計及び浄化槽整備事業特別会計は、令和2年度から公営企業会計を適用することから、両特別会計は廃止となりましたので、出納整理期間を設けず、令和2年3月31日で打切り決算を行っております。このため、電話料、施設管理業務委託料等が3月末日までに支払いが完了せず未払金となりましたので、歳入歳出差引き残額を企業会計へ引き継ぎ、この支払いに充てております。

次に、認第4号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

22ページ、23ページを御覧ください。

歳入であります。第1款国民健康保険税が収入済額7億7,841万9,000円。

第4款県支出金27億7,223万6,000円。

第6款繰入金4億5,800万円。

第7款繰越金2,507万2,000円などあります。

以上、歳入合計は40億3,989万9,000円で、前年度比9.1%の減であります。

次に、歳出であります。24ページ、25ページを御覧ください。

第2款保険給付費27億1,069万6,000円。

第3款国民健康保険事業費納付金11億6,929万4,000円などあります。

次の26ページ、27ページを御覧ください。

以上、歳出合計は39億9,107万円で、前年度比9.6%の減であります。この結果、歳入歳出差引き残額は4,882万9,000円となり、これは全額翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第5号令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

28ページ、29ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料が収入済額3億5,417万円。

第4款繰入金1億2,757万1,000円などで、歳入合計は4億9,845万7,000円で、前年度比0.9%の増であります。

次に、歳出であります。30ページ、31ページを御覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金4億7,579万2,000円などで、歳出合計は4億8,890万6,000円で、前年度比0.3%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は955万1,000円となり、これは翌年度に繰越しをいたしました。

次に、認第6号令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申しあげます。

32ページ、33ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料が9億2,522万3,000円。

第3款国庫支出金は10億7,251万9,000円。

第4款支払基金交付金11億3,150万9,000円。

第5款県支出金は6億1,156万3,000円。

第7款繰入金6億4,139万6,000円などであり
ます。

次に、34ページ、35ページを御覧ください。

歳入合計は44億8,314万円で、前年度比0.3%
の増であります。

次に、歳出であります。36ページ、37ペー
ジを御覧ください。

第2款保険給付費40億9,571万1,000円。

第4款地域支援事業費1億5,180万8,000円な
どであり、歳出合計は44億3,047万9,000円で、
前年度比1.2%の増であります。

38ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は5,266万
1,000円となり、これは翌年度に繰越しをして
おります。

次に、認第7号令和元年度寒河江市介護認定
審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて御説明申し上げます。

39ページ、40ページを御覧ください。

歳入であります。第1款分担金及び負担金
1,485万3,000円。

第2款繰入金918万8,000円などであり、歳入
合計は2,765万円で、前年度比12.2%の増であ
ります。

次に、歳出であります。41ページ、42ペー
ジを御覧ください。

第1款介護認定審査会費が2,192万4,000円で、
歳出合計も同額の2,192万4,000円となり、前年
度比4.2%の増であります。この結果、歳入歳
出差引き残額は572万5,000円となり、これは翌
年度に繰越しをしております。

次に、認第8号令和元年度寒河江市財産区特
別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認
定について御説明申し上げます。

43ページ、44ページを御覧ください。

歳入であります。第1款高松財産区が収入
済額20万円。

第2款醍醐財産区が21万4,000円。

第3款三泉財産区が23万7,000円で、歳入合
計は65万2,000円で、前年度比6.8%の増であ
ります。

次に、歳出であります。次の45ページ、46
ページを御覧ください。

第1款高松財産区が12万2,000円。

第2款醍醐財産区が16万5,000円。

第3款三泉財産区が11万7,000円で、歳出合
計は40万4,000円で、前年度比3.7%の増であ
ります。この結果、歳入歳出差引き残額は24万
7,000円となり、これは翌年度に繰越しをして
おります。

以上、一般会計及び7特別会計の決算の概要
について御説明を申しあげましたが、詳細につ
きましては、事項別明細書及び主要な施策の成
果に関する説明書を御覧くださいますようお願い
申し上げます。

○伊藤正彦委員長 次に、認第9号令和元年度寒
河江市立病院事業会計決算の認定について当局
より説明を求めます。久保田病院事業管理者。

○久保田洋子病院事業管理者 認第9号令和元
年度寒河江市立病院事業会計決算の認定につ
いて御説明申し上げます。

なお、金額につきまして、1,000円未満の
数字は切捨てさせていただきますので、よろしく
お願いいたします。

最初に1ページ、収益的収入及び支出であ
りますが、収入は第1款病院事業収益19億1,904
万2,000円、その内訳は第1項医業収益が14億
6,357万8,000円、第2項医業外収益が4億
5,546万4,000円であります。

支出は第1款病院事業費用が19億1,178万
7,000円で、その内訳は第1項医業費用19億134
万8,000円、第2項医業外費用1,043万8,000円
であります。

次に、2ページ、資本的収入及び支出であ
りますが、収入は第1款資本的収入が1億3,379

万4,000円で、その内訳は第1項企業債6,270万円、第2項他会計負担金が6,915万円、第4項補助金194万4,000円であります。

支出は第1款資本的支出が1億7,645万2,000円で、その内訳は第1項建設改良費7,190万円、第2項企業債償還金が1億455万2,000円であります。

支出額に対する収入不足額4,265万8,000円は損益勘定留保資金等で補填しております。

次に、3ページ、損益計算書であります。1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計14億6,189万3,000円ではありません。

2の医業費用は、給与費、材料費など合計18億7,397万1,000円であります。

3の医業外収益は、他会計負担金、他会計補助金などで合計4億5,449万4,000円あります。

4の医業外費用は、企業債利息など合計4,948万7,000円あります。

この結果、707万1,000円の経常損失となり、特別利益、特別損失がございませんので、当年度純損失も同額となり、当年度未処理欠損金は5,703万9,000円となりました。

また、4ページは剰余金計算書及び欠損金処理計算書であります。先ほど申しあげました当年度未処理欠損金5,703万9,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、5ページ、貸借対照表であります。

最初に、資産の部、1の固定資産であります。有形固定資産の合計が13億1,445万8,000円で、これに無形固定資産5万1,000円及び投資3,032万1,000円を加えた合計は13億4,483万1,000円あります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金及び貯蔵品で合計2億8,113万6,000円あります。

この結果、資産合計は16億2,596万7,000円あります。

次に、負債の部であります。1の固定負債は企業債で3億5,377万5,000円であり、2の流動負債は未払金、企業債など合計2億5,192万3,000円あります。

3の繰延収益は、長期前受金2億3,210万9,000円から長期前受金収益化累計額1億2,711万5,000円を差し引いた1億499万4,000円となり、この結果、負債合計は7億1,069万3,000円あります。

次に、資本の部であります。1の資本金は9億3,425万3,000円、2の剰余金は資本剰余金が3,806万円、欠損金が5,703万9,000円で、剰余金合計はマイナス1,897万9,000円となり、この結果、資本合計は9億1,527万3,000円あります。負債資本の合計は16億2,596万7,000円であり、資産合計と同額となるものであります。

なお、6ページ以降に附属資料を添付しておりますので、御参照くださるようお願いいたします。

以上、市立病院事業会計の決算について御説明を申しあげました。よろしく御願い申し上げます。

○伊藤正彦委員長 次に、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について当局より説明を求めます。伊藤上下水道課長。

○伊藤孝上下水道課長 議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

タブレットにあります決算書1ページ、2ページを御覧願います。

金額につきましては、1,000円未満の数字は省略させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の第1款水道事業収益の決算額は、前年度比

1%増の11億2,125万2,000円で、支出の第1款水道事業費用の決算額は、前年度比0.03%減の9億8,672万7,000円であります。

次に、3ページ、4ページを御覧願います。

資本的収入及び支出であります。収入の第1款資本的収入の決算額は、前年度比14.2%減の1億3,309万5,000円で、支出の第1款資本的支出の決算額は、前年度比15.4%減の6億4,920万7,000円であります。この結果、収入額が支出額に対して不足する額5億1,611万1,000円は、欄外下段に記載のとおり損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、5ページ、6ページを御覧願います。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜きの金額となっております。

1の営業収益は給水収益が主なもので、合計9億4,180万1,000円であります。

2の営業費用は浄水及び給配水費など合計9億1,154万4,000円であります。

3の営業外収益は受託金及び長期前受金戻入など合計9,664万円であります。

4の営業外費用は支払利息など合計3,406万円であります。

5の特別利益はございません。

6の特別損失は160万9,000円あります。

この結果、当年度純利益は9,122万7,000円となったところであります。

さらに、前年度繰越利益剰余金5,644万3,000円とその他未処分利益剰余金変動額1億1,800万円を加えた当年度未処分利益剰余金は2億6,567万1,000円あります。

次に、7ページ、8ページを御覧ください。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度からの増減はなく、1,584万6,000円あります。

次に、利益剰余金であります。減債積立金は、処分後残高1億2,080万6,000円から2,000万円を使用したことにより、当年度末残高は1

億80万6,000円あります。建設改良積立金は、処分後残高5億4,124万6,000円から9,800万円を使用したことにより、当年度末残高は4億4,324万6,000円あります。

未処分利益剰余金については、処分後残高5,644万3,000円に先ほどの減債積立金及び建設改良積立金の使用額を加え、さらに当年度純利益を加えることにより、当年度末残高は2億6,567万1,000円あります。

この結果、利益剰余金合計年度末残高は8億972万4,000円となったところであります。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

貸借対照表でございます。

先に、資産の部であります。1の固定資産は、有形固定資産及び無形固定資産の合計95億2,561万8,000円あります。

2の流動資産であります。現金及び未収金などで合計7億7,536万7,000円あります。この結果、資産合計は103億98万6,000円あります。

次に、11ページの負債の部であります。3の固定負債は、建設改良費等企業債のうち、令和3年度以降に返済予定分の未償還残高で11億6,151万3,000円あります。

4の流動負債は、建設改良費等企業債のうち、令和2年度に返済予定分の未償還残高、未払金など合計2億2,222万2,000円あります。

5の繰延収益は、長期前受金から長期前受金収益化累計額が減額となり、合計17億4,867万1,000円あります。この結果、負債合計は31億3,240万8,000円あります。

次に、資本の部であります。6の資本金合計は63億4,300万6,000円あります。

7の剰余金は資本剰余金及び利益剰余金の合計8億2,557万円あります。この結果、資本合計は71億6,857万7,000円となり、負債資本合計103億98万6,000円は、前の10ページ資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申しあげます。

戻っていただきまして、9ページの剰余金処分計算書（案）について御説明申しあげます。

未処分利益剰余金当年度末残高2億6,567万1,000円から減債積立金に2,000万円、建設改良積立金に7,100万円を積み立て、建設改良及び企業債償還に使用する1億1,800万円を資本金に組み入れることについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高5,667万1,000円は翌年度へ繰越しとなるものでございます。

なお、14ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしく願いいたします。

質 疑

○伊藤正彦委員長 日程第12、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されまますよう御協力願います。

初めに、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありますか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 それでは、歳入の収入未済額について伺いたいします。

ここ数年、収入未済額は減少してきたのですが、今年は増加となっております。まず、増加になった要因、そして、今年は経済の落ち込みで収入未済額は増加してしまうのではないかと私は危惧しているんですけども、現在行っている対策について伺います。

○伊藤正彦委員長 片桐税務課長。

○片桐勝元税務課長 資料につきましては⑩令和

元年度寒河江市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書の10ページを御覧ください。

収入未済額でございますが、御指摘のとおり前年度と比較しまして都市計画税以外の市税で増えております。市税合計で前年度と比較しまして286万6,000円増加しておりますが、主な要因としましては、令和元年度におきまして特に国民健康保険税の滞納額整理に、滞納額解消に力を入れたことが特徴によるものでございます。

同じ資料の38ページのほうの国民健康保険税収納状況を御覧いただきたいと思いますが、国民健康保険税におきましては、収入未済額が前年度と比べまして2,917万円の減額となっております。収納率も平成30年度の70.9%から令和元年度には72.6%と1.7ポイント増加しております。このため、繰返しになりますけれども、市税のほうでは前年と比較して286万円収入未済額が増えておりますけれども、国民健康保険税につきまして2,917万円減少して、力を入れたところでございます。

収入未済額は翌年度に繰越しされ、引き続き督促などを行い、徴収に努めることとなりますが、多額の収入未済額につきまして納税者の負担の公平と財源確保の観点から、収入未済の実態把握により努めまして、督促や滞納処分など、それぞれに応じた適切な債権管理を行い、引き続き収入未済額の解消と新たな発生防止に向け取り組んでまいります。

なお、今後ではありますけれども、引き続き努めてまいります。今般の新型コロナウイルス感染症対策でも納税猶予とかもございまして、引き続き取り組んでまいります。なるべく率を下げないように努めてまいりたいと考えております。

○伊藤正彦委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、歳出第1款及び歳出第2款について質

疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 同じような質問なので2つまとめ質問させていただきます。

まず、2款1項1目情報システム費のホームページ運営事業についてです。どの程度のアクセスがあったのか、昨年と比較して増減どのようになっているのかを教えてくださいということと、2款1項10目の市民交通対策費について、こちらのデマンドタクシーと循環バス、こちらも同じように昨年度と比較して利用者の増減を教えてくださいと思います。

○伊藤正彦委員長 武田企画創成課長。

○武田伸一企画創成課長 ただいまの3点につきましてお答えを申しあげたいと思います。

ホームページアクセス数についてであります。一昨年度は57万1,429件、昨年度は61万2,888件、4万1,459件増えているということでございます。

続きまして、デマンドタクシーの利用者数について申しあげます。

一昨年度は5,744件、昨年度は4,937件、前年に比べ807件ほど減っているということでございます。

次に、循環バスの利用者数でございますが、一昨年度は4,087件、昨年度は4,294件、207件ほど増えているということでございます。以上です。

○伊藤正彦委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 分かりました。

まず、情報システム費のほうについてですけれども、アクセス数は非常に伸びているという状況でありまして、私たち、今はどうしても何かを調べるというところすぐインターネットで調べるということがだんだん反映されているかと思っております。今回、コロナの影響及び豪雨被害でSNSによる自治体の公式発表があったほうが早くて正確で安心できるという御意見を頂戴しております。当市においては、観光などの魅力に

については市民レポーターやチェリン、観光物産協会の方々による発信ありますけれども、緊急時、もしくは災害情報というのはそういった経路では発信できていないという状況ですので、こちらについては今後御検討をいただければと思います。

そして、市民交通対策費についてですけれども、デマンドタクシーのほうは利用者が減っていると。循環バスのほうは利用者が増えているということなんですが、この要因について御見解を伺います。

○伊藤正彦委員長 武田企画創成課長。

○武田伸一企画創成課長 それではお答えいたします。

デマンドタクシーにつきましては、前年度から比べると減っているということになっておりますが、利用頻度の高い高齢者のいわゆる常連さんがお亡くなりになったり、あるいは施設に入所したりして利用できなくなったということで考えておるところでございます。

それから、循環バスの利用者数の増につきましては、広報に努めておりますし、次第に周知が図られ、利用者からの理解が深まったためではないかと考えております。

それから、冬季の降雪の状況によってもちょっと影響があるということを考えているところでございます。以上です。

○伊藤正彦委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 要因のほうは今御説明いただきました。ただ、デマンドタクシーのほうは、いつも乗っている方が使わなくなったというような要因ということあるんですけども、社会全体を考えると、やはりだんだん高齢化して、使いたい人は増えていると思いますので、ぜひそういった方に、今まで使ったことない方にこういったものがあるという情報がしっかり届くような形をお願いしたいと思います。

また、通常、タクシーとバスというものを考

えると、単価的に考えれば、本来バスのほうが1人当たりの金額というのは下がると思われるんですが、まだまだやっぱり1人当たり利用者数で割っていくと、循環バスのほうが高いような状況が今お答えいただいたところであります。やはり循環バスはどうしてもルートが大回りになると、目的地に行くとき、例えば、行くときはいいんだけど、帰りが物すごい遠いとか、そういったところがなかなか弱点となって利用者が少ないというのは、これは当市だけではなく、全国的な状況にあるようです。寒河江市でも一部費用を出しておりますけれども、天童市営バスとか、西川の路線バスと書いてあるとなかなか、寒河江市内を走っていて乗ってもいいはずなんです、なかなか乗りづらいというところもあるかと思いますが、そういうものに乗ると、例えば帰りはそっちに乗ると非常に近いとか、あるというふうに利用者のほうにしっかり浸透させていただいて、費用対効果の高い運営を今後お願いしたいと思っております。

○伊藤正彦委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで、当局入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時02分

○伊藤正彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

歳出第5款から歳出第7款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありません

か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ここで、当局入替えのため暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時02分

再 開 午前11時07分

○伊藤正彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

最初にお願いしましたが、質疑の際はページ数を示した上で質疑されますようお願い申し上げます。

認第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第3号令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第4号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第5号令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第6号令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第7号令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第8号令和元年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、認第9号令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

次に、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

厚生文教分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款、歳出第10款、認第4号、認第5号、認第6号、認第7号、認第9号
---------	--

散 会 午前11時09分

○伊藤正彦委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦勞さまでした。

分科会分担付託

○伊藤正彦委員長 日程第13、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、認第2号、認第3号、認第8号、議第53号

令和2年9月24日（木曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	12番	沖津一博	委員
13番	國井輝明	委員	14番	荒木春吉	委員
15番	木村寿太郎	委員	16番	阿部清	委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
大沼利子	財政課長	伊藤孝	上下水道課長
眞木立子	会計管理者 (兼)会計課長	小林弘之	病院事務長
船田孝夫	監査委員	太田芳彦	監査委員
木村幸一	監査委員 監査事務局長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	局長補佐
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

決算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
令和2年9月24日(木) 午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第 2号 令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 3号 令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 4号 令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 5号 令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 6号 令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 7号 令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 8 認第 8号 令和元年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
〃 9 認第 9号 令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 10 議第53号 令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 11 分科会審査の経過並びに結果報告
 (1) 総務産業分科会委員長報告
 (2) 厚生文教分科会委員長報告
〃 12 質疑・討論・採決
閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号と同じ

議 案 上 程

再 開 午前9時30分

- 伊藤正彦委員長 おはようございます。
ただいまから決算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

- 伊藤正彦委員長 日程第1、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第10、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの10案件を一括議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 伊藤正彦委員長 日程第11、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 伊藤正彦委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。佐藤総務産業分科会委員長。

〔佐藤耕治総務産業分科会委員長 登壇〕

- 佐藤耕治総務産業分科会委員長 おはようございます。

総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月10日及び11日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第5款から歳出第9款まで及び歳出第11款から歳出第13款まで並びに認第2号、認第3号、認第8号及び議第53号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、認第1号については、初めに歳入全部の審査を行い、次に歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第9款、歳出第5款、歳出第7款、歳出第6款、歳出第8款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款の順で審査を行うこととし、その後認第8号、認第2号、認第3号、議第53号の順で審査することを諮り、異議なく了承され、そのように審査することに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳入全部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第1款を議題とし、当

局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市民交通対策費の循環バスについて、利用者数が増えているとのことだが、その分市民からの要望も増えているのではないか。市民からはどのような声が届いているのかお聞きしたい」との問いがあり、当局より「運行等についての要望などは来ていません。ただし、車両について、特に高齢者の方やお体の悪い方への配慮、例えばステップ板をつけてほしいなど、そういった要望が来ております」との答弁がありました。

委員より「地域づくり推進事業に係り田代地区多目的交流館TASSHOの利用状況はどうなっているか」との問いがあり、当局より「初年度となる平成30年度は約5,100名の利用があり、昨年度は約5,500名で伸びております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第9款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第5款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「耕作放棄地再生利用交付金の実績として、平成30年度は実績がなく、昨年度は3万円となっているが、ここ最近の具体的な状況をお聞きしたい」との問いがあり、当局より「以前は国の交付金があり、利用者への交付金額が大きかったのですが、平成30年度から国の交付金なくなり、金額が下がったことなどから、なかなか活用される方がいない状況にあり、昨年度は1件のみでした。なお、本年度は補助の上限額を3万円から10万円に引き上げ、予算として100万円を確保しており、現在のところ7件、約70万円の申請をいただいている状況です」との答弁がありました。

委員より「有害鳥獣被害防止対策事業について、昨年度の電気柵設置費に対する補助の状況をお聞きしたい。また、熊とイノシシの捕獲数はどうだったのか」との問いがあり、当局より「電気柵の設置については、昨年度は3名の方から申請をいただいておりますが、これは例年並みの数字でありました。本市では、鳥獣被害対策実施隊に被害の状況に応じてわなの設置や捕獲などをやっていただいております。実施隊の出動状況としては、昨年度の1年間で16件出動していただいております。内訳としては、熊が15件、イノシシが1件です。捕獲数は、熊が9頭、イノシシが4頭となっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第8款を議題とし、当

局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「住宅建築推進事業について、近年の状況を教えていただきたい」との問いがあり、当局より「まず子育て定住住宅建築事業補助金の実績については、平成28年度が92件で5,800万円、29年度が109件で7,050万円、30年度が130件で8,610万円、令和元年度は102件で6,580万円となっています。また、リフォームについては、平成28年度が373件で5,397万円、29年度が377件で5,058万円、30年度が329件で4,222万円、令和元年度が387件で4,813万円となっています。事業開始当初から比べると、子育てに関しては増えていますが、リフォームに関しては横ばいといった状況です」との答弁がありました。

委員より「除雪事業について、昨年度は少雪であったが、除雪の出動状況は例年と比べてどうであったか」との問いがあり、当局より「令和元年度については、例年より大幅に少なく、一斉除雪は0回で、柴橋地区が1回、醍醐地区が1回、白岩地区が5回、幸生地区が7回、田代地区が5回でした。なお、平成30年度については、寒河江地区が8回、新田地区が9回、柴橋地区が15回、高松地区が13回、醍醐地区が14回、三泉地区が13回、白岩地区が18回、幸生地区が21回、田代地区が24回という状況でした」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第11款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第12款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第13款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第8号令和元年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第3号令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「浄化槽整備費について、60件計画とのところ22件と下回った要因はどう考えているのか」との問いがあり、当局より「当初の計画では、単独浄化槽ができてから30年近くになり、それがそろそろ壊れてくることを予想し、60件としておりました。しかし、昨年については、三隣亡というものと、大將軍というものも重なり、キャンセルなどもあったということを知っています。その分、今後、入れ替えていただけるものと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の

結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○伊藤正彦委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。古沢厚生文教分科会委員長。

〔古沢清志厚生文教分科会委員長 登壇〕

○古沢清志厚生文教分科会委員長 おはようございます。

厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は9月14日、委員全員出席し、開会いたしました。

分担付託されました案件は、認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款の一部、歳出第4款及び歳出第10款、並びに認第4号から認第7号まで並びに認第9号であります。

審査に入る前に、審査の都合上、初めに認第9号の審査を行い、次に認第1号中歳出第2款の一部、歳出第4款、歳出第3款の一部、歳出第10款、その後認第4号、認第5号、認第6号、認第7号の順に審査を行うことを諮り、異議なく了承されました。

初めに、認第9号令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「病院事業収益が約5,000万円減っており、これは病床数減によって入院患者数が減ったことが主な要因だと思うが、非常に大きな金額である。その要因をどのように捉えているのか」との問いがあり、当局より「入院収益減の要因としては、県の地域医療構想に伴う病棟の2病棟化及び病床数の削減が影響していると思いますが、より影響が大きかったのが昨年

度の暖冬により、冬季の整形外科の患者数が激減し、入院及びリハビリの患者が減少したこと、新型コロナウイルス感染症の影響により、2月以降に入院を控える患者がいたことであると捉えています」との答弁がありました。

委員より「個人医療未収金について、令和元年度末現在の状況では、約3,500万円あり、前年度に比較し159万円増加しているが、回収の見通しは」との問いがあり、当局より「個人医療未収金の総額約3,500万円のうち令和元年度分については、今年8月末の時点で200万円程度となっております。督促状による督促や催告書の送付、また、連帯保証人へ返済を求める手紙の送付なども行っております。回収業者等への委託なども検討し、未収金の対応には引き続き努力してまいります」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について中、歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「自殺対策事業について具体的にどのようなことをやっているのか」との問いがあり、当局より「具体的な事業としては、毎月1回精神科医師による心の健康相談を実施しております。昨年度は28件の相談件数がありました」との答弁がありました。

委員より「成人歯科保健事業について、近年、口腔ケアが健康寿命の伸長や全身の健康に非常に大事だと言われているが、受診者数の推移と事業の効果について何う」との問いがあり、当局より「平成30年度の数字になりますが、対象

者が2,531名、受診された方が255名であり、受診率は10.1%になっています。県全体の受診率は2.7%で、本市は県内の市町村の中でも特に受診率が高いという状況になっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第3款の一部を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「放課後児童クラブについて、クラブによっては職員の報酬が異なる。運営の形が多様であるために、処遇改善費や期末手当の支払い時期がばらばらであるなど、多様な問題があり、不満を持ち退職する職員が非常に多くいる。放課後児童クラブの運営の方針や職員の報酬等を市が管理、指導していくことはできないか」との問いがあり、当局より「放課後児童クラブは、それぞれの成り立ちが異なっており、賃金等が市内統一的なものにはなっておりません。各クラブの実情もあるとは思いますが、できるだけ市内のクラブの賃金等が同じ水準になるように、各クラブへ指導してまいりたいと考えています」との答弁がありました。

委員より「児童福祉総務費の賃金について、約800万円の予算に対し、約6割に当たる500万円が不用額になっているが、この要因は」との問いがあり、当局より「病後児保育の事業が主な要因です。専任の保育士や看護師等の募集に応募がなく、雇用ができなかった期間があり、不用額が出ています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第1号中歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「さがえっこ育み推進事業の食育について、近年、異常気象により野菜の価格が急

騰し、通常の販売価格と納入価格との乖離が大きくなるが多々あり、生産者からは、もうけようとは思っていないが、経営というものを考えた場合には非常に厳しいというお話を聞いている。また、生産者が高齢化を理由にこういった事業を若い生産者に引き継ぎたいと思っても、現在の状況では引き継いでくれる人が見つからないと聞いている。規格や価格について余裕を持つ、あるいは乖離が大きいときには、補正予算などにより対策が取れないか」との問いがあり、当局より「地産地消の食材の調達については、野菜価格が急騰した場合など特別な場合には、別途協議するという条項が契約書の中にあり、数年前に野菜価格が急騰して、その分を補助した実績があります」との答弁がありました。

委員より「文化財保存活用事業について、寒河江の歴史的な資料や市指定の文化財などの所蔵場所が分散しているといった話や、施設が狭く、整っていないために、だんだん所蔵品が劣化しているといった話を聞いている。また、そのような状況のため、市民からの寄贈もお受けできない場合があると聞いている。文化財の保存とその展示による活用についてどのように考えているか」との問いがあり、当局より「文化財の保護については、現在、計画策定に向けた検討委員会を設置し、協議しているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第4号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「出産育児一時金について、限度額に達していない方がいるとのことだが、この要因は何か」との問いがあり、当局より「分娩に関して発症した重度脳性麻痺等のお子様とその

御家族の経済的負担を速やかに補償することなどを目的とした産科医療補償制度に加入していない方が限度額に満たない金額になっております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第5号令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局から説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第6号令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護予防生活支援サービス事業（第1号事業）の約3,346万円など、介護サービスに係る不用額が大きな割合で出ているが、要介護認定を受けて介護サービスを受けられる状態にもかかわらず、介護サービスを受けていないといった方が多くいるのか」との問いがあり、当局より「要介護認定を受けたが、介護サービスの利用を控えている方がいるという話は聞いておりません。不用額が大きく出ているのは、サービスを利用する人が全体的に見込みよりも少なく、給付費の伸びが計画値よりも少なかったためだと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、認第7号令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で、厚生文教分科会における審査の経過

と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○伊藤正彦委員長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、認第4号、認第6号及び議第53号を除く認第1号令和元年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について、認第2号令和元年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号令和元年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第5号令和元年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認第7号令和元年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号令和元年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について、及び認第9号令和元年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についての7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

7案件は、各分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号、認第3号、認第5号、認第7号、認第8号及び認第9号の7案件は、原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議第53号令和元年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は分科会委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第53号は原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、認第4号令和元年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成委員 起立]

賛成多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、認第6号令和元年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを起立により採決いたします。

本案に対する分科会委員長報告は原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり認定することに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成委員 起立]

賛成多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

閉 会 午前10時05分

○伊藤正彦委員長 以上をもって決算特別委員会
を閉会いたします。
御苦勞さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証す
るために署名する。

決算特別委員会委員長 伊 藤 正 彦

令和2年9月10日（木曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	沖津一博	委員	13番	國井輝明	委員
14番	荒木春吉	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	高林清美	市民生活課長
武田新二	防災危機管理課長	土田理一	建設管理課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	後藤芳和	商工推進課長
猪倉秀行	さくらんぼ観光課長	軽部修一	慈恩寺振興課長
鈴木隆	健康福祉課長	小林博之	子育て推進課長
佐藤肇	学校教育課長	柏倉信一	生涯学習課長
小泉尚	スポーツ振興課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	局長補佐
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
令和2年9月10日(木) 決算特別委員会終了後開議

開 会
日程第 1 議第54号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)
" 2 議案説明
" 3 質疑
" 4 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前11時20分

○渡邊賢一委員長 ただいまから予算特別委員会
を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、こ
れより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○渡邊賢一委員長 日程第1、議第54号令和2年
度寒河江市一般会計補正予算(第11号)を議題
といたします。

議 案 説 明

○渡邊賢一委員長 日程第2、議案説明でありま
す。

お諮りいたします。

議案説明は本会議において受けておりますの
で、この際省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案説明は省略することに決しまし
た。

質 疑

○渡邊賢一委員長 日程第3、これより質疑に入
りますが、各委員の所属する分科会の審査案件
に関する質疑は極力控えるとともに、直接予算
に関わる部分に絞って発言され、また、執行部
におきましても、質問者の意をよく捉えられ、
簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願
います。

初めに、議第54号第1表中歳入全部について
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第2款について質疑はありません
か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第3款及び歳出第4款について質
疑はありませんか。伊藤委員。

○伊藤正彦委員 8ページの3款民生費の1目児

童福祉総務費、新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金給付事業についてですけれども、これ、2,200万円計上していますが、どういった方を対象に、あとどういう基準で、どれぐらいの金額なのか、概要で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○渡邊賢一委員長 小林子育て推進課長。

○小林博之子育て推進課長 お答えいたします。

このたびの新型コロナウイルス感染症対応職員慰労金給付事業でございますが、目的としましては、新型コロナウイルス感染症の拡大期から今日に至るまでということで、児童福祉関係の施設等で感染が確認される中、感染のリスクを伴いながら継続して保育等を行っている施設等職員ということで、1人当たり5万円ということで給付を予定しているものでございます。

給付に関しましては、4月1日から6月30日までの間に延べ10日以上勤務をされている方ということで、対象となっておりますのでございます。

人数としましては、見込みでございますが、1つ目が報償費としまして、市立保育所等の直営の関係施設職員のほうが125名、それから、民間の保育所、認定こども園、病児、病後児の保育施設、あと学童クラブなどを合わせまして、こちらのほうが……、民間の保育施設のほうが191名、あと認定こども園が24名、届出保育施設が12名、幼児保育施設が7名、放課後児童クラブが80名ということで積算をしているところでございます。

○渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第6款及び歳出第7款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第8款及び歳出第9款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、第2表について質疑はありませんか。後藤委員。

○後藤健一郎委員 第2表についてお伺いします。

先月の議員懇談会にて、この債務負担行為で今回初めて名前が載っております、チェリーランドアクティビティエリア整備事業について御説明いただいたところであります。

この事業については、DBO方式で行う予定とし、10月から12月に事業者公募を行うという説明でございました。

金額について、今回、債務負担行為という名前にはなっておりますけれども、初めて出てきましたので、大枠のこれについてお伺いしたいと思います。

これから公募を行うわけですが、この24億円という大きな枠組み、推測することはできませんけれども、特定財源の14億円と一般財源の10億円をどのような費用に充てる予定なのか。そしてまた、公募がこれからでありますので、要は今はまだ白紙の状態だと思えます。この金額の根拠、その2つについてお伺いしたいと思います。

○渡邊賢一委員長 武田企画創成課長。

○武田伸一企画創成課長 お答えいたします。

御質問のチェリーランドアクティビティエリア再整備事業における債務負担行為の24億円についてですが、令和3年度から5年度の3か年に行います工事費の14億円と、完成後の令和6年度から令和15年度までの10年間にわたる管理運営に伴う指定管理料の10億円であります。以上です。

○渡邊賢一委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 すみません、今、答弁いただいたんですが、この金額の根拠という質問させていただいたので、そちらもお願いします。

○渡邊賢一委員長 大沼財政課長。

○大沼利子財政課長 24億円の根拠ということですけれども、これから具体的なDBOで発注をしまして、設計から詳細な金額については詰めていくということになりまして、今回お示しました24億円という数字は、建設費等、それから運営費等については、近隣にある同様施設等の実績等を勘案して設計をした金額でございます。

財源についても御質問されておりますけれども、財源については建設費の50%、7億円については、地方創生拠点整備交付金、その半分の90%については一般補助整備事業債、起債を充てまして、その他の7,000万円についてはまちづくり基金を充当するというので建設を考えております。運営費のほうの残り10億円につきましては、一般財源のほうで対応させていただくというような考えでおります。以上です。

○渡邊賢一委員長 後藤委員。

○後藤健一郎委員 詳細答弁いただきましてありがとうございます。私どもに先月御説明いただいたところによりますと、議会承認は来年の3月定例会以降となっておりますので、詳細の質問はそれらがだんだん分かり次第にさせていただきたいと思うんですけれども、ぜひ運営管理、そうなんです、維持管理というほうもしっかり埋め込んだ計画を組んでいただきますようお願い申し上げます。

○渡邊賢一委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○渡邊賢一委員長 日程第4、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの

分科会に分担付託いたします。

分担付託案件表

分科会	分担付託案件
総務産業分科会	議第54号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、第2表
厚生文教分科会	議第54号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款

散 会 午前11時30分

○渡邊賢一委員長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

令和2年9月24日（木曜日）予算特別委員会

○出席委員（15名）

2番	太田陽子	委員	3番	鈴木みゆき	委員
4番	安孫子義徳	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	後藤健一郎	委員	7番	伊藤正彦	委員
8番	渡邊賢一	委員	9番	古沢清志	委員
10番	佐藤耕治	委員	11番	太田芳彦	委員
12番	沖津一博	委員	13番	國井輝明	委員
14番	荒木春吉	委員	15番	木村寿太郎	委員
16番	阿部清	委員			

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	菅野英行	副市長
軽部賢	教育長	武田伸一	企画創成課長
大沼利子	財政課長	高林清美	市民生活課長
武田新二	防災危機管理課長	土田理一	建設管理課長
門口隆太	農林課長（併） 農業委員会 事務局長	後藤芳和	商工推進課長
猪倉秀行	さくらんぼ観光課長	軽部修一	慈恩寺振興課長
鈴木隆	健康福祉課長	小林博之	子育て推進課長
佐藤肇	学校教育課長	柏倉信一	生涯学習課長
小泉尚	スポーツ振興課長		

○事務局職員出席者

高林雅彦	事務局長	東海林茂美	局長補佐
兼子拓也	総務係主任	古谷駿幸	総務係主事

予算特別委員会議事日程第2号 第3回定例会
令和2年9月24日(木) 決算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第1 議第54号 令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)
〃 2 分科会審査の経過並びに結果報告
 (1) 総務産業分科会委員長報告
 (2) 厚生文教分科会委員長報告
〃 3 質疑・討論・採決
閉会

本日の会議に付した事件

議事日程第2号に同じ

再開 午前10時15分

- 渡邊賢一委員長 おはようございます。
ただいまから予算特別委員会を再開いたします。
出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議案上程

- 渡邊賢一委員長 日程第1、議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)を議題といたします。

分科会審査の経過並びに結果報告

- 渡邊賢一委員長 日程第2、分科会審査の経過並びに結果報告であります。

総務産業分科会委員長報告

- 渡邊賢一委員長 初めに、総務産業分科会委員長報告を求めます。佐藤総務産業分科会委員長。
〔佐藤耕治総務産業分科会委員長 登壇〕

- 佐藤耕治総務産業分科会委員長 総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告申しあげます。

本分科会は、9月11日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第54号第1表中歳入全部、歳出第2款の一部、歳出第6款から歳出第9款まで並びに第2表であります。

順を追って審査の内容を申しあげます。

初めに、議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)第1表中歳入全部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、

賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第1表中歳出第6款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「農畜産物ブランド緊急応援事業については、7月の大雨の影響等を大きく受けているブドウ生産者への支援とのことだが、対象となる生産者の数を教えていただきたい」との問いがあり、当局より「今回対象とするブドウは2種類あり、1つは生食用として出せるが7月末の豪雨によって実割れなどをして加工に回さざるを得なくなったもの、もう一つは、もともとワインなどの加工用のために作っていたものです。前者のような生食用ブドウの生産者がどれだけ該当してくるかは把握できないところではありますが、ワイン用ブドウを実際に作っている方は約30名いらっしゃいます」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第1表中歳出第7款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「新・生活様式対応支援事業費補助金の補助対象について、今回は換気扇もエアコンも補助対象となるのか」との問いがあり、当局より「換気扇については対象内ですが、エアコンは換気機能がついているものに限定させていただきたいと考えているところです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第1表中歳出第8款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第1表中歳出第9款を議題と

し、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、議第54号第2表を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で総務産業分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

厚生文教分科会委員長報告

○渡邊賢一委員長 次に、厚生文教分科会委員長報告を求めます。古沢厚生文教分科会委員長。

〔古沢清志厚生文教分科会委員長 登壇〕

○古沢清志厚生文教分科会委員長 厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本分科会は、9月15日、委員全員出席し開会いたしました。

分担付託されました案件は、議第54号第1表中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款及び歳出第10款であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算（第11号）第1表中歳出第2款の一部を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第3款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「放課後児童対策事業は1か所当たり50万円を上限に新型コロナウイルス感染症対策の支援をするものとのことだが、どのような対策について補助金を交付することを想定して

いるのか」との問いがあり、当局より「想定しているものとしては、マスク、手指消毒用の消毒液などの衛生管理用品の購入、また、施設内で使用するパーティションやアクリル板、児童が使用する折り畳みテーブルなど、密を避けるための備品の購入等です。できるだけ広い範囲で対応したいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第4款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「市民浴場管理運営事業の予算額207万6,000円の算定基準は」との問いがあり、当局より「4月5日から5月17日までの休場期間中の施設設備保守点検業務費、清掃業務費、さらに日常の運營業務費などを積み上げて計算しております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

次に、歳出第10款を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「10款5項1目のスポーツ関連イベントの減額補正について、新型コロナウイルス感染症の影響で今年度同様に来年度もイベントを開催できない可能性もあるが、来年度については通常どおり開催する予定で準備を進めていくのか」との問いがあり、当局より「コロナ禍によりイベントの形態が、大勢が一堂に会して実施するものからスマートフォンのアプリを利用したオンラインのマラソン大会のような分散型の形態へと移行していていると思います。先行きが不透明なので、どちらの形態にも対応できるように準備を進める考えですが、仮にオンラインシステムでのイベント開催となった場合、スポーツツーリズムの観点から、寒河江に

足を運んでいただけるような仕組みづくりが必要であると考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案を了とすることに決しました。

以上で厚生文教分科会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○渡邊賢一委員長 日程第3、これより質疑・討論・採決に入ります。

初めに、総務産業分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、厚生文教分科会委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議第54号令和2年度寒河江市一般会計補正予算(第11号)を採決いたします。

本案に対する各分科会委員長報告は、いずれも原案を了とするものであります。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第54号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

閉 会 午前10時27分

○渡邊賢一委員長 以上をもって予算特別委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

以上会議の結果を記載し、相違ないことを証するため
に署名する。

予算特別委員会委員長 渡 邊 賢 一